

令和3年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 5 月 3 1 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 8 号

提案～審議

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	原	茂樹	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	田中	俊彦	建設水道課長	武井	厚
会計管理者	高橋	里江	教育次長	清水	勝宏
財務課長	藤澤	隆	代表監査委員	原	浩
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

会議のてんまつ

令和3年5月31日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

自然の風景はきれいな田園風景と新緑の美しい季節です。しかし、私たちの生活はコロナとの闘いの真っ最中。何かをしないという守りの生活から、ワクチン接種という攻めに転じました。関係する医療従事者の方々、関係者の皆様に感謝申し上げます。

戦いに巧みな人は、戦いの勢いによって勝利を得ようとする、孫子の箴言です。一気呵成に事を進め、収束に向かうことを祈るばかりです。

ただいまから、令和3年第2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番、登内瑞貴議員、5番、笹沼美保議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

本日招集されました、令和3年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案8件です。請願・陳情は、陳情2件が提出されております。

会期は、本日5月31日から6月11日までの12日間とし、この間で6月1日から8日まで本会議を休会といたします。

また、最終日11日の開会時刻は午後3時を予定しております。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月11日までの12日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和3年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

私にとりまして最初の定例会となります。方針につきましては、5月の臨時議会で申し上げたとおりでございます。その方針に基づき、しっかりと準備をし取り組んでまいりたいと思っております。

まず、最優先課題である新型コロナウイルス感染症の件です。

先月25日から、東京都及び近畿3府県に緊急事態宣言が発出されました。上伊那地域は、5月20日に本村を含む5市町村の感染警戒レベルが5に引き上げられました。5月以降、17人の感染陽性者が本村で確認され、保育園や学校で園やクラス閉鎖を行うなど様々な対応を日々強いられ、また村民の皆様には多大な御負担をおかけしております。村でも対応に大変苦慮しているところです。

その中で、4月21日からワクチン接種が75歳以上の方から始まり、先週までで1,495回の接種が完了しました。キャンセル対応や副反応など心配は多々ありますが、大きなトラブルなく今のところ進んでおります。病院、診療所の医師、看護師、従事者の方には、通常診療も行いながら最大限の御協力をいただいております、改めて感謝申し上げます。

5月19日から、65歳から74歳の方へ接種クーポンをお送りしています。接種体制の状況を見つつ、予約の電話がつながりにくくならないよう配慮し、年齢が上の方から順番に準じお送りをしておりますので、まだ届いていない方はもうしばらくお待ちいただけますようお願い申し上げます。

国では、希望する65歳以上の熟年者への方への接種目標を7月末としております。本村でも医療従事者が確保できれば、7月末に完了できるよう現在準備を進めているところです。熟年者の次は基礎疾患のある方や一般の方へと続いていきます。こちらも引き続き、全庁を挙げて取り組んでまいります。

さて、本日5月31日をもちまして、企業会計を除く令和2年度の一般会計・特別会計が出納閉鎖となります。現在、令和2年度の決算状況について取りまとめに入っております。現時点でのあくまで概算見込額ですが、歳入は85億8,000万円、歳出は80億8,000万円です。

新型コロナウイルス感染症対策の給付金があったため、前年度より歳入歳出ともに20億円ほど規模が大きくなっています。歳入歳出の差引きは約5億円であり、このうち繰越一般財源が3,600万円ほどありますので、実質繰越額は約4億6,400万円を見込んでいます。

なお、当初予算で繰越金を2億円、補正3号で5,000万円を予算化したため、現在差引き約2億1,400万円を余裕財源として見込んでいます。余裕財源は、コロナの経済対策また基金の積立てを中心に検討してまいりたいと思っております。また、村税収入は約21億5,300万円、前年度に比べ8,000万円余り減収となる見込みです。

ふるさと納税の実績を申し上げます。実績は1万4,521件、1億5,277万円でありました。前年度に比べ件数で1,985件、金額で約2,000万円上回りました。リンゴ、梨の返礼品が伸びたことが一つの要因で収穫が順調であったこと、またふるさと納税サイトで果物部門ランキングの上位となったことが大きかったです。今後新たな返礼品の開発、アプローチの改善などの検討も行ってまいります。

次に、本村の人口動態であります。令和3年4月1日の人口は1万5,753人で、一年間で112人の増加となりました。社会増が92人、自然増が25人、その他がマイナス5人です。出

生数は近年は減少傾向が見られましたが、令和に入ってから元年度が151人、2年度が162人と減少前の水準にうれしいことに戻ってきております。

本村の高齢化率は24.0%と県下で最も低く、年少人口の割合も県内最高の15.8%となり、いずれも2番目の市町村を大きく引き離し、県下で最も若い村を維持しております。また、本日令和2年の国勢調査の結果の速報が発表される見通しです。村が保有しているデータから推測をしますと、恐らく人口は700人以上の増加になるのではないかと予測をしております。前回は520人の増加で、人口増加率が3%台でしたが、今回は5%台に届く可能性もあります。

続いて、村事業について若干触れさせていただきます。御承知のとおり経ヶ岳バーティカルリミット、大芝高原まつりは昨年引き続き中止が決定しました。大芝高原まつり、代替イベントが必要と考えておりますし、大芝高原の将来ビジョンの策定につながるような事業を企画していきたいと考えています。そのほか、各種講座やイベントが中止や延期となっておりますが、予算をお認めいただいた事業は着実に進めてまいり所存です。

大型事業では、仮称になりますが防災研修センターの建築があります。議会からも御意見をお伺いし、検討を重ねてまいりました。4月3日に安全祈願祭、起工式を行い、現在は本体基礎、コンクリート部の施工となっております。大芝高原の人が行き交うエリアの工事となりますので、安全には十分に留意し秋の竣工に向け進めてまいります。

合わせて、大芝高原においてテレワーク環境整備を行い、ワーケーションや短期間のサテライトオフィスに活用できるようにしてまいります。

次に、地方創生関連です。交付金を活用した箕輪町との広域連携事業、子育て女性再就職支援事業が3年目となります。再就職者数は本年4月までに229名にのぼっており、順調な成果を上げております。しかしながら、昨年度よりその人数に鈍化傾向が見られています。

その他、関係人口増加を目的に、都市部に向けた南箕輪村のプロモーション事業を新たに実施してまいります。

補正予算として今議会に御審議をお願いいたしますが、本年度のコミュニティ助成事業として南原区のコミュニティセンターの机、椅子、備品収納倉庫の整備等に関わる経費の助成が決定いたしました。

元気づくり支援金は、南箕輪村観光協会が申請し採択となりました事業MTBプロジェクト事業in南箕輪について、大芝村有林内に仮設コースを整備し4月から10月の毎月第一、第三日曜日に一般開放をしてまいります。

情報政策関連では、本年度内の運用に向けSNSを活用した双方向のコミュニケーションツールについて検討を進めています。また各地区公民館、村公民館のWi-Fi設置については、各地区と個別に相談をしながら進めてまいります。

空き家関連については、空き家バンクウェブサイト到现在賃貸物件2件、売却物件5件を公開中です。本年度採用した地域おこし協力隊を中心に、空き家対策もしっかりと進めてまいります。

福祉関係であります。今年度から、地域包括支援センターにセンター長のポストを設けました。相談支援業務をはじめ、介護予防事業や地域支援事業の充実を図ってまいります。今年度は5年に一度の地域福祉計画の策定年度に当たります。住民とのワークショップや関係団体からのヒアリングを通じて、地域包括ケアシステムの構築や共生社会の実現に向けて、

5年間の取組の基盤となる計画を策定してまいります。

また、新たに久保地区で放課後等デイサービスを開設する事業所があります。障がい者グループホーム等施設整備事業補助金を利用して、建物の改修・整備を行います。6月から事業を実施する予定であり、障がい児福祉の一層の充実につながればと思っております。

農業関係であります。農業関係団体の総会の多くが書面決議となるなど、関係者の皆様と顔を合わせる機会が減少しております。そのような中、6月2日からは転作確認作業が始まります。今年の水稲作付面積は233ヘクタールで、そのうち風の村米だよりの作付面積は47.5ヘクタールを予定しております。

建設工事関係であります。県の事業で、長年の懸案でありました県道伊那北殿線の下河原橋のクランク拡幅工事が国土強靱化のための三か年緊急対策事業として実施され、5月に全ての工事が完了いたしました。大清水川と県道南箕輪村沢渡線の交差点改修工事及び道路改良工事につきましても、昨年度から用地測量を実施しており、今年度は物件補償の調査を行う計画です。こちらも早期完成を要望してまいります。住民生活に直結するインフラ整備は、国庫補助事業等を活用し計画的に進めてまいります。

次に、小中学校関係です。長年検討が重ねられてきた学校給食センターは、令和5年度2学期からの供用開始を目標に建設を進めてまいります。今年度は用地買収や造成工事、センターの基本実施設計業務を進めていきます。

I C T環境整備につきましては、児童生徒一人一台のタブレット端末と大方の通信環境の整備が完了しました。今後はI C T支援員の増員など必要な措置を講じ、教職員のスキルアップ、臨時休業時の学習利用へつなげられるよう環境整備を推進してまいります。

学校整備事業につきましては、中学校体育館の床の改修工事、南箕輪小学校体育館の軒天上の改修工事等大型改修工事に加え、各校体育館への無線L A N整備工事を進めてまいります。

社会教育関係施設整備事業は、村公民館のエレベーター改修工事、村民体育館の外壁及びエアコンの改修工事、こちらも補正予算として今議会に御審議をお願いいたします村民センターのエレベーター改修工事を進めてまいります。また、村民体育館や村民センター、社会教育施設については、ウェブ上から空き情報の確認や予約が可能がシステムの導入を進めてまいります。

社会教育事業については、住民のニーズに応じたスポーツ、文化活動、各種講座について4月から採用いたしました地域おこし協力隊にも参画してもらい、新たな取組について検討を進めてまいります。

男女共同参画につきましては、昨年実施した住民アンケート調査を踏まえ、第5次計画の策定作業を進めておりますが、今年度は引き続き国や県の計画に沿って行動計画を策定してまいります。また、令和7年2月に村政150周年を迎えることもあり、本年度より村誌の補遺編の作成業務を本格的にスタートいたします。

引き続き地域ぐるみでの子育て、子供を真ん中にした地域づくりを念頭に事業を進めてまいります。新型コロナウイルス感染症対策やG I G Aスクール構想におけるI C T環境の整備など、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しております。学校における児童生徒の確かな育ちのために、学校・家庭・地域が共同して行う子育てを具現化してまいります。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業として、住民の安全・安心の確保、

地域経済の回復などスピード感を持って積極的に取り組んでまいります。

本定例会に提案を申し上げます案件は、議案8件、報告3件であります。

全議案、原案どおりお認めをいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年1月分から令和3年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。報告第1号は、令和2年度南箕輪村一般会計繰越明許費繰越計算書であります。別紙12事業に関わります繰越明許費計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第2号及び第3号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社と一般財団法人南箕輪村開発公社の令和2年度経営状況がそれぞれ確定しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） これにて行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までにご受理しました請願・陳情は、陳情2件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されました。このうち、令和3年4月1日付施行分につきましては専決処分を行いまして、先の臨時会で御承認をいただいております。本案につきましては、令和4年1月1日及び令和6年1月1日以降に施行とな

るものでございます。

新旧対照表により説明を申し上げますので、議案書2ページをお願いいたします。

アンダーラインの部分が改正箇所となりまして、左側の改正後の条文に沿って説明をいたします。

はじめに第24条、個人の村民税の非課税の範囲につきまして、扶養親族の要件をアンダーラインのとおり括弧書きで（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）を加えるものであります。

第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書では、扶養親族の括弧書きで（控除対象扶養親族を除く。）を（年齢16歳未満の者に限る。）に改めるものでございます。

附則の部分でおめくりいただきまして第5条、個人の村民税の所得割の非課税の範囲も同様に、扶養親族の要件を括弧書きで（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）を加えるものであります。

今説明をしました第24条、第36条の3の3及び附則第5条の扶養親族につきましては、国外住居の扶養親族についての規定となるものでございます。

続きまして第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございます。いわゆるセルフメディケーション税制でございますが、適用期限の令和4年度を令和9年度に改め、医療費控除の特例を5年間延長するものでございます。

議案書の1ページにお戻りいただきまして、附則第1条でこの条例の施行期日を令和4年1月1日とし、ただし書で第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定、並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、令和6年1月1日から施行となるものでございます。

第2条につきましては、村民税に関する経過措置をそれぞれ定めているものでございます。

以上、議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における押印等を廃止するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 議案第2号の細部説明を申し上げます。

本案は、国のデジタル化推進によりまして、行政手続の簡素化として押印等の見直しが求められているため、所要の改正を行うものでございます。

議案書2ページを御覧ください。新旧対照表に説明を申し上げます。アンダーラインの箇所が改正箇所となります。

第4条、審査方法の第4項でございまして、審査申出における審査申出人の押印規定につきまして、これを削除するものでございまして、この削除に伴いまして次条はそれぞれ繰り上がりまして、第8条第5項では前項の口述書について提出者の署名、押印規定を削除し、記載しなければならないに改めるものでございまして。

1ページにお戻りいただきまして、附則としましてこの条例は公布の日から施行するものでございまして。

以上、議案第2号「南箕輪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」につきまして、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の時限措置終了により、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第3号の細部説明を申し上げます。

消費税転嫁対策特別措置法の時限措置終了によりまして、下水道使用料に係る表記を消費税抜きから消費税込みにするため、南箕輪村公共下水道条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表により説明いたしますので、議案書の2ページを御覧ください。

中ほどの別表第1、下水道使用料を10%の消費税込みの表記にするため、基本料金を1,070円から1,177円とします。従量料金につきましても、汚水量1m³から20m³までの1m³単価を107円から117.7円とし、同様に各汚水量に応じた1m³単価の表記もそれぞれ改めまして、300m³を超える分の1m³単価は214円から235.4円とします。

一番上の行に戻っていただきまして、以上のことから第13条使用料の算定方法第1項につ

いては、不要の文言を削除し改めるものであります。

1 ページにお戻りいただきまして、附則としてこの条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第3号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

給水装置工事に関し必要な事項を定めるため、また消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の時限措置終了により、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第4号の細部説明を申し上げます。

給水工事を行う者の費用の予納及び給水装置の所有権の移転について明確にするため、また消費税転嫁対策特別措置法の時限措置終了によりまして、水道料金に係る表記を消費税抜きから消費税込みにするため、南箕輪村村営水道条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表により説明しますので、議案書3ページを御覧ください。

第8条、費用の予納第1項につきましては、施工者を明確にするため管理者が給水装置工事を施工する場合を追加するものであります。

第9条、給水装置の所有権の移転につきましては、給水装置工事を行う者により内容が異なるため2つの項に区分し、第1項に管理者が給水装置工事を施工する場合を追加し、給水装置箇所を明確にした内容に改め、第2項としまして指定給水装置工事事業者が施工する場合の所有権移転内容を追加するものであります。

おめくりいただきまして4ページを御覧ください。

別表第1、料金表を10%の消費税込みの表記にするため、メーター口径別に基本料金の表記を改め、13ミリで545円から599.5円とし、同様に各メーター口径の表記もそれぞれ改めまして、100ミリでは4万7,120円から5万1,832.0円とします。

従量料金につきましても、使用水量のうち1^mから10^mまでの水量、1^m単価を94円から103.4円とし、同様に各使用水量に応じた1^m単価の表記もそれぞれ改めまして、31^m以上使用したときの水量1^m単価は、170円から187.0円とします。

3ページにお戻りいただきまして、下にあります第23条料金の額については、以上のことから不要な文言を削除し改めるものであります。

2ページにお戻りいただきまして、附則としてこの条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第4号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第5号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第5号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、県の福祉医療費給付事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第5号につきまして細部説明を申し上げます。

県の交付要綱の改正によりまして、中学校卒業までの柔道整復施術療養費について、現物給付方式が導入されることに伴うものです。

議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

第9条第4項のアンダーラインの療養の給付の中に、柔道整復施術療養費が含まれていないため、療養の給付を受けたを療養の給付等を受けたに改めるものです。

1ページに戻っていただき、附則でございます。

施行期日につきましては公布の日から施行し、経過措置としましては、改正後の南箕輪村福祉医療費給付金条例の規定は、令和3年8月1日以後の診療分から適用をいたします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

中学生の柔道整復施術分ということで、追加されたことはよいことだと思います。大体南箕輪ではどのくらいの方が使われているのかなということが分かったら、教えていただきたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 清水住民環境課長、お願いします。

住民環境課長（清水 恵子） 三澤議員さんの御質問にお答えいたします。

中学校卒業までの柔道整復施術療養費に該当する方たちですけれども、令和2年度の実績で310件程度、自己負担額が51万7,000円程度となっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第6号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第6号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う人件費のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加などが主なものであります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,454万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億1万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 議案第6号の細部説明を申し上げます。

ただいま説明がありましたように、今回の補正予算につきましては、令和3年4月1日付の職員の人事異動に伴いまして、まず冒頭議会費から教育費までの各項目で、2節の給料から4節の共済費までの人件費を補正しております。

はじめに、予算書の27ページ給与費明細書を御覧いただきたいと思っております。

人件費の部分でございますが、1の特別職につきましては一番下の比較欄のとおり、長等におきまして寒冷地手当及びその他の手当で11万6,000円の増、次の28ページに一般職につきましても（1）総括の比較欄のとおり、常勤職員が5人増となり給与費で1,404万9,000円、共済費326万6,000円、合計1,731万5,000円の増額となるものでございます。

その下の職員手当の内訳、またおめぐりいただいて29ページは、給料及び職員手当の増減額でございます。明細でございますので、それぞれお目通しをいただければと存じます。

なお、この説明によりまして予算書、歳出の各項目で2節給料から4節共済費の説明は省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、歳入歳出予算補正予算の事項別明細書にて説明をいたしますので、予算書12ページをお願いいたします。

歳出からお願いをいたします。2款総務費、1項1目一般管理費、0202庁舎管理事務でございます。520万円は14節工事請負費で役場庁舎トイレの改修工事費、これは臨時交付金対象事業でございます。1階の男女トイレ和式タイプの自動水洗化、それから2、3階の男女トイレ4台の洋式化の工事費でございます。

それから12目地域づくり推進事業、おめくりいただきまして13ページをお願いいたします。0242地域づくり推進事業250万円でございますが、18節負担金補助及び交付金で、コミュニティ助成事業助成金、冒頭村長の挨拶からもありましたが、南原区の館用備品で机10台、椅子120脚、プロジェクター、スクリーン各1台、備品倉庫1基の費用となります。

おめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。

一つ飛んで16ページでございますが、3款民生費、2項1目0334特別給付金事業1,910万円でございます。これは全額国の予算で、子育て世帯生活特別給付金を充てるものでございますが、主なものは01節報酬、これは会計年度任用職員の報酬1名分127万8,000円、18節負担金、補助及び交付金は、情報センターのシステム改修負担金でございます。それから19節扶助費1,720万円は、これは低所得のひとり親世帯以外の児童一人当たり5万円、344人分の給付金となるものでございます。

それからおめくりして1枚、2枚おめくりいただきまして、20ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、2項2目林業振興費、0651林業振興事業60万円でございます。12節委託料でライフライン等保全対策事業委託金、これは県の森林づくり県民税補助金を充てるものでございますが、南原区の中央道西、住宅団地SEASON南原です。すぐ北の村道沿いの支障木となっておりますもの約180メートル分の枝打ち等の委託料でございます。

それから2ページを飛ばしていただき23ページをお願いいたします。

9款消防費、1項5目防災対策費、0930防災対策事業でございます。680万円は、はじめに14節工事請負費でございます。550万円ですが、これも臨時交付金対象としますが避難所空調設備設置工事費、これは神子柴の西部集会所、それから大泉第2公民館のエアコン等の設置工事費でございます。

それから12節委託料は、その工事に伴う130万円は設計監理委託料となるもので、これは両方とも臨時交付金対象事業とするものでございます。

次の10ページでございますが、失礼しました、24ページでございます。10款教育費でございます。1項4目教育振興費、1005教育振興事務1,124万円でございます。12節委託料でGIGAスクールサポート委託料、これにつきましては週5日、月20日の10か月分、2名分のタブレットの操作サポート料でございます。

それから、次のフィルタリングソフト導入委託料でございますが44万円、これは学校以外に使う家庭への持込み等の専用のタブレット、110台分のソフト等の導入委託料でございます。

おめくりいただきまして、25ページをお願いいたします。

6項2目公民館費、1040公民館総務事務350万円でございますが、18節負担金補助及び交付金で、成人式のPCR検査費用補助金として、これは予定しております今年8月、それから来年1月の2回の成人式に出席予定の関係者を含めて、約200人分のPCR検査費の補助金ということでございます。

それから6目社会教育施設費、1058村民センター管理事務2,250万円でございますが、14節工事請負費でエレベーター改修工事請負費2,200万円でございますが、これは法定の点検等によりまして、今年に入ってからエレベーターのドアが開いたまま稼働するということが、可能性があるということが指摘されました。本年4月からその使用を中止しておりますが、この間、新型コロナ対応の臨時交付金事業等もありまして、全体事業の調整の中で今回の補

正ということで改修費をお願いするものでございます。

それから、次の村民センター給水栓取替工事請負費ですが、これは臨時交付金対象事業とするものでございます。センターの2階の男女トイレ2か所、計4か所の取替えの工事費分でございます。

それから7項2目体育施設費、1063大芝公園管理総務事務720万円は、12節委託料で富士塚グラウンドの工事設計監理委託料110万円です。これは、グラウンドの工事というのはトイレの工事でございます。現在の富士塚運動場のトイレにつきましては、男性用1基、男女兼用1基となっております。グラウンドの利用状況によっては非常に手狭となっております。

今年度の予算で改修費を予定しておりましたが、場所の選定等検討に時間を要しております。今回の補正には設計監理の委託料を計上させていただき、工事そのものにつきましては今後の補正予算等で改めて計上させていただく予定でございますので、お願いを申し上げます。

それから樹木整備委託料、これは陸上競技場の照明灯の電線です。これに支障となる立木約30本分の枝打ち等の作業委託でございます。それから、大芝関連施設等指定管理者委託料でございます。これも臨時交付金事業として充てるものでございますが、令和2年度の指定管理委託料の不足分となるものでございます。560万円でございます。

次のページ、26ページ14款予備費ですが、今回の補正で178万5,000円を減額し3,381万7,000円とするものでございます。

続いて歳入の説明をいたしますので、7ページにお戻りください。

16款国庫支出金、2項2目総務費国庫補助金でございます。2,160万円です。企画振興費補助金といたしまして、これは新型コロナ感染対応の臨時交付金となるものですが、上から防災対策事業680万円、これは先ほど申しました神子柴西部集会所と大芝第2公民館の空調設備工事の関係、それから次の公民館総務事務、これにつきましては成人式のPCR検査の補助金関係、次の庁舎管理事務520万円につきましては、先ほど申しました庁舎1階、2階トイレの関係の工事、次の村民センター管理事務50万円につきましては、村民センター2階のトイレの給水栓の取替工事、一番下の大芝公園管理総務事務は指定管理委託料の不足分ということで計上して、全額をこれに充てるものでございます。

3目民生費国庫補助金1,910万円でございます。児童福祉補助金ということで、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金でございます。これは先ほど申しました一人5万円分の扶助費の分です。次の事業事務費の補助金につきましては、上記の今申しました事業費の人件費分の190万円でございます。

10目教育費国庫補助金の84万3,000円でございますが、これは先ほど申しましたGIGAスクールサポーター配置支援補助金ということで、委託料に充てるものでございます。

次のページ、17款県支出金、2項6目農林水産業費県補助金でございます。50万円は林業費補助金ということで、先ほどの南原区の支障木除去等に充てるものの補助金でございます。おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

21款繰越金でございますが、今回5,000万円を増額し2億5,000万円とするものでございます。

次の10ページ、22款諸収入、5項1目雑入250万円につきましては、南原区のコミュニテ

イ助成金として備品購入のための負担金に充てる250万円でございます。

以上、議案第6号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（百瀬 輝和） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 1番、丸山です。

24ページのGIGAスクールサポーター委託料1,080万円ということで、今の説明は週何回、月何回とかいって10か月分ということで2名分のお話がありました。2名で10か月かけて1,080万円ということなのか、だから一人でいうと500万円くらいになるのかっていうことが、そういうことで理解していいのかっていうことがまず一点です。

それと、今2名と言いましたから個人の方をお願いするってということになるのかなとも思うんですけど、これは相手は会社とかそういうことじゃなくて、あくまでも個人で対応していくのかということをお尋ねいたします。

それと、支援員の方お二人だもんでそれほどちょっと心配しなかったけど、私は支援員って聞いたときに、やっぱりICT云々になってくると能力とかスキルとか、その支援員さんのレベルの問題もうんとあろうかと思うんですけども、そこら辺は村として人材が不足していれば本当貴重な2名になるわけなんですけど、大勢いる中から10名くらい申込みがあったからとか、そこら辺は会社なのか個人なのかちょっと分かりませんもんですから、そこら辺のところをどうやって判定していくのかっていうことをちょっとお尋ねしたいなと思って、今お聞きしたところなんですけれどもお願いたします。

議長（百瀬 輝和） その件でよろしいですね。

教育長。

教育長（清水 閣成） 最初に私のほうから支援員さんのレベルといいましょうか、お力についてということで御質問いただいていますので、今までお願いしている事業所さんのほうではいわゆる研修をしっかり受けてきているそういう方で、資格といいましょうか試験的なレベルを持った方が学校に入っていて、そんな状況があります。今後もその事業者さんとはその等を確認なり、あるいは情報を共有しながらというふうに思っています。

ただ、支援員さんがなかなかいないという状況が全国的なところで、村としても人探し、この人AさんBさんとか、個人的に当たるということも考えたんですけども、現時点では事業者さんから学校のほうに入っていてということで動いているので、その増員ということを考えている、その会社さん、事業者さんからの増員、それは描いているところでもありますのでよろしくお願いたします。

いずれにしても、支援員さんの力を頂きながらでありますけど、教職員がしっかり校内で仲間とあるいは県の研修もあります。いろんなところでそこで力をつけて授業、それからコロナの関係も含めてということでお家でも使える、そんなことを描いていく現段階であります。よろしくお願いたします。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員、よろしいですか。

清水教育次長。

教育次長（清水 勝宏） 丸山議員の質問の関係でございますが、2名ということでおっし

やるとおりお二人分の委託料という形で算出をさせていただいております。

ただ、このお二人というのも企業にするか個人にするかというところも含めまして、先ほど教育長からもありましたが、人材的に不足しているという中で、現在どういった方がいるのかとかそこら辺も調査をする中で上伊那市町村の中でも大分不足しているという状況をお聞きしておりますので、そこら辺も含めて検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 1,080万円というこのお金なんですけれども、少しさばを読んでいるかどうかちょっとそれは分かりませんが、これから上伊那管内大体そんなところの金額というか、支援員さんの単価というか、そういうものっていうのがお互いの情報の中ではあるわけなんですか。

その支援員さんのいわゆる委託料の契約しているのか、ちょっと一日幾らっていう、先ほどでいいますところ2名を10か月分で勘定していると思うんですけれども、一日当たり幾らとかいうそういう単価になってくるのかなとも思うんですけども、上伊那管内大体一般的な単価とか、お互いに情報交換をする中で似たような金額になっているのかどうなのかっていうのはお分かりになりますか。

議長（百瀬 輝和） 清水教育次長。

教育次長（清水 勝宏） 一応、上伊那の中でそこら辺も共有しながらという形で、単価については算出をさせていただいております。ただ、先ほども言いましたように大分人員も少ないという中で、今回のこの補正分についてはハード面、それからソフト面、教職員の指導とか進め方、そこら辺も含めた委託料という形で算出をさせていただいておりますので、よろしく願いします。

議長（百瀬 輝和） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

2 番、山崎議員。

2 番（山崎 文直） 2 番、山崎です。

25ページの一番下の大芝公園管理総務事務の関係で、富士塚グラウンドのトイレの改修の設計が載ってきています。今までもあそこにある社会福祉施設の入り口のところにある、ちょっとあまりにも今まではみすぼらしいようなトイレだったところなんですけど、この辺のところの考え方を、グラウンドを使用している人に限らずあそこの公園みたいになっているところもありますし、施設の利用者、そういう人たちも一緒になって使えるようなトイレを目指したほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、若干の今のもう少し考え方の規模だとか、そういうものの考え方を聞かせていただければと思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

清水教育次長。

教育次長（清水 勝宏） 今の富士塚グラウンドのトイレの改修の件でございます。現在のトイレは、やはり障がい者施設の入り口のところにあって非常に使うにも不便でありますし、ちょっと入り口というところで、見た目とかそういったところもよくないというような話もいただいております。

今回、設計委託料ということで計上のほうをさせていただきましたが、高さ的に下水道につないで取れるのかとかそこら辺も含めて、水道も取れるのかとかも含めて検討をさせていただいておる状況ではありますけれども、利用者につきましては、基本的には富士塚グラウンドを使った利用者、使う方のトイレという形、それからグラウンドに遊びに来た方等のトイレという形で考えております。

施設のほうについては、各施設の中にトイレ等ございますのでそちらで利用をしていただいて、今回計上させていただいている分については、グラウンドや遊びに来た方の利用者という形で場所も含めて現在検討させていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

9 番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 9 番、三澤です。

先ほどのGIGAスクールのところであります。これから人員を選考して10か月かなんかでやっていくということですので、ただ、今コロナで何回か学校が休業になっている場面もありまして、依然としてアナログでやっているということですので、できるだけ先日もニュースなんかでは、松本で実際に実験をやってみたということなどが報道されておりました、なかなか全県の中でもそういう形ができていないのは少ないというふうに思いますけれども、ちょっとその辺がもう少し早く実際にせめて一回ぐらいは実験をやってみる、機材はもうそろっているということですが、その辺ができる形を少し早めにできないかということをお聞きしたいと思います。

それと、あとちょっと財源のところでは7ページですけど、一応臨時交付金がこれだけ使われていろんな対策をしております。これは、第3次の補正で出てきたものだと思いますけれども、取りあえず村に充てられた臨時交付金があと残りがどのくらいあるのかということと、次の補正が依然としてコロナが収まっていないわけで、補正なども考えられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長 長（百瀬 輝和） その2点ですね。

答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） ICT教育、一人1台タブレットの活用に関してでございますが、現状の中で新型コロナウイルス感染拡大防止の関係で、学校も議員おっしゃったとおりの状況があります。学校の実情としてはできるところからやっというということで、全部スタンバってからオーケーになってからどんではなくて、できるところからそれを描きながらというところでもあります。

家庭の御理解、セキュリティの関係とか環境の関係いろいろあると思います。そういうことも含めながら動き出して状況を見ていく、それを大事に3校の情報教育の先生方、事務局も含めて打合せをしながら、もうできるところかなというふうに、寸前かなというそんなところがありますので、また動き出しのところでもいろいろと御意見をいただければ、お考えをいただければと思います。よろしくお願ひします。

議長 長（百瀬 輝和） 藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 臨時交付金の現在の状況、それが残の分だと思います。

国の補正につきましては、全体で8,832万7,000円ありました。このうち当初予算で3,740万円を充てておりまして、前回の肉づけ予算それから今回の補正予算を含めると4,051万3,000円、差引きしまして1,041万4,000円がまだ残額として残っているという状況でございます。今後の事業につきましては、それぞれの検討をする中で7月には申請期限がございますので、それに向けて検討するという事になっています。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） この地方創生臨時交付金につきましては、残りの分を県の動きも見ながら、今感染警戒レベル5に上がりましてかなり経済的な打撃を受けております。経済支援を中心に活用を考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第7号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第7号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員の人事異動に伴い、収益的支出において職員の給料等を49万2,000円増額し、水道事業費用の総額を2億6,996万4,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第7号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。1款1項5目総係費49万2,000円の増額は、1節給料から30節負担金につきまして、人事異動に伴い補正するものでございます。また、職員の給与改定に伴う給与費明細書は、5ページから7ページに記載がございますので、お目通しいたくださいませ。ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予算額を24万3,000円増額して2,845万4,000円とするものでございます。

以上、議案7号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第8号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第8号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、職員の人事異動に伴い収益的支出において職員の給料等を6万1,000円増額し、下水道事業費用の総額を5億9,961万2,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第8号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。1款1項5目総係費6万1,000円の増額は、2節手当から30節負担金につきまして人事異動に伴い補正するものでございます。また、職員の人事異動に伴う給与費明細書は5ページから7ページに記載がございますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を5,000円減額して1,963万5,000円とするものでございます。

以上、議案第8号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前10時17分

議 事 日 程 (第2号)

令和3年6月9日(水曜日) 午前9時00分 開会

第1 一般質問(質問順位第1番から)

9番 三 澤 澄 子

5番 笹 沼 美 保

4番 登 内 瑞 貴

3番 原 源 次

6番 都 志 今朝一

7番 加 藤 泰 久

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	原	茂樹	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	田中	俊彦	建設水道課長	武井	厚
会計管理者	高橋	里江	教育次長	清水	勝宏
財務課長	藤澤	隆	代表監査委員	原	浩
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

会議のてんまつ

令和3年6月9日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

また、本日は大変暑くなると思います。上着を脱がれる方は上着を脱いで構いませんので、よろしくをお願いします。

9番、三澤澄子議員。

9番（三澤 澄子） 議席番号9番、三澤澄子です。

私が議員になって31年目になります。この間、少しでも村の皆さんの思いを村政に届け、前進できるように言うべきことはきちんと言うことを心がけてきました。

村長は藤城村長で5人目になります。記念すべき新村長の一人目の一般質問に、今まで以上に緊張感を感じております。

質問したいと思います。

この間、議会冒頭の村長挨拶で村政全般について、その思いを丁寧に説明されております。私は、今一番必要な対策が求められる新型コロナについてと、この間私が長い間取り組んできた福祉医療と高校再編についてを質問をいたします。的確な答弁をお願いいたします。

3月議会では、議員生活の中で人生観や世界観が変わる二つの出来事、東日本大震災と原発事故と今起きている新型コロナウイルスのパンデミック、世界的流行は本当に人生観、世界観が変わるものではないかと思っております。そのことの中から、一つ大項目の1として新型コロナ感染症の収束に向けての質問をいたします。

また、このコロナの状況も今4段階ということですが、まだまだその先が見えない状況であります。これが、本当に安心して暮らせるような状況がいつ来るのかということが、これからのいろんな施策にも大きく関わってくると思うわけであります。

その中で1として、ワクチンの接種状況と今後の見通しについてをお聞きしたいと思います。

全員協議会で、ある程度の説明は村のほうからしていただきました。また、報道にもちょっと触れられてはおりますけれども、村と皆さんにとって本当に必要な情報だと思いますので、この点はしっかりとお答えいただきたいなというふうに思います。

先日の説明で、5月末で高齢者3,900人のうち1回目が33.4%済んだというふうに報告さ

れています。私の場合でありますけれども、伊那市のかかりつけ医院で通常診療日に1回目の接種を行いました。3週間後の同時間に、2回目も診療所で設定してくれております。来週になりますけれども、2回目も受けることができます。

副作用についても、いつもお世話になっている先生の説明で安心感もありほとんど出ておりませんでした。多くの方が1回目でも腫れや強い痛み、2回目は若い人のほうがより発熱や副作用が出るというふうに聞いています。予約方法も個人の予約でなかなか取れないなど、諦めてしまった人もいると聞いています。

高齢者の接種完了の見通し、副作用の状況や予約方法の改善はどのように行っているのかお聞きします。

また、本村の感染状況は現役世代から子供への感染などが多くみられ、高齢化率が低い分、より早く若い世代の接種が求められるというふうに思います。全世代の接種の見通しはどうかお聞きします。

その点についてお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 9番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

ワクチン接種状況と今後の見通しについてであります。

6月8日現在、昨日現在1回目の接種を終えたのは、65歳以上の方約3,900人に対して1,430人で、接種率は39.6%となっております。これには、高齢者施設等の入所者も含んでおります。現在、村内5つの医療機関で接種を行っておりまして、先生方へは通常診療を続ける中で、大変な御協力をいただいております。

ワクチンの供給、接種体制の状況、それから当初65歳以上の方の接種が完了するのは8月中を見込んでおりました。そのような中、国からワクチンの供給めどが立ったことから、7月末までに65歳以上の方のワクチン接種を完了するよう要請を受けまして、村といたしましては、伊那中央病院に医師、看護師等のあっせんを依頼しましたところ、委員長の協力もあり協力が得られることになりました。

6月下旬から村でも集団接種を行い、7月末までに完了できるように現在進めております。

なお、村内の高齢者施設の入所者等への接種は5月から接種を進めておりまして、7月上旬には2回目も含めておおむね終える予定でございます。

次に、副反応の状況であります。腫れや痛み、頭痛、倦怠感、発熱等の副反応については一定数生じます。1回目の接種より2回目のほうが発現しやすい傾向です。村では、副反応についてこういったチラシを一人一人作成し、お渡しをしております。

また、長野県のワクチン接種相談センターが24時間対応していただいておりますので、チラシの中にその案内も掲載をしております。

アナフィラキシーなど重篤な副反応が生じた場合は、医療機関から厚生労働省へ報告がされる流れとなっておりますが、村ではそういったことが今起きたという反応は頂いてはおりません。医療機関では接種後15分間、または30分間様子を見ていただいております。

次に、予約方法の改善の御質問です。

75歳以上の方2,088人に4月13日に接種クーポン券を発送しました。4月15日から電話とインターネットを併用して予約を受け付けましたが、電話が大変集中してつながりにくい状

況となりました。こちら二日半ほど続きまして、村民の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

現在はワクチンの供給や接種体制の状況を見つつ、65歳以上から74歳以下の方向けに、高齢の方から年齢を区切って順次発送する形に変更をいたしました。その結果、一時的に電話は集中いたしますが、当初のような混乱は起きておりません。

また、インターネットの予約のほうも増やしていくために、その説明書を同封したり操作方法の問合せの専用の電話をつくったり、そういったことをした結果、インターネットの予約率は5月7日の17.6%から、5月末では19.5%に向上しております。

最後に、全世代の接種に向けての方法、見直しについてです。

今後は64歳以下の方に接種が移ってまいります。国ではファイザー社製のワクチンについて、6月1日からその対象年齢を16歳以上から12歳以上に引き下げましたので、村内の対象者は約1万人になります。

まずは、国の優先接種対象である基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者の方、そして60歳から64歳以下の方への接種を進めてまいります。繰り返しになりますが、接種は個別接種と集団接種を併用して行ってまいります。

高齢者施設等への従事者へは、現在意向調査を進めているところであります。また、基礎疾患を有する方ですが、村では個人ごとにそういった情報を把握しておりませんので、7月1日頃を目安に申告受付を開始する予定です。その広報は、ウェブサイトや村報で行ってまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種担当の河野内閣府特命担当大臣は、先日7月末までに希望する65歳以上の方への接種完了条件に、地方公共団体独自の接種方法を認める考えを示しました。村といたしましては、集団生活の中で勤務となる保育士、教師については、優先接種の形で実施をしていく予定です。一般の方向けの接種については、働いている方も多くなります。接種日程の確保、予約方法等を検討しながら進めてまいります。

国では、企業や大学での職域接種の方針も打ち出されております。それらの情報を適宜収集し、希望する方全員に接種を速やかに進められるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

職域、保育士や先生などを優先、そういう本当に優先するところをきちんと選択しながらできるだけ速やかに接種を進めていきたいと思っておりますけれども、一つ、例えば高齢者の独居世帯、高齢者世帯など、そこにアクセスすることも困難な状況、それから足の確保などその場所へ移動することも困難な状況、それから今出ました企業内もこれからあるということですが、村内でのそういう状況の把握がまだこれからかとは思いますが、いろいろな場面を捉えながら、本当に見落とされることがないように状況をしっかりとつくりだきたいというふうに思います。

その点についてお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） これから、基礎疾患のある方についてはまずは申告を受け付けてまいりますので、その中でそういった要望についても拾ってまいりたいと思っております。

と思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） それでは、2項目めに移ります。

先日の議会の冒頭挨拶で、5月から6月で17人の村内感染があったと報告されています。この上伊那圏域の感染警戒レベル5についてをお聞きします。

資料1として、ちょっと信毎の記事をおつけいたしました。5月21日の記事です。

県は、20日に新型コロナウイルスの感染状況を県独自の警戒レベル4から5に、上伊那広域圏の6市町村を指定して引き上げ、特別警報Ⅱとしました。酒類を提供する飲食店などに対して23日から6月5日まで営業時間の短縮や休業を要請し、広範な検査を行うとして希望する飲食店従業員の検査を27日、28日に行うと発表しました。

2波、3波でも飲食店の感染経路も示されず一斉の休業もなかったもので、突然の休業、時短に違和感を覚えました。その時点で感染経路不明が半数となっているにもかかわらず、一斉時短をするためのエビデンスとよく情報では言っていますが、科学的根拠は示されているのでしょうか。村内の対象店数と各店の受け止めはどのようなだったのかをお聞きします。

また、従業員へのPCR検査数と結果についても教えていただきたいと思います。

休業要請はするのに、補償金の支給が遅れていることが問題になっています。県も6月以降で支給するというふうに言っておりますが、支給の条件とか補償の範囲も限定されていると聞いています。実際の手続はどのように行うのでしょうか。

また、村議会でも昨年からの飲食店への経済支援を求めてきたところであります。村独自の素早い支援が必要だということで求めてまいりました。全員協議会で若干の説明はいただいておりますが、詳しいところを再度対象店数、申請方法、確実に行き渡るための方策などを示していただきたいと思います。

昨年3月から、コロナ感染者1波、2波、3波、4波と1年以上続いています。県の感染人数の発表が情報の全てでありまして、誰でもかかり得る医療従事者への差別、偏見をしないようになど、注意のメッセージもこれだけ続くと本当に生活の質が低下してくるか、コロナ慣れしてくるかという状況が生まれている。

一方で、感染経路が分からなければ、そもそも関係のない場所でも本当に出かけなくなり、生活は萎縮する、経済活動も萎縮します。箕輪の町長は、県の発表には感染経路や対策など、もう少し分かりやすい情報提供をすべきだと求めております。

12月議会でも情報発信の改善を求めましたが、長野保健所ではネットを見ますと感染拡大の事案など、ばんたび記者会見を的確に行っています。村からも伊那保健所に、県にということですが、そういう情報の提供をきちんと求める考えはないかをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 感染警戒レベル5に上がったことによる、まずは時短要請の根拠、エビデンスについてであります。

5月20日に、長野県は新型コロナウイルスの感染拡大が顕著な伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村の感染警戒レベルを5に引き上げ、感染症対策を強化いたしました。強化対策の一つとして、5月23日から6月5日までの間、お酒の提供を行う飲食店等に対し施設の使用制限停止について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、長

野県知事が協力を要請したものであります。

具体的には、接待を伴う飲食店やお酒を提供する飲食店、施設にガイドライン非遵守の場合は休業を、ガイドラインを守っている場合は5時から20時までの営業時間短縮を要請しました。なお、協力事業者は県より協力金が支払われます。

エビデンスについてなんですが、明確なものはありません。しかし、政府の対策分科会が感染リスクが高まる5つの場面というのを以前、昨年示しております。その中で、飲酒を伴う懇親会が入っております。また長時間に及ぶ飲食、こちらも入っております。8時という時間設定が長時間というところで明確なエビデンスとはなっておりませんが、一定の方針に基づいた時間設定であると判断をしております。

次に、村内の対象店舗数と受け止めについての御質問をいただいております。

県から通知が発送されたのは、村内65店舗になっております。飲食店等の受け止めは私も直接飲食店にお願いする中で聞いていることなんですが、御紹介いたします。

レベルが上がってばたっと客足が止まった、かなり苦しい状況、県の協力金はありがたい、県の申請は複雑で大変、飲食店は人が来ないから地獄だ、村の応援金はありがたい、そういった声を頂いております。

次に御質問いただきました、従業員へのPCR検査について希望者数と結果はということで回答いたします。

県の感染症対策として、飲食店の従業員を対象にPCR検査が5月27日から6月1日の4日間、伊那市や駒ヶ根市でドライブスルー形式で実施されました。伊那市会場で586人、駒ヶ根市会場で425人、合計1,011人が検査を受け、そのうち村内の対象者は145人でした。結果は1,011人全てが陰性で、その旨村より各店舗へは既に報告済みとなっております。

協力金の申請についてですが、6月7日から7月12日の期間に飲食店等が県へ申請し、受付から1か月半から2か月を目安に協力金が振り込まれる形となっております。こちら申請に漏れがないように、担当課を中心に飲食店に働きかけております。

次の質問は、そういった県の支給が遅いので、村独自の素早い支援をというところがございます。まず対象店舗数ですが、村といたしましては49店舗を対象店舗数として想定をしております。村独自の支援として、20万円の飲食店応援金を交付してまいる予定です。こちらについては商工会と連携をして周知をしておりますし、また6月5日土曜日については、担当課のほうで飲食店を回って広報をしたところでございます。

最後に、不安を解消するための情報をどのように伝えていくか、県に訴えてほしいというところがございます。村からの感染者、感染症陽性者のお知らせについては、原則、県から公表された内容を基にメール配信、ホームページで情報をお知らせしております。情報を発信する上で、個人が特定されるようなことがないように注意を払っております。

その上で、住民の皆様へは個人、家庭、職場でのさらなる予防対策の徹底、不当な差別や偏見が生じないようお願いをしておりますが、内容につきましては、議員御指摘のとおり毎度同じようになってしまっているのが現状であります。

警戒レベルの引上げやそれに伴う対策等については別途お知らせをしておりますし、今後も行っております。ただ、住民の皆様の知りたい情報は、議員御指摘のとおりどういう状況、どういう事情であったか、そういうこと、詳細が知りたいというところであるかと思っております。新聞やテレビでもある程度の感染に至る状況は報道されておりますが、傾向としては

二次感染者については、会食や家庭内での感染であるということがある程度特定できますが、一次感染者については感染経路の特定が難しい状況であります。

県の立場になってみますと、こういった店舗名や個人名を明らかにすることはできません。やはり情報の提供には苦慮しているようであります。

村といたしましても、情報提供の内容については再度検討を行ってまいります。基本県からの情報の範囲内において、お知らせまた注意喚起を行ってまいりますので御理解をいただきたいと思っております。

県のほうには、そういった先進的に発表している保健所があることをお聞きしておりますので、その旨は伊那保健所長のほうにも情報交換ということでお伝えはしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 今までも情報提供についてはそのとおりにかなというふうには思いますが、特定するというのではなくて、本当に一次感染が結局子供たちにまで被害が及ぶ、多分大人の行動がそこに行くことが私は本当に残念なことだというふうに思っております。なので、そののところがこの方ということではなくて、なぜこういうふうにご子供たちまで被害が及ぶような状況が生まれるのかというところは、もう少し的確な情報提供ができるのではないかなというふうに思っています。

感染経路不明というのがすごく、半分っていうふうにもここでも書いてありますので、実際最初のところで自分がどうなったのか、どこでどう感染したのかが分からないということがあるならば、例えば今回は飲食店を止めたわけでありましてけれども、それも一斉ということになると対策してきちんとやっているところも同じように対象になる、それはただ本当に経済活動がここでも一斉にぱたっと止まってしまったので、支援金もうれしいというふうにおっしゃっておりますが、そういうことも含めて、本当にこれからもそうですけれども経済活動をしっかり支えながら、子供たちの安心・安全を守るという点ではもう少しきちんとした情報が欲しいなというふうに思っております。

あとのほうにもちょっと関連がありますので、3のほうにいきたいと思っております。

保育園、小中学校で感染者、接触者が4波で目立っています。クラスの学級閉鎖や学年閉鎖が突然子供たちの学ぶ権利を奪います。クラス閉鎖、学年閉鎖を決めるのはどこでやっているのでしょうか。PCR検査など、感染拡大を防ぐための検査はどんな範囲でどんな感覚で行い、安全を担保しているのかをお聞きします。

休業時の学習支援はどのように行っているのかをお聞きします。

先日も、私も東京の子供たちとLINEのやり取りをやっているんですけど、東京の小学生の孫が宿題をやっているところの写りが送られてきてまして、パソコンを開いて今宿題をやっていますというメールが来ました。巣鴨小は一人一台パソコン対応と書かれています。

これからも、いつ学校へいけない状況が起こるか分かりません。子供には何の責任もないのに、この間たくさん我慢を強いられています。そういった心のケアも含めて、丁寧な支援が必要です。

村のこの間の対応と、これからの体制強化についてをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 保育園、小中学校での陽性者発生時等の対応についてお答えをいたします。

まず、検査や閉鎖等の判断をどこで行っているかというところでございますが、まずは村といたしましては伊那保健所の判断を第一に進めております。ただ、本当に5月の下旬は陽性者がかなり増えまして、保健所のほうも対応が追いつかないといったことがありました。そういったときは保健所から情報が来ませんので、村のほうで村民の安全・安心を第一にクラス閉鎖をしたケースもございました。

こういったことを、教育委員会と子育て支援課との情報共有はもちろんのこと、理事者、関係部署、伊那保健所、学校医との連絡・連携により、子供たちの安全・安心、感染拡大防止、そして陽性者、濃厚接触者とその御家族、医療従事者等の関係者に対する誹謗中傷、差別や偏見が生じないことを根底に沿えた対応をしてきております。

具体的な対応につきましては、学校のほう、清水教育長よりお答えを申し上げます。よろしく願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 村長に続きまして、対応の具体について私のほうから申し上げます。

議員、質問のほうで接触者という言葉が使われていますが、濃厚接触者ということで私のほうではお伝えさせていただきます。その判断は保健所によるというふうに私は受け止めておりますので、よろしく願いします。

子供さんが感染あるいは濃厚接触者として特定された場合の対応についてですが、議員御存じのように去年の7月、それから11月、それで今年の4月にガイドラインを塗り替えてきて、現在4月6日付のガイドラインを基に動いていっています。

保育園、学校は基本的にこのガイドラインを基にしていますので、私のほうから保育園も含めてということで伝えさせていただきます。

PCR検査結果が陽性の場合についてなんですが、ガイドラインにございますように該当の園児、それから児童・生徒は入院等によって治療、御家庭で療養というか治療されるお子さんもいますが、それから伊那保健所による疫学調査、ここが非常に大事なところかなというふうに思っております。そこに私ども協力をしながら、学校も当然でございますが濃厚接触者の特定を行っていくというそういうプロセスを踏んでいます。

この疫学調査の中で保健所さんとお話をする中で、あるいは保健所さんの調査の中で子供さんの発症があるかないか、それからPCR検査の検査日が一つのポイントとなる、これは変異株等も含めて最近のうんと大事な点かなというふうに思っております。

それから濃厚接触者に特定された場合は、感染者との最後に接触した日をゼロとして次の日から2週間学校を休んでいただく、療養していただくとそのような形ですが、伴いながら、今はPCR検査を全てのお子さんが受けているかなというふうに思っています。濃厚接触者となった状況からPCR検査を受けると。

当初というか一年を経過する中で、最初の頃は濃厚接触とPCR検査は結構早い時間帯で間を置いて行えたんですが、今は若干その感染の状況等を踏まえながら4日、5日とか間を結構置いてからPCR検査、そういう状況になっているというふうに思っております。

それから濃厚接触者の特定に関わって、本当に御家庭の御協力を連絡を含めて取らせてい

ただいている、そんな場合があります。感染リスクの拡大がある場合なんですが、保健所の疫学調査、これを基にしながら学校あるいは園の休業等々の対応をしています。教育委員会のほうでは、学校のクラスあるいは学年、学校の閉鎖は私どものほうで判断をさせていただいています。

それから、御家庭にとって急な連絡となったりとか休む期間ですが、状況によってということで1日から、あるいは一週間等と状況に応じてという可能性が生じてまいります。あと消毒を行うというようなことになっていきますけれども、保護者の方への連絡等も含めて、非常に限られた、先ほど村長の答弁で情報のお話をされましたが、限られた情報をいかに伝えていくか、そこで苦慮している点があるかなと、それによって不安を持たれる御家庭、地域の方もおられるかな、できるだけ確かな情報を村メールあるいは学校等々で保護者の方に伝えたいな、そんなことを思っております。

それから休み中の休んだ場合の学校の対応なんですが、あとの同僚議員さんの答弁にも関わりますが、まだICTとかオンラインのそこがしっかり整っていません。まだ試行的な動きもあるわけですので、この前は担任が学習を持って家庭に訪れたり、それからメンタル面も含めて特にこれは子供さんだけではなくて保護者の方の不安感も多いので、丁寧な連絡を学校が担任と取っていくというそんな状況でございます。

今後ですが、やはりオンラインのところをどう整備していくか、そのところになってくるかなと思っております。

それからうんと思うんですけども、この間ある会でお伝えさせていただいたんですけども、拡大防止に関して本当に地域の方や御家庭の方のお力を頂いているなと思っております。子供の健康観察をはじめ、生活のところに御家庭が本当に子供さんをしっかりサポートという状況を見ながら動いておられる、そんなことを思っています。5が3に下がって本当によかったなと思っているところであります。

4月、5月、学校における子供さん、親御さんの状況を見たときに、感染した方々、特に誹謗中傷のところを本当に懸念しながらですが、本当に子供たちに信を置きたい、人に信を置きたい、信じたい、そんな思いを強くしています。なので、今後も先ほど誹謗中傷のところで村長答弁がありました、本当に人を大事にといいましょうか、信じながら感染対策、拡大防止をしっかり学校としてもやっていきたいな、教育委員会としてもやっていきたいなとそんなことを思っております。

以上でございます。

議 長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

次に、4に移らせていただきます。福祉施設のコロナ感染についてであります。資料の2と3をつけてあります。

介護施設感染は1年で20倍、この信毎記事であります。新型コロナ46自治体入院できぬ事例もというのがあります。長野県は感染者数、死亡者数、施設数のいずれも非公表となっていて、実態はさらに多い恐れがあるということでもあります。

私に関わっている障がい者施設の利用者さんであります。通っている作業所にコロナ感染陽性の発生がありました。向かいで作業していた利用者さんは濃厚接触者となりましたが、PCR検査は5日後なので在宅待機してほしいというふうに言われました。もっと早く検査

をしてほしいと要望するとともに、待機のための防護ガウン、グローブと必要な資材や職員や利用者を守るための体制づくりなどに奔走することになります。

資料3を見てください。令和2年11月30日に県の健康福祉部長からの通知であります。高齢者施設等への重点的な検査の徹底等についてという内容であります。

全国的に医療施設、高齢者施設等でクラスターが発生している。症状があったら医療機関へつなげ検査を。陽性が判明した場合は、県において当該施設の入所者及び従業員、従業者全員に対して検査を実施することにしておりとなっておりますこと示しても、検査はされませんでした。

陽性者の背中合わせで作業をしていた方は、濃厚接触者ではないということで自宅待機になりました。数日後症状が出て検査したところ陽性と判明、入院となりました。多くの支援員や職員、その家族まで次々と待機や待機者が広がり、また陽性がということになります。幸い大きなクラスターにはなりませんでした。障がい者や介護施設では通常でも厳しい運営が求められている中、なぜ県は通知を出している内容が達成できないのか、その点について疑問に思いました。

伊那保健所の健康づくり支援課と懇談する機会を得ました。PCR検査は、伊那保健所では8人の保健師さんがこの間100時間以上の残業をして対応しており、最大50人が限界で民間で受けるところはないため、検査に限りがあることが判明し愕然としました。その疲れた顔を見たときに、思わず無理はなさらずお体に気をつけてくださいと言わざるを得ませんでした。

もともと伊那保健所管内は感染症対応のベッド数も少なく、入院は限界があり軽症なら自宅療養、ホテル療養も南信に1か所でこれも限界があるというふうに言われました。検査も医療も東京や大阪の話ではないことが分かったわけです。

福祉施設の実態を把握し、障がい者、高齢者、家族、職員が安心してできる支援対策が必要です。早急に、県としての対策強化を村から求めていただきたいと思います。

3月議会で提案した村内の状況でありますけれども、村内の福祉施設と懇談したときの話であります。コロナ禍で村内施設間の事業費継続も危ぶまれるときが考えられると、支援の体制を村としてもしっかりと構築してもらいたいという要望が出ております。その点について、村の対応をお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 福祉施設のコロナ感染について、検査の充実とあとは事業間連携の村支援について御質問をいただいております。

まず、PCR検査の充実の件でございますが、4月に県は福祉施設の入所者または介護従事者で発熱があっても保健所による行政的な検査が行われない場合に、施設の判断で自費で検査を行った場合にその費用を補助する制度、これはもともとあったんですが、それを感染警戒レベルによってであります。拡充をしております。そういったところで、県のほうでも検査に対して手厚くしたという経緯がございます。

また、事業間連携、村支援ということでございます。こちらにつきましては、先の3月の議会でも前村長が答弁しましたが、県では高齢者の入所施設等に関して感染者の発生に伴って職員が不足する場合に、応援職員を派遣する事業が整備されていると、あらかじめ協力施設として347施設558名の職員が登録されていて、長野県高齢者福祉事業協会や長野県宅老所

グループホーム連絡会など、応援調整機関による調整を得て職員が派遣される仕組みがしっかりとできているというところがございます。こういった県のところで仕組みがありますが、実際にこれを県のほうで派遣するとなるとかなりマッチング作業が大変になっているのではないかと感じております。

そういった、県でしっかり公営的に人材を募って派遣する制度がありますので、村内の事業者間で調整するよりは、そちらのほうを利用したほうが無理のない派遣が可能かと思っております。まずは、ぜひそちらの制度を活用いただければというのが村の方針です。

3月の議会で村独自の支援について検討を進めますと答弁をいたしました。今のところ3月議会から何か進捗があるかといいますと、今のところは検討段階で進捗はございません。以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 先ほど県のほうからPCR検査を自費でも、この通知にも書いてあります。検査の補助は全額持つというふうに書いてありますが、実際この上伊那で自費で検査する機関がありません。都会ではいくらでも民間でするところ、クリニック何かでやったりしているところはあるんですけども、上伊那では実際は、中病とか公共病院は自分のところの検査がほとんど手いっぱいでありまして、あと民間でやるところはほとんどありませんので、実際に自分のところでやりたいというふうに思ってもそれがなかなか、すぐに大規模な検査、実際この介護施設の場合は数人の方が濃厚接触者だけであって、実際に陽性になった人は後ろで隣り合わせの人も検査してもらえず、実際にはもう発症しているわけですね。なので本来で言えば、高齢者施設の全部やりますっていうことに基づいてやらなきゃいけないんです。いけないのにできないから民間でやったら補助するっていうんですけどその体制もないんです。

だから言いたいのは、やっぱり県でそれを書いてあるんだったらそれをできるだけの体制をつくってくださいと。そうしなきゃ本当に置いていかれる状態っていうのが本当に介護施設、弱い立場の人たちはここにあるように、本当に県でも非公表で実態をさらにつかんでいないということを言っているわけでありますので、実態をしっかりとつかんだ上で、一番困難が生じるとされる介護の問題、介護施設、障がい者施設に対しては特別な支援が必要だというふうに思います。村としても、そこはしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

その点について、もう一度お聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） そうです。PCR検査を村では実施できる体制でないと、村の中ではという御質問をいただきました。

個人ベースでは各診療所、病院のほうで今PCR検査を適宜やっておりますので、そういった全くできないという環境ではありません。ですので、確かに三澤議員おっしゃられるとおり、その人数が本当に大人数になってきますとそういった背景もあるのかなと思います。

まずは、県のほうでそういった県の事業でございますので、感染警戒レベルが5に上がったときもそういった体制を県に取っていただきました。引き続き県と連携を図って要望等伝えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 検査体制の件でございますけれども、PCR検査は大規模によるところは確かに近隣にはないかとは思いますが、抗原定性検査とか抗原定量検査を実施している企業は近隣市町村にもございまして、感染レベル5になってから村内の介護施設の方で、県のほうの制度を利用して検査をやった事業所もありますので、その点御報告をさせていただきます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

抗原検査でありますけれども、保健所でお聞きしたときにはなかなか辰野病院ではできているという話をお聞きしまして、今実際には、入院したりする場合は各施設で抗原検査で今やっていますが、精度の高い抗原検査っていうのがあるそうで、やはりそういうところをきちんと利用できるのはなかなか難しいというふうにおっしゃっていました。

県の体制を、もう一度しっかりとできるような形を構築していくことが大事かと思えます。

それでは、大項目2のほうに移らせていただきます。

福祉医療の窓口無料についてであります。平成30年8月から県の福祉医療の一部が現物給付、いわゆる窓口無料になりました。20年以上実現を求めて県への署名を届け運動をしてきたものとしては、やっとここまで来たかということで歓迎をいたしました。

しかしながら、500円の一部負担金は残ることになりました。南部の中川村、飯島町、宮田村は500円の負担金も廃止し完全無料になっています。この間、お金のあるなしで子供の医療が差別されてはならないことや、窓口完全無料にすることでむしろ医療費が減ることなどを挙げて村での完全無料を求めてきましたが、この前の17年の一般質問で行ったときには、子供の数が多くて約3万件と言われましたが、1,560万円から2,000万円の負担金はなくせないというふうに村長答弁をそのときは頂きました。

しかしながら、今回当選されました藤城村長の公約として、福祉医療の充実が挙げられています。公約実現への取組はどのように進めるのかをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 子供の福祉医療費の窓口完全無料化についての御質問をいただきました。この件につきましては、御質問をいただいたとおり私の公約として訴えてきたところでございます。

無料化を実施する目的ですが、子育て支援サービスの充実はもとより、病院での待ち時間の減少、あとは都市部では完全無料化は進んでおりますので、そういった移住定住や若者回帰事業への貢献の部分、あとは村内の開業医への支援などが挙げられます。

サービスを利用するのですから一定額、現在500円ですが負担するべきというお話もお聞きをします。しかしながら病院で500円薬局で500円となりますと、家庭の経済状況によってはかなり負担とを感じるケースもありまして、それによって軽度の段階で病院に連れて行かず、子供が重症化するケースも出てきております。

私は、子供については可能な限り平等にサービスを提供されるべきという考え方を持っております。今回の無料化はその考え方に基づくものです。

実施に向けては、親はそんなこと望んでいないという声もお聞きしておりますので、実際にサービスを受ける対象家庭にアンケート調査を行って、結果を受けて判断してまいります。実施時期は、事務手続の切替時期である2022年8月からを今のところは予定しております。

時間がないので、財源や財源に関する考え方については他の議員から御質問いただいておりますので、そちらのほうで詳細を述べさせていただきます。

なお、今年4月にこの子供の医療費完全窓口無料化を求める要請を、112世帯の方から署名をいただいて頂戴をしておりますことを御報告いたします。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

今年の4月に署名も頂いたということです。ちょっとこれはこの前の段階での署名でありましたけども、前の唐木村長のときに丸山議長と村長宛てに約300弱の署名も取っておりまして、それをお届けしてあります。この運動を続けてくる中で、特に障がい者の皆さんについては署名を本当にお願ひしたところ、あつという間にたくさんの署名を取っていただきました。障がい者の皆さんはより困難を抱えておりますので、ぜひこの福祉医療改善については、障がい者の皆さんも含めて同じような検討をぜひお願ひしたいなと思います。

時間がないので、3に移らせていただきます。

高校再編第2次案についてであります。公立5校の廃校と新校3の全容が示されました。県下で2番目に長い歴史と伝統のある上伊那農業高校はどのような形になるのか、地域産業に根差しそれぞれ特色のある教育と実績を積み重ねてきた高校教育の在り方が、根本から問われていると思います。

コロナ後の教育も大きく変わる必要もあると思います。村民の議論と村としての要望も出していくべきではないかと思ひます。村長のお考えをお聞きします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 今年3月に長野県教育委員会が示した県立高校の第2期再編整備計画の2次案についての御質問をいただきました。2次案では、伝統ある上伊那農業高校を含む上伊那地域の専門学科を持つ4校を再編統合の対象校として、総合技術高校を新設するとしております。

4校3学科の再編統合は、県内では初めての事例でありまして、各校関係者の思惑も多種多様、また対象地域も南北に非常に長いことから、よっぽど工夫をしないと学校関係者や地域の代表、同窓会、PTA、生徒の代表、自治体などで構成する再編実施計画懇話会等において、十分な議論が重ねられない状況があるのではないかと私は感じております。

そのような状況でありますので、私としましては、議論を重ねる土壌を作るために計画的に工夫して取り組んでほしいという要望は、既に県教育委員会のほうには促したところであります。

過去、1945年に上伊那農業高校50周年記念事業として農林専門学校の設立が企画され、地元協力のもと多額の寄附が集まりまして、農林専門学校併設の権利を得まして高等農林学校が国策として設立認可され、今の信州大学農学部が1949年5月に発足したという経緯もあります。

そういった伝統も踏まえまして、地元にはなくてはならない高校であります。今後実施さ

れる懇話会において、村としても要望を挙げるべきところは上げてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 先ほど今村長が言われましたように、この総合技術学校となる上農高校であります。そういう案でありますけれども、前々から私は言ってきたように、本当に地域に根差したこの高校をなんでかんで一緒にして、一つのものにして再編していくというこの是非というものをこれから問われると思います。この南北に長いこの地域で、それぞれ地域で培ってきたものを地域できちんと教育を保障していくということがいかに大事かということ、やはりこの懇話会がこれが前提だということではなく、きちんとした論議をしっかりとしてもらいたいということが私の切なる願いです。

今までもいろんな高校再編についての議論の県の説明は、一方的にこういう夢のあるものがありますよという形だけであって、具体的に進める段階になると本当に見通しが見えないような状況があります。

地域から出されているのは、少人数学級に多分コロナの時代も含めてこれからまだ続くというふうに思いますので、そういう時代になると思います。それで、地域ごとにきちんと学びを教える時代が多分なるのではないかと思います。そういうものを見据えた、地域の皆さんの思いをしっかりと伝えられるような議論を村の中でもして行ってほしいというふうに思います。

そのことについて、特別に上農高校については私もしっかりとした考えを、思いを持っておりますので、村長としても取り組んでいただきたいと思っております。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、時間です。

9 番（三澤 澄子） 私の一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これで、9番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから、10時まで休憩とします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 10時00分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番、笹沼美保議員。

5 番（笹沼 美保） 議席番号5番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

まず1項目め、こども館の利用について質問します。こども館は、2017年に建てられ、子供たちと子育てに関わる全ての人が集うみんなの憩いの場を目指している子育て日本一を掲げてきた南箕輪村が誇る施設の一つです。

そのこども館ですが、施設の利用時間は午前10時から正午までと、午後1時から冬季は午後4時半まで、夏季は午後5時半までとなっています。つまり、正午から午後1時までの1時間は閉館となり、こども館の中で過ごしていた子供たちを含む利用者は、外に出なければなりません。なぜ1時間閉館するのでしょうか。

そして、こども館は原則館内での食事は禁止となっています。一方、乳幼児やその保護者の交流の場の提供を目的に、2005年に建てられた施設すくすくハウスは、今でこそ新型コロナ

ナウイルス感染症対策のためお昼の1時間は閉館になっていますが、ふだんはお昼に閉館にはなりませんし館内での食事も禁止されていません。

今は難しいと思いますが、アフターコロナはこども館もお昼に閉館せずに、また館内食事禁止ではなく食事可能な時間と場所を設定して、子供たちを退出させなくて済むようにできませんか。

答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号5番、笹沼議員からこども館を利用しやすくというところの御質問をいただきました。

本村のこども館は、児童クラブ、児童館、子育て支援拠点施設の3つの要素を持っています。また、その枠の外で一般開放についても行っております。

児童クラブは、児童の帰宅時に保護者が就労等で不在な児童に対して、適切な遊びや生活の場の提供を通じて生活指導を行い、健全な育成を図ることを目的としております。児童館は、子供たちが遊びを通じて心や感情を豊かにすることを目的に児童厚生員を配置し、イベント活動などを行っております。子育て支援拠点施設は、子育て家庭支援のための保健師などの専門職を配置して、相談や指導、保育者研修などを行っております。

さて、お昼の時間の閉館等食事可能な場所の設定について御質問をいただいております。まず、なぜ現在お昼の1時間を閉館をしているかでございますが、他の地方公共団体でも児童館では飲食を禁止していること、さらに子供の健全育成の観点から、お昼の決まった時間には家に帰り家族と昼食を取っていただきたいということが主な理由となっております。ただし、例外的に学校の夏休み等の期間におきましては、中学生の学習講座参加者に限定して席で昼食を取っていいという形で運用をしております。

南箕輪村のこども館設置条例では、こども館の開館時間は午前8時半から午後6時半までとするとしておりまして、閉館について条例で規定しているわけではありません。また、他の地方公共団体におきましては、子育て支援拠点施設でおきましては飲食については認めるところが多く見受けられます。子育て支援が充実していることをうたっている村として、その象徴となるこども館、公共施設において利用できない時間、飲食できない、そういった措置をしていることは私は適切であるとは考えておりません。子供たちの健やかな育ちを第一に、これから現場職員と対話を重ね皆に理解が得られるよう、運営方法を変更してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 正午からの1時間閉館、食事禁止については保護者の方から疑問の声を聞くことがありましたし、夏休みなどの長期休みに遠い地区からこども館に遊びに来る子供たちにとっては、こども館でお弁当を食べて午後もまた過ごせることでますます利用しやすくなると思います。

閉館と食事禁止の見直しについて、実現に向けての検討をお願いいたします。

2項目め、子育て教育支援相談室の相談体制についてです。令和2年6月定例会の一般質問でもオンライン相談の実施についてという項目で質問し、当時の村長より、研究しながら実施できる方向性を出していくとの答弁をいただいております。その後どうなったのかも含

めてお尋ねします。

こども館の中にある子育て教育支援相談室は、子供一人一人の育ちを支援するために、子育て中の困ったことや不安などどんなことでも気軽に相談できる場所です。

相談の方法としては、電話相談、面接相談、訪問相談などがあります。しかし、コロナ禍において村内の感染状況によっては、面接相談、訪問相談がなかなか難しいこともあります。電話相談だけではお互いが見えないので、相談したい子供の様子や相談者である保護者の心理状態が伝わりにくいですし、顔を見て話すよりも信頼関係が築きにくく、本当に必要な支援に結びつかない恐れもあります。きめ細やかな対応をするためにもオンライン会議システムを活用し、コロナ禍においても顔が見える相談体制を早急に整えるべきではないでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） オンライン会議システムを使って、相談できる環境を整えてはという御質問でございます。

オンライン会議システムを使っての相談につきましては、コロナ禍にありまして昨年度の後半から数回実施を始めております。関係者会議や支援会議などで大勢の会が参加する場合や保護者の方が子供さんが自宅にいるために支援会議に出席することが難しいときなど、関係機関と環境を整えて実施を始めました。

ただ、相談を行うに当たっては、相談者の意向にできるだけ沿う形での実施を今、村としては心がけております。オンライン相談ができる環境を整えはいたしました。相談者には空気間を感じられる対面の形で相談を希望される方が多いというのが実情であります。

やはり、直接会うことによって信頼関係を深められるということの御意見や、オンラインですとセキュリティ上の不安を伝えてくれる方もいらっしゃいます。そういった中、いずれにいたしましても、オンラインも含めまして一人一人に応じた対応ができるよう、まずは相談者の意向を第一に丁寧に確認しながら、これから相談事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 相談者の意向に沿う形で相談を受けていくことはとても大切なことです。オンライン会議システムによる相談体制を整えることで、コロナ禍においても様々な悩みや心配ごとにより丁寧に対応することができ、親の会や子育て支援講座なども中止にしないで済むと思います。子育て支援をストップすることのないよう、職員さんのスキルアップも含めて体制づくりをお願いいたします。

3項目め、福祉入浴券の柔軟な利用方法についてです。こちら令和2年6月定例会の一般質問で福祉入浴券の利用方法について質問させていただきましたが、この福祉入浴券を利用できずにいる方もいらっしゃいますので、諦めずに質問させていただきます。

福祉入浴券は、4月1日時点で70歳以上の方や身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳などの交付を受けている方を対象に、毎年送付されているものです。これは、対象者の方の福祉向上を図るため、大芝荘と大芝の湯での入浴を楽しんでいただく趣旨から交付されていますが、現在は大芝荘の日帰り入浴は休止となっていて利用できませんし、今

月14日から大芝荘は営業休止となるので、利用できるのは大芝の湯だけということになります。

対象者の方の中には、この福祉入浴券を使いにくい方もいます。例えば、体が不自由で御家族に介助してもらわなければならないとか、大勢の人が集まる場所ではパニックになってしまうなど、大浴場での入浴が困難な方もいるわけです。家族風呂を使うこともできますが、その場合別途利用料が2,000円必要で、ちょっと気軽に使える金額ではない気がします。

そこで、交付される福祉入浴券は5枚なので、家族風呂なら利用できそうだという方のために、その5枚で対象者本人が家族風呂を無料で利用できるようにしてはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 福祉入浴券の柔軟な利用方法について御質問をいただきました。福祉入浴券を、家族風呂の利用料金にも使えるようにしてはという御質問でございます。

確かに家族風呂につきましては、私も6人家族で赤ちゃんがおります。赤ちゃんがいても利用できるので、そういったいろいろと大きな皆さんと一緒に入るお風呂ではなかなか利用しづらいときでも利用できるので、非常にいいところだなというのは感じております。

福祉入浴券につきましては、大芝の湯での入浴を楽しんでいただきたいという趣旨から、平成20年に南箕輪村福祉入浴券交付事業実施要綱を定め、現在は村内に住む40歳以上の方、障がい者の方を対象に、1人につき年間5枚を交付しております。

今回御質問の家族風呂の利用料金に使えるようにしてはということですが、そういったことももちろん頂いておりますし、そのほかにも売店や味工房、ジェラートとかで使えるようにしてほしい、そういった声も少なからず頂いております。

これまで福祉入浴券交付事業という形で、入浴に限った形で要綱を定めて実施してきた経緯がありますし、今年度は既に発送しております。そういった中、来年度に向けては状況によっては要綱の変更も含めて制度内容を改める方向で、村の中で検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） ちょうど1年前にした質問を再度改めてさせていただいたわけですが、そのときに私のほうからもジェラートに変えられるようにしたらどうかということは提案させていただいたところです。

福祉入浴券を活用したいけれど活用できなかった方たちのためにも、できるだけ多くの方に喜んでもらえるような形に変えていただけたらと思います。

4項目め、ヤングケアラーの実態調査についてお尋ねします。

ヤングケアラーとは、家庭において病気や障がいのある両親や祖父母、兄弟の世話や介護をしている18歳未満の子供たちのことです。世話や介護の負担が大きいと自分のための時間、自由な時間が取れず学業や進路に影響を及ぼすだけでなく、健全な発育や人間関係の構築を阻むとされています。

昨年12月から今年1月にかけて、厚生労働省と文部科学省はヤングケアラーの実態調査を初めて行いました。お手元の資料を御覧ください。

全国の公立中学校2年生と公立全日制高校2年生に行ったアンケート結果です。定時制高

校と通信制高校のアンケート結果は、サンプル数が少ないため参考値として掲載されていません。

これによると、世話をしている家族がいると答えた中学生が5.7%、約17人に1人、高校生が4.1%、約24人に1人となっています。世話の内容は食事の準備や洗濯など家事が多く、祖父母の介護や兄弟の送迎など多岐にわたります。家族の世話や介護に追われ自分の時間が取れない、宿題や勉強の時間が取れない、睡眠が十分に取れない、友達と遊べないなど日常的な悩みのほか、進路の変更を考えざるを得ないまたは進路を変更した、学校に行きたくても行けないなど学ぶ権利を損ない、将来の可能性を狭めることにもなりかねない現状もあるようです。

本村の中学校でも、ヤングケアラーの実態調査アンケートが行われたようですが、その方法と結果をお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号5番、笹沼美保議員、ヤングケアラーの実態調査と支援についてということで、本村の南箕輪中学校の実態調査の報告と結果についてまずお伝えします。

ヤングケアラー、今議員がおっしゃったように私にとっても本当に今までなかった言葉であり、ヤングとケアが一緒になったという言葉と認識していますが、そういう中で先ほどのお話のように国、厚労省と文科省のほうで中学2年、高2の生徒さんに実態調査が行われています。

本校中学校2年生が対象校ということになってアンケートを行ったわけですが、アンケート調査なんですけど、私もすみません、学校から連絡を受けながら詳しく知らない状況があったんですけども、実は保護者向けの説明文、それから生徒向けの回答用URLを記載の調査用紙が封筒に入れられて生徒一人一人に渡されたという、そういう状況がございます。

調査の結果は、全て統計的に処理、解答校や回答者が特定されない形で集計されています。もう少し詳しく申し上げますと、調査では学校及び生徒の回答は全て無記名でございます。なので、調査元にちょっと確認をしましたらフィードバックはできないとそういうところがありますので、生徒さんそれから学校に、例えば中学校の結果はこうですっていうフィードバックはなされていない、そういう状況があります。

新聞等で家族の世話をするヤングケアラー、中学生、先ほど申し上げられたように5.7%、あるいは高校生が4%というそういう状況が報じられておりますけれども、この調査を参考に中学校のほうでは先生方がどうだろう、生徒さんでこういう状況のお子さんはいないのかなどそういうことを先生方は共有してということで、当てはまる生徒さんが1名ということで前全員協議会で報告させていただきましたが、そういう経過がございますので詳しい状況は控えさせていただきますけど、よろしくお願ひします。

今後の調査までよろしかったでしたっけ。

議長（百瀬 輝和） まだ。

教育長（清水 閣成） まだですね、失礼しました。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 今回のアンケートがきっかけで把握できた子供だけでなく、アンケートだけでは分からないヤングケアラーもいるかもしれませんし、家族の世話や介護が必

要になる状況はどの子供にも起こり得ることです。ヤングケアラーは明確な定義があるわけではなく、社会的な認知度もまだ低いいためその存在や実態は見えにくく、家族の病気や障がい相談することに引け目を感じたり、家族を支えるのが当たり前と考えて自分がヤングケアラーだと気づかない子供もいます。

家族の世話や介護で大変な思いをしていたら、相談してもいいということを知ってもらえることが重要です。存在や実態が見えにくいヤングケアラーをどのように見つけ出し、子供が相談しやすい環境を整え適切な支援につなげていくために、どのような取組を考えているか答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今後の調査、それから支援についてでございますが、今の社会の様子からヤングケアラーに当てはまる生徒さん、児童は今後もあるものとして考えていくことが大事かなというふうに思っております。

アンケート、議員がお示しの24ページにもありますけれども、認知度についての質問がございますよね。聞いたことがないが8割以上を占めているという結果があります。なので、学校として関係者だけではなくて社会的な認識と言ってよいと思いますけれども、ヤングケアラーの概念、それから支援対象としての認識不足、そこを思いながら職員、生徒、子供たちがヤングケアラーへの認識理解を深めていく必要があるかなというふうに思っております。

またヤングケアラーについてなんですけれども、御家庭の中に入っていくというか、詳しい状況っていうのは非常に把握する難しさがあるなというふうに思っております。調査の必要性を思うとともに、日頃の子供たちの学校生活あるいはその家庭での様子、地域での様子、そこを丁寧に見ていく必要があるかな、それから学校の中では子供たちと面談等もしていますので、先ほど議員がお話しされた相談してもいいんだよという、安心して相談できる状況づくりを今後も大事にしていく必要があるかなというふうに思っています。

うんとこれは個人的な思いの中で、家の中でお手伝いということはどううんと大事ですよ。お手伝いということと、このヤングケアラーというところをどう重ねるかというのはある意味難しさがあるかな、でも最初にヤングケアラーについてお話されたように、本人の自由な時間がないとか進学にしろあるいは部活ができないとかいろんな状況で、本人が不利益さを被っているようなその状況というのを、お手伝いとの見方の違いがあるということをしっかり考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

続いて支援についてですが、具体的な支援というのは現状としてはなされていないかなというふうに思っております。学校だけでは対応は正直申し上げて難しさがあるかな、メンタル面とか相談を受けながらというところがあると思うんですけれども、村の中で子育て世代包括センター、支援センターそれから関係部署、県の関係でいえばSSW等々福祉関係等の連絡連携が、協力が大切なことかなというふうに思っております。

また、対象生徒さんが中学校を卒業してしまうと、学校での支援は薄くなるというまいしょうかつながりがなかなか難しさがあるということなので、地域あるいは関係機関の中で卒業後をどうサポートするか、それはヤングケアラーに限らずの面があると思いますが、そういう体制づくりが大事かなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） ヤングケアラーの支援に向けて、厚生労働省と文部科学省の連携プロジェクトチームは、今後取り組むべき施策を報告書にまとめました。早期発見、把握するために福祉、介護、医療、教育関係機関等への研修の実施、支援策推進のために関係機関連携支援、悩み相談支援、幼い兄弟を世話するヤングケアラーへの家事支援の検討、また社会的認知向上のため2022年度から2024年度までの3年間を集中取組期間とし、中高生の認知度5割を目指すとしています。

ヤングケアラーを見過ごさず適切な相談支援につなげるためには、認知度を上げる取組、また教育と福祉の連携が不可欠です。子供たち一人一人に目を配り、苦しい思いをする子供が相談できる環境と支援体制を整えていただきたいと思います。

5項目め、保育園・小中学校と家庭・児童・生徒との連絡手段についてお尋ねします。保育園・小中学校と家庭との連絡手段としては、連絡帳、電話、メールなどがあります。また、コロナ禍の今は毎日の体温、体調確認のための健康チェックカードの提出があり、保護者のサインまたは押印が必要です。これらの連絡手段を、利便性の高いシステムに変えることを検討してはいかがでしょうか。

この件については、令和2年6月定例会で小中学校と家庭との連絡方法についてという項目で質問させていただきました。そのときは教育長から、現在学校に入っている学習支援ソフトの中に先生と子供が双方向でコミュニケーションをとることができる機能があり、それを活用する研究をしていくとの答弁をいただいております。

その後約1年がたち、先月中学校の学年閉鎖中にこの学習支援ソフト経由のアンケートが届きました。アンケートはグーグルホームでアンケートに答えるものでした。いろいろ研究をしていただいて今のシステムを活用しているということだと思いますが、この方法だとアンケートに答えた側、つまり家庭側に履歴が残りません。回答締切り間近になって、回答していない方は回答をお願いしますというメールが来たときに、あれ、回答したっけ、あれ、何て回答したっけと思って確認しようとしても、確認する手段がありません。

1年前の一般質問の中で一例として私が紹介したシステムは、アンケート内容も回答も全て履歴が残りいつでも確認できますし、また子供と親のスマートフォンを登録すれば子供が答えた内容を親が確認できるシステムとなっています。

このほかにも、様々な利便性の高いシステムがあるので、今使っている連絡手段の見直しを検討してはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 保育園・小中学校と家庭・児童・生徒との連絡手段について、アンケート機能付など、メッセージ配信システムの見直しを検討してはどうかという御質問をいただきました。

まず、前提といたしまして私の公約にもありますが、保育園・小中学校等に限らず村民との双方向の情報発信ツール、これを整備していくことは私の公約で今進めております。村といたしましても、今年4月から情報政策係を新しく新設をいたしまして取り組んでいただいているところです。

その部分につきましては、SNS等を活用した双方向型の情報発信ツールの年度内の導入を目指し、そこにアンケート機能の搭載を含め現在できないかというところの検討を進めているところです。

ただ、そういったそこに保育園・小学校のことを載せていくのか、それとも箕輪町ではC o DMON、以前笹沼議員からはオクレンジャー、そういった別のアプリ、システムというところも御提案をいただいております。その部分はこれから検討をしてみたいと思っておりますが、どちらにしてもそういったツールにつきましてはこれからの時代必要となっております。積極的に情報政策系のほうで責任を持って進めてまいります。

現状なんです、現在村内保育園につきましては、保育園と保護者の双方向の連絡手段、システムは現在ありません。村が実施しているメールメッセンジャーが一方通行にはなりますが一斉連絡の手段となっております。

コロナ禍にあつて陽性者が発生した場合など、緊急連絡を余儀なくされるケースが増えております。そういった場合、保育園が一斉に連絡するのではなくて、例えばたんぼぼ組とひまわり組、さくら組とすみれ組、そういった細かに分けて緊急連絡ができるそういったシステムが必要ということは、本当に必要だと深く感じていたところです。

小中学校につきましては、教育長のほうから答弁を申し上げます。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

学校における現状ということでお答えさせていただきます。

学校において家庭への連絡方法については、村で行っているメール配信システムのほかに、ちょっと商品名は私のほうではお伝えできないので言いませんが、学校で導入している学習支援ソフトの付随機能ということで、御存じだと思いますけど連絡メールで、以下連絡メールとちょっとお伝えさせていただきますが、家庭と連絡しているところであります。

現在導入している連絡メールなんですけれども、議員はもうお使いということで私より詳しいかと思うんですけども、全校児童生徒一斉メール、それから学年ごと、クラスごと、あるいは地区や部活ごとのグループに対してメールを送ることができるという、このグループ化といいましょうかグループは、学校側でカテゴリーを組めるので非常にありがたいなとそんなことを思っているところがあります。人数の多い少ないも関係なくというか問わないので、伝えたい家庭にのみ連絡できる、そういう状況になっております。

アンケート機能についてなんですけれども、現在の連絡メールシステムでも利用は可能で、本文に連絡事項を打ち込むだけでなく選択肢によるアンケート実施、保護者が文字を入れて返信できる機能、それから閲覧確認機能が搭載されておりますが、連絡メールを主体としたシステムではないという、先ほど村長もお答えのそういうシステムがないという、一年前の御質問も高校で使われているということで賜っていますけれども、いわゆる連絡メールを主体としたシステムはないということで、先ほど申し上げた付随機能でその苦しさがあるかなというふうには思っているんですけども、議員お話のニーズに十分応えることができない、あるいは勝手が悪いとか、使い勝手ですね、機能が充実していない面があるかなとそんなことを思っています。

実際保護者から返信があった場合に集計作業が必要、これは学校の職員のほうですけど、であったり保護者の返信する文字数に制限があるということ等から、連絡メールのアンケート機能は使用していないのが今現在のところであります。

アンケート付のメールを配信する場合なんです、先日中学校でこの方法を実施して、議員もお答えになっているって先ほどお話にもありましたけれども、連絡メール本文にアンケ

ート作成自動集計できる無料サービス、先ほど名前があったものにて作成したアンケートURLを、メール本文に添付することによってアンケートに回答していただきました。ありがとうございます。

議員お話の履歴についてなんですが、結論からいうとできるという。ただ、現状のところからどうするかということで少し手間がかかるというか必要になってくるんですけど、先ほどの無料サービスを始動させていただいたので、自身の送信した内容の確認ができず、履歴が見られないということは不便であったかなというふうに思っておりますが、学校側で送信する際にひと手間かける、それから保護者側で送信する際にメールアドレスを入力していただく、それで履歴を確認できるという、そういうふうにICT支援員さんからもアドバイスをいただいているところもあります。ニーズがあれば、このことについて御家庭にまた連絡を取って活用していくということになるのかなというふうに思っています。

現在から利用している学習支援ソフト、こちらのほうをメインにしての導入でありましたので、学習ドリル等必要な教材を学校から、担任から、教科担任から配信して、児童生徒一人一人の取組状況、進捗状況をリアルタイムに学校のほう、生徒のつながりの中でそれを把握できるというそんなことができる機能のほかに、先ほど話がありました双方向でメッセージのやり取りができるコミュニケーション機能があります。学校に登校が難しいお子さん、子供たちや今度長期休業あるいはコロナに関して臨時休業等々の場合で、自宅での学習機能が充実しているというふうに考えております。

これからなんですが、学校外でのタブレット端末を使った学習がかなり重要、これからうんと動いていくというふうに思っております。まだ学習機能をしっかり活用できていない状況もありますので、これを使っていく中で子供たちや先生方、要するに今ある機能の使い勝手、それから保護者の御意見をいただきながらよりよいシステムの選択利用方法を考えていきたいなという、そんなことを思っております。

ですので、先ほども連絡手段としてというのは村長答弁されましたけど、そこは今後どういうニーズがあるか、それによって考えて検討していく必要があるかなっていうところがあります。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 先ほど申し上げたアンケートですけれども、PTA作業に関するアンケートが送られてきていました。それで、そのときにメールアドレス等は登録しているにもかかわらず、参加できる子の学年とクラス、あと生徒の名前、保護者の氏名も入力しないと送れない形になっていました。一々それを毎回っていう形になると、またそれはそれで朝の忙しい時間にちょっと打たなきゃいけないみたいなときには、ちょっと不便かなというところも思いがあります。

今使っているシステムを工夫して活用することも大切ですが、より実用的な方法を検討していくことも必要です。いろいろな場面を想定して、より使いやすいシステムへの見直しをしていただきたいと思います。

新村長には、大胆かつ慎重に村政運営をこなしてくださることを期待しつつ、これで質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、5番、笹沼美保議員の質問は終わります。

ただいまから10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

4番、登内瑞貴議員。

4番（登内 瑞貴） 議員番号4番、登内瑞貴です。提出した通告書に基づいて質問させていただきます。

まず1項目め、地域防災力の充実強化についてです。中小企業庁の統計によりますと、ここ数十年日本の自然災害の発生件数は増加傾向にあり、地域防災力の充実強化は住民が安心安全して暮らせる村を目指す上で喫緊の課題です。

平成25年度には、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律も制定されており、地域防災力の充実強化を考える上で消防団の果たす役割は非常に大きいものがあります。また、消防団の果たす役割として地域コミュニティの維持及び活性化についても大きな役割を果たしており、地域コミュニティの担いとしても活躍いただいています。

このように地域に必要不可欠な消防団ですが、平成30年度版の消防白書を見ても全国的に消防団員は減少傾向にあり、全国的に消防団確保が課題となっております。ただ、当村は現在でも人口増が続いており、一概にこの傾向が当てはまるとは思えません。

そこで伺います。消防団確保について、平成31年の3月議会でも取り上げられておりましたが、その当時と比べても団員数が減少しているとのことですが、新たな施策は実施されたのかお聞きします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 4番、登内議員の質問にお答えをいたします。

まず、地域防災力の充実強化についての中で、団員確保のための新たな施策についての御質問をいただきました。

確かに平成31年3月の一般質問では、消防団員数が定数より40名不足していると答弁をしております。当時と現在で定数230に変更はありません。令和3年4月1日時点の消防団員数は190人であり、人数だけを見ますと2年前に答弁を行ったときと同程度の人数となっております。

しかしながら、予備消防団員という有事の際にのみ出動可能な団員の人数は、2年前より14名増加しておりますので、実人数のうちその予備消防団員の割合は12%から19%に増加しております。となりますと、実際点検や訓練などに参加できる実働数については減っているということになります。

御質問いただきました団員確保のための新たな取組ということですが、まずは少しでも消防団の理解を深めていただくために、村商工会を通じまして全ての商工会員に対して、消防団活動と団員確保への御理解と御協力をお願いとともに、長野県の消防団協力事業所の優遇制度について御案内させていただいたところです。

また、信州大学農学部、南信工科短期大学校、上伊那農業高校に対して、学生本人が消防団活動に継続的に参加することで、その後の就職活動等に支援となる社会貢献の功績を認証する制度を紹介をしております。

さらに、村内にある全てのコンビニにおきまして、消防団に関するポスターの掲示をお願い

いたところでは、今後も消防団への理解や消防団員確保への協力を、住民や事業所から得られるよう様々な取組を進めていきたいと考えております。

今後の具体的なところでありますが、私の公約の一つであります区や組への加入促進を目的といたしました啓発資料を現在刷新作業を進めておりますが、その中におきましても消防団の紹介については広報してまいりたいと考えております。

操法大会を実施しないなど、消防団も時代に合った形で変わってきております。過去の時代の消防団活動を想定している親御さんが、加入を反対するケースが多くあるとお聞きしております。その辺りへの配慮も考慮した啓発資料としてまいります。消防団が継続可能な組織となるように村としても支援を継続してまいりますし、私が消防団の経験がほぼないものですから、今後消防団幹部の皆様をはじめ意見交換の場も改めて設定して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございました。

現状、消防団員のほうで勧誘活動を行っていると思えますけれども、消防団員だけでは限界がありますので、行政として御協力できる範囲は協力いただけるようよろしく願いいたします。

続きまして、消防団員に占める役場職員の割合についてお聞きします。消防団の特性の一つとして有事の際の要員動員力が挙げられますが、現在予備消防団員を合わせても団員数が191名のうち役場職員が58名となっております。役場職員の割合が30.4%とのことですが、実際の有事の際は役場が対策本部となり職員も動員されると思われそうですが、そういった場合に役場職員が消防団活動を行えないようなことはないのでしょうか。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村職員の有事の際の対応について、消防団活動を行えないのではないかと御質問をいただきました。

まず、先ほど私は答弁で190名と申しましたが、191名が正しい数字でございました。訂正いたします。申し訳ございません。

191名のうち役場職員は58名で、割合でいいますと約30%であります。5年前は25%でありましたので増加傾向にあります。

御指摘のとおり、役場職員は土砂災害、浸水、大規模な地震等、日数を要するような災害が発生した場合、必要最小限の通常業務をしながら災害に対する対応を行う必要があり、災害の規模にもよりますが村としての業務に人手が必要なため、消防団活動を行えないという状況は大いに考えられます。やはり、その場合消防団員の中の役場職員の割合が多いと、消防団としての活動機能が低下いたします。そういった状況に陥ることを危惧されるところです。有事の際にしっかりと消防団活動ができるためには、やはり役場職員以外の消防団員の数が増えることが望まれます。

先の質問の答えにも同じになりますが、これから消防団への理解や消防団員確保への協力を住民、事業所から得られるよう、様々な取組を進めていくことで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

実際に想定される規模、災害規模等によるかと思えますけれども、シミュレーション上でのくらいできるかっていうだけでも示していただけると消防団としても動きやすいのかなと思えますので、そういったシミュレーションも行っていただければ幸いかと思えます。

次にですが、消防団の構成についてお伺いします。現在、消防団は区単位で部を構成しておりますが、区により消防団の充足率に隔たりがあり、現状の住民数、年齢構成が異なる中で区割りによる消防団の組織構成を見直す必要はないか、御意見を伺うことができますでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 消防団の組織構成の見直しを行う必要はないかという、御意見をいただきたいという御質問です。

現在、村には村は現在12地区ありますが、消防団は5つの分団と11の部で組織をしております。大泉と北原区が合同で第5分団第1部として活動しておりまして、それ以外は1地区1部という形となっております。

御質問いただいたとおり、区によっては団員の充足率に偏りがございます。また、住民の人数や年齢構成も地区によって様々な状況でございます。消防団の活動や消防団員の確保を進める中で、組織構成から検討する必要性が生じる可能性は御指摘のとおり考えられます。

例えば、統合、再編が必要になる時期が訪れたと想定した場合、組織の再編につきましては、まずは消防団長の承認が必要です。その前に各分団での議論が尽くされ、地域の皆様の意見も受けて編成を考えていく、そういったプロセスが必要になってまいります。これには、かなり慎重な対応が必要になっていくと考えます。ですので、例えばですが必要に応じて南箕輪村消防団活性化委員会などを組織して、車両や機材の配置換えなどの必要性など、付随する議論を行う場も設定する必要が出てまいります。

そう考えていますと、現段階において村として見直しの実施は考えてはおりません。しかしながら、今回の議員の提案を一つのきっかけとして、消防団の中で議論が活発化した際、そういった際にはしっかりと一緒に消防団と村で取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

先ほど申し上げたとおり、消防団には地域コミュニティの維持等の役割も担っていただいていると思えますので、なかなか難しい問題ではあるかと思えますけれども、一番に考えるのはやはり村民の生命、財産を守ることだと思いますので、ぜひ御検討を続けていただければと思います。

次に、ワクチン接種についてお伺いいたします。先ほど村長のほうからもお話がございましたが、65歳以上のワクチン接種については7月末までに完了見込みだというお話でしたが、そうなった場合、国の出した方針によりますと、今後の接種の優先順位については自治体前に取決めになるということです。その優先順位についてですが、先ほど村長からは教諭、保育士の優先順位を上げるというお話もございましたが、そこでお伺いさせていただきます。

私見ではありますが、コロナ禍であるからこそ危機管理の観点から、村長を含め役場職員等のワクチン接種についても優先的に行うべきではないかと思うのですが、村の今後のワクチン接種の優先順位についてお聞かせください。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ワクチン接種の優先順位についての御質問をいただきました。

結論から申しますと、理事者や庁内等の職員については、通常の接種順位が来た際に各自で予約をして接種をするという今は考え方になっております。ただし、急なキャンセルとかでワクチンが無駄になってしまうことは防いでまいらなきゃいけませんので、そういったときに急遽対応させていただくケースはございます。

首長が優先して打つ、そういった確かに危機管理上はそのほうが納得いく部分もありますが、いろいろな中で村民感情もいろんな村民感情がございまして。一つの国全体の方針としてそういったことが示された際にはもちろん従ってまいります。現状は年齢順に従って接種を行うというところで村としては考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

役場に関してですが、不特定多数村民の方がいらっしゃると思いますので、窓口業務の方とか対面する機会が多い方については、優先順位等を考えていただくと利用する側の村民からしても安心できるのかなと思いますので、御一考いただくと幸いです。ありがとうございました。

次に、まっくんバスについて伺います。まっくんバスについては2003年に運行が開始され、11年には2台体制となっております。村民の足として利用されておりますが、私の聞いた範囲ですが、現在の運行経路では道幅などの制約で運行ができず、利用したい方が利用できない、また経路変更を要請したが実現されないとのお声を聞いております。

そこでお伺いします。運行経路については、年に一度見直しを行っているとお聞きしましたが、村としてそういった村民の状況の実態把握はできていますでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） まっくんバスの利用不便者の実態把握について御質問いただきました。

まず、前提としてまっくんバスをはじめ伊那本線バス、タクシー券補助、福祉移送サービスでこれから始まってくるぐるっとタクシーなど、地域公共交通についてはサービスがかなり複雑化しておりますので、広報や事業について整理が必要な時期であると感じております。

まっくんバスの運行経路に関わる実態把握に関する御質問なんです。こちらについては長年地域づくり推進課長が担当しておりますので、そちらから、担当課長から答弁を行います。よろしく申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） それでは、まっくんバスの運行に関わる実態把握につきましてお答えをさせていただきます。

毎年、各区等へまっくんバスの運行に関しまして照会をさせていただき、各区から御要望

をいただく形で実態を把握させていただいております。御要望につきましては、各区の区長、旅客自動車運送事業者、運輸局、警察署等の皆様が委員として御参加をいただいております。村地域公共交通会議の中で対応案を御説明し、御協議をいただいているところでございます。

そのほか、電話、メール等で住民の方から直接御要望をいただくこともございます。登内議員が御指摘のような箇所への対応を検討するに当たりましては、該当する道路、またそのほか別の道路からの進入経路も含めまして、運行委託をしている委託先に実車で試運転をしていただき判断をしているところでございます。その結果、運行は難しい、運行上危険であるということで運行経路とすることができなかったケースもございました。

最寄りのバス停が遠く、御不便をおかけをしている方がいらっしゃるとは存じておりますけれども、バスのサイズや道路の構造、運行時間等の制約がある点につきましては、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

先ほどありました御意見の集約については、承知いたしました。

また、ただ運行開始から年数が経年してしまっていて、利用者の居住地域とか等にも変更が見られると思いますが、経路変更についての御意見の収集について検討を行ったという何かお話ってというのがちょっと見えてこないかなと思うんですけど、どのような形で住民の方に経路変更の経緯とかを御説明されているかちょっと教えていただければと思います。

議長（百瀬 輝和） 田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 住民の方へ事細かにお伝えをしているっていう機会は、区長さんを通じて区から御要望をいただいておりますので、また交通会議の結果等を区長を通じて区民の皆さんに要望された方にはお答えをいただいているとは思っておりますけれども、今先ほど申し上げたような場所につきましては、広報誌でたしかその状況を御説明させていただいたというふうに記憶しておりますので、そんな形でお伝えをしまいたいです、今後につきましては広報誌や村のウェブサイト等を通じて周知をしまいたいですと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 実際にバスを利用される世代の方は、なかなかメールとかホームページとかってところは御覧になれない方もいらっしゃると思いますので、そういった方の御意見をどのように集めていくかについてもちょっと御検討いただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問になります。行政のデジタル化についてお伺いいたします。日本でも官民データ活用推進基本及びデジタルガバメント推進方針を指針として、デジタルガバメント実行計画が進められています。本年9月1日には、今後5年をめぐりに官民のインフラを構築することを目的として、デジタル庁が設置されます。

先ほど村長からも村にもそういった機関を設置されたというお話を聞きましたが、今後デジタル庁を中心としてガバメントクラウド自治体等共通SaaS情報連携基盤公共サービスメッシュの構築が推進されるとのことです。村長も公約に掲げておられましたが、デジタル

化の活用については積極的なお考えだと思いますが、現在のお考えと今後の展望についてお聞かせください。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政のデジタル化について、考えと今後の展望について質問をいただきました。

私がデジタル化の中で重要と捉えておりますのは、まずはインターネット環境、ネットワーク環境を整えていくこと、双方向の情報発信ツールを整えること、情報をデジタル化し見えるようにしておくこと、そして次の質問にも通じることですが、申請手続におけるデジタル化に関することです。

その中で、村の情報発信ツールについて詳細を紹介いたしますと、現在広報誌のほか村ウェブページ、メール配信システムなどでやっております。総務省の令和2年度の情報通信白書の2019年における世帯の情報通信機器の保有状況を見ると、モバイル端末全体が96.1%保有しておりまして、そのうちスマートフォンは83.4%という数字が出ておりまして、8割を超える方がスマートフォンを利用しているというのが見えます。スマートフォンの普及によりまして、LINE、メッセージ、ツイッター、インスタグラムなどSNSを活用した情報発信が活発に今行われております。

現在、多くの地方公共団体もこれらSNSを活用して情報発信を行っております。また、村民の皆様からこれらのツールを活用して情報を集めること、こういったことも可能な時代となっております。村の情報を素早く、またきめ細やかに発信していく一つのツールとして、非常に有用な物であると私は考えておりますので、今後SNSを活用した情報発信ツール、双方向のツールについて検討し、今年度内を目標にスタートさせていく予定でございます。

次に、村への申請手続におけるデジタル化についてです。次の質問にもつながってまいります。ガバメントクラウド利用への取組にも通じます。国は、デジタル庁の創設を柱としたデジタル改革関連6法案を成立させ、国全体のデジタル化を進めていくこととしております。また、マイナンバーカードの普及を強力に進めているところです。

その中で、地方公共団体ごとに異なる仕様を解消するための地方公共団体情報システムの標準化に関する法律も成立し、令和3年9月1日に施行されます。今後、基幹系業務のシステムに関わる住民基本台帳や税、介護等の17業務に関わる業務について標準仕様が作成され、地方公共団体間のデータ連携やクラウド利用が始まります。また、これらの業務ではマイナンバーカードが活用されてまいります。

村はどうなのかというところで、現在村では、役場窓口では基本的に紙ベースの申請手続がほとんどとなっております。基幹業務における個人情報の確認が必要な手続から、条例規則に定める様々な申請があります。パソコンやスマートフォンからの電子申請の手続が進めば、時間を割いて窓口まで来ていただく回数も非常に少なくなります。また、休日夜間でも申請業務ができるようになります。窓口業務の効率化も進んでいくと思われれます。

ですので、デジタル化を進めていくために今年度につきましては、例えば保育園の入園申請など役場内の全申請手続について、まずは洗い出しを行っていきたいと思います。小規模の地方公共団体などで人材や財源など限りがありますが、ここの部分を積極的に進めていく必要があると思いますので、そういったことを理由にせず本当に新しくつくった情報政策係のほうで責任を持って進めてまいります。

また、ほかに申しあげましたインターネット、ネットワーク環境の整備、情報をデジタル化して見えるようにしていく、こちらについても合わせて進めてまいります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

今おっしゃった中に、役場内の情報共有みたいなお話がちょっと見られなかったんですけども、塩尻市さんですと市内、市役所の中チャットツールを導入されていたりするんですけども、その現在の行政内の情報共有みたいなものは恐らくメールがベースになっているのかなと思うんですけども、そういった行政内の情報デジタル化というのをどのようにお考えかお聞かせいただけますでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 現在はサイボウズというシステムを入れておりまして、そこでメッセージをやり取りを行ったり、ファイルを交換したり掲示したりそういったところはできておりますが、やはりチャット形式ではないので、そういったところではなかなか使いやすいシステムかと言われるとまだまだ改善していく余地があるのかなと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

ちょっと私は会社をやっているものですから、チャットツールを導入したんですけども、定着にはちょっと時間がかかりましたけれども個人の情報が閉じ込められないところ、オープンで公開できるというところと、あとやはりスピード感というところが非常に重要なと思います。

先日、ちょっと担当課の方にお伺いをしたんですけども、17年の災害時に情報共有がうまくいかなかったみたいなお話も出ていますので、そういった情報共有がスムーズに行えるような取組を続けていただければありがたいかなと思います。

続きまして、先ほど村長のほうから触れていただきましたけれども、共通プラットフォームを導入するガバメントクラウドの利用についてお伺いしたいと思いますけど、現在の取組状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ガバメントクラウドの利用の取組状況についての御質問です。

まず、取組に向けた一般的な考え方ですが、標準化によりましてほかシステムとのデータ共有に当たる個別対応作業が大幅に削減されることや、制度改正等によるシステム修正も個別に対応しなくて済みますので、様々な個別対応がなくなるメリットが大きいのかなと感じております。

取組状況についてでございます。現在、既に対象となる17業務の基幹情報システムは、上伊那広域連合の情報システム課情報センターに置かれておりまして、上伊那の8地方公共団体が共同で利用しているというところでございます。

その業務データについても、今情報センターのほうで一括で管理をしております。過去こういった8地方公共団体で共同利用するために一定の標準化をしてきた、進めてきた経緯がありますので、それを取組状況に含めていいかということとはちょっと判断には迷うところな

んですが、標準化を進める上ではプラスなのかなと感じております。また、データも繰り返しますが情報センターで一括管理ができています。

今後についてですが、現在17業務の基幹情報システムのうち、国から標準化の仕様が示されているのは住民基本台帳の1業務、残り16業務の全基幹業務の標準化の仕様が示される目安は、令和4年の8月までに示すという流れになっております。

そんな中、今年夏に国から自治体DX推進手順書というものが示される予定です。それを、まずは情報センターにおいてそれを受けて標準仕様等を策定し、情報センターから恐らく提示を受け、村でも対応を進めていく流れとなるのが今の中では想定をされています。ですので、ベンダー等の契約についても情報センターが中心となり進めていく予定であります。

村において、そんな中ですけど事前に進めておくべき内容といたしましては、一つは今年から長野県が始めます自治体DX推進検討会への職員へのオンライン参加、あとは情報係を中心としまして実際に17業務を担当する部署との連携体制の構築、そして私、村長自らが強いコミットメントを持って取り組むことであると考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 細かい御回答ありがとうございました。

デジタルガバメントクラウド利用に対して、一番私がメリットと感じているのは、ベンダーを問わない調達ができるようになるということが一番大きいかなと思いますので、先進的に進めていただいてそういった知見を持っていただいて、ガバメントクラウドの利用を推進していただければありがたいかなと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、4番、登内瑞貴議員の質問は終わります。

ただいまから、1時30分まで休憩とします。

休憩 午前11時22分

再開 午後 1時30分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

3番、原源次議員。

3 番（原 源次） 議席番号3番、原源次です。主に3点について村長に御質問いたします。的確な御答弁をお願いいたします。

最初に、村長に就任し、今後の対応について質問します。

16年ぶりの選挙選は前回より投票率は下がったものの、いつまでも幸せに暮らせる村と公約し3,600余票を得て見事初当選され、おめでとうございます。県下であっても若い首長で、今後の活躍に村内外ともに大いに期待がかかります。

就任時からコロナ感染症対策に翻弄されたり、村内外の要人や関係団体、また関係自治体等に挨拶に行ったり受けたり、それとともにそれらの関係や村政の対応等で大変なことと思います。立候補の決意と、現実には村長となったその立場の職責をどのように感じ捉えているかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 3番、原議員の質問にお答えをいたします。

村長に就任し今後の対応、その職責をどのように果たすかという御質問でございます。ま

た、決意についても合わせて質問をいただきました。まず、通告いただいております職責についてから回答をさせていただきます。

地方自治法では、普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体を統括しこれを代表する、またその事務を管理し及びこれを執行するとうたわれております。事務を管理し執行するとありますが、それら事務を実際に担っていますのは村役場職員の皆様であります。日本においてはまだまだ年功序列の文化が残る中、また職員の平均年齢が今38.6歳とほぼ私と変わらないこと、議員の皆様も全員が年上でございます。そういった中で、私が職責を果たしていくためには、まずは皆様からの信頼や理解を得ることが何より大切であり、必要であると感じております。

そのためには、事業を一つ一つじっくりと取り組んで対話を重ねながら成果を少しでも上げ、それを積み重ねていくことが大切です。例えば、事務を執行する各課の目標設定を明確にして、定期的にその結果や妥当性を確認し長期的な目標に向けてみんなのベクトルを合わせていく、そういった作業も必要であると感じております。

コロナ禍の中での就任となり、成果を出すタイミングとしてはなかなか難しい時期ではありますが、真面目に汗をかいて自分の持ち味を生かし、職責を果たせるよう努力してまいり所存でございます。

また、立候補の決意ですが、村の発展に長年尽力された方々から出馬要請を受けたり、若い世代が挑戦することを示す、こういったことが重要だ、そういったことを感じていたり、いろいろ立候補に至った経緯はありました。その中で決意の決め手となったということは、やはりこの村に住んでよかったと日々感じていたこと、この村が大好きである、そういったことが最終的には大きな要素となりました。

今後も、この村がいつまでも幸せに暮らせる村、そういったことを守っていくために、人口減少時代を迎える中で、本当に日々努力を重ねて職責を果たしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） ぜひ、村民のかじ取りをお願いいたします。

2番目にいきます。コロナ対応で連日大変なことと思うが、今は慌てることではなく慎重に進めるべきと思うが、これからいつまでも幸せに暮らせる村にするために、前村長からの事業を中心に組みながらと思うが、コロナ対策は現在、当然何事においても取り組むべきと思うが、自身の公約の第一考は何を重点に進めるのかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 公約に関して、何を重点的に取り組んで行くかという御質問でございます。

公約に対する取組につきましては、本議会におきましても多くの議員の皆様から質問をいただいております。私は、まずは村民の安全・安心を守るために新型コロナウイルス感染症対策を最優先としております。そのほかに、主に5つの基本政策として子育て支援と働きやすい環境づくり、協働の村づくり、新しいコミュニティの在り方、3つ目として、子供がど真ん中を信念に村民のための大芝高原へ、4つ目として、熟年者や支援が必要な方が暮らしやすい村に、5つ目として、加速度的に変化していく社会への適応とデジタル化の推進を公

約として挙げております。

重点的に進める公約ですが、私は4年任期の中でそれぞれの公約の実現をお約束しております。実現のためには、まずはそれぞれの実施スケジュールをしっかりと設定することが重要であると考えております。実施時期を確定することで、それまでに行うべき事前の調査や関係者の皆様と対話を重ねる機会をつくることができます。

例えば、機構改革が伴い準備に必要な南箕輪村版ネウボラの本格実施や、他の事業にも大きく影響する大芝高原の将来ビジョンの策定などは、いち早く手をつけていかななくてはなりません。区や組への未加入者増加傾向問題への対策については、明確なはっきりとした答えがあるものではありません。こういった事業は、動かしながら毎年ブラッシュアップしていく必要がございます。

公約に掲げた政策、基本的には全て責任を持って重点的に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

では、2番目にいきます。新型コロナウイルスの予防接種について質問いたします。これについては、先ほど同僚議員からも質問がありました。若干ダブるところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいいたします。

まず、予防接種の実態ですが、これも先ほど答弁ありましたがお願いします。

日夜、コロナ対策に皆さん翻弄されて大変御苦労さまです。コロナ収束のために引き続きよろしくお願いいいたします。

村はモデル地区に指定されたが、第1回目75歳、2回目が73、74歳、そして先日ようやく私のところにも接種クーポンが来ました。予約について、当初には電話予約など混雑してなかなかつながらなくて混乱したようでしたが、早速電話予約を試みたところスムーズに予約は取れました。大分改善されたのかなと思っております。実施日につきましては、私は7月2日と7月23日です。

先ほどもいいましたが、今は大分改善されているようですが、その現在の予約状況とワクチン接種済みの人数はどうですか。これも先ほど答弁があったと思いますが、お願いいいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ワクチンの接種の実施実績についての御質問です。原議員御自身が御予約スムーズにいったというところで、改善の結果が出ているのかなと思います。しかしながら、今後一般のほうの接種に入ってまいりますと一週間に打たなくてはならない人数も約倍になってきますので、そういったところでも引き続き予約の部分でスムーズにできるよう努めてまいりたいと思います。

現在、村内5つの医療機関で65歳以上の方への接種を進めている状況です。昨日現在で1回目の接種を終えた方は1,430人で接種率が39.6%、2回目の接種を終えた方は670人で17.2%となっております。

今後は、村内医療機関での個別接種に加えて集団接種も導入し、希望する65歳以上の方へは7月末に接種完了予定となっております。また、早期に64歳以下の方への接種にもつなげてまいります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 3月議会でも質問いたしました。予防接種の周知の問題です。

ワクチン予防接種の効果は高いと判断されています。対象住民はいつになるのか心配し、また期待もしています。この頃は接種環境も大分よくなってきていると聞いています。取りあえず医療従事者、福祉介護従事者、職員等が対象とあるが、その人たちは終了しているのか、そして65歳以上の高齢者による周知と徹底が村では遅れていると思います。他町村では既に大分進んでおり65歳以上の集団接種を行っておるが、村でも実施できるように準備をしていると聞いています。

65歳以上の方々にはもっと迅速に周知すべきと思われる。今、何がネックとなっているのですか。マンパワーかワクチン不足か、どこに問題があるのかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 先に質問いただいた医療従事者や福祉事業所の接種は済んでいるのかという御質問につきましては、医療従事者の方につきましては全員ではありませんがほぼ済んできたというような状況で、福祉事業所については入所と通所で分かれる部分がありまして、入所の部分は同じようにおおむね完了しているんですが、通所の部分はこれからという形になっております。

また、迅速に周知するのに何がネックになっているかという御質問をいただきました。今までやはり医療従事者、医師、看護師が確保できなかったために、接種スケジュールを示せなかったことが問題でございました。こちらは午前中の答弁でも申し上げたとおり解消の見込みでございますので、今後基礎疾患のある方、60歳以上から64歳以下の方、一般の方へと接種を進めてまいります。

接種が進んでいく段階で村民の皆さんが必要とされる情報を得られるように、広報誌や村ウェブサイト、メール配信等を活用し、私も個人的にツイッターを用いて積極的に情報発信に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 今申されましたように、広報等十分にされて速やかに接種ができるようお願いしたいとそう思います。

それでは、次の項目にいけます。コロナ禍での補助制度や支援制度の周知はということでもあります。現在、事業者などに実施中の支援や補助制度をさらに生活保護者、シングル家庭、生活用品、食料品配布、こども食堂など周知するために、対象事業者には文書配布などをしていると思われるが、状況はどうか。

支援策等は幾つもあり、また複雑で漏れがあると思われる。報道によると、飲食業の協力金は申請してもまだ支払われていないという。支援策などは迅速にされるようお願いしたい。

前回の全員協議会でもありましたが、今後、村独自で行う同様の補助や支援などはありますか。その際、商工会や組織に入っていない事業者に漏れなく連絡を取る体勢はどうなっていますか。何らかの理由で、組織に未加入者でもかかる経費は同様です。何らかの方法でできるだけ早く支援をお願いしたいと思います。

また、例えば飲食業に関しては、それに付随する納入業者などがたくさんあると思われます。その関連事業者にも支援策はあるかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） コロナ禍での補助制度や支援制度の周知はという御質問をいただきました。

5月20日に本村を含む上伊那地域5市町村の感染警戒レベルが5に引き上げられ、県からお酒を提供する飲食店等に対し休業、営業時間の短縮等の協力要請が発表されました。協力的には規模等に応じて県から支援金が交付されることになり、私も21日の夜に県の職員とともに村内の飲食店を回り協力要請を行いました。

村内全ての飲食店を回れたわけではありませんが、協力要請支援金交付の案内については、県を通じて直接事業者へ周知がなされております。支援金の交付については県への申請を行った上で交付となりますから、時間を要しているのも事実であります。なるべく早く交付されるよう、こちら村から県のほうに働きかけてまいります。

また、周知の部分で本村独自の支援策であります飲食店への応援金事業20万円の部分ですが、商工会への協力を行う一方、先週土曜日には産業課の職員、村内飲食店を回って事前の事業の周知を行いました。こちらは村事業でありますので、早期に応援金の交付ができるように進めております。

また、御指摘のとおり商工会に加入していない事業者に対しても、落ちのないように努めてまいります。

様々な関連事業者への支援策ではありますが、新聞やテレビなどでも取り上げられております。コロナ禍の期間が非常に長くなっております。国の持続化給付金だけでは対応できていない、そういったことも事実であります。しかしながら、支援を必要とする事業者の絞り込みが難しいところであり、国や県の対応についてまずは注目していきたいと思っております。

なお、支援制度だけでなくコロナに関する情報については、村役場のウェブサイトが今ございます。そこの特集ページに早期に情報をアップロードしておくように、私のほうで運用を改めたところでございます。

また、飲食店だけでなく納入事業者、そういったところへの支援はどのように考えているかというところですが、今のところそこまで村が支援を行うというところは考えてはおりません。

以上になります。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3番（原 源次） ぜひ積極的に支援していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

村では、昨年学生に対し年末年始の帰省のPCR検査費用が補助されました。先日、今年夏、来春に村内で開催される成人式に参加する参加者にPCR検査費用を補助があると聞きました。これをもう少し拡大して、やむを得ず県外との往来を行う若者を対象に感染症検査費用を補助してはどうですか。

先日報道がありましたが、隣の箕輪町では就職活動や受験などのため県外との往来、町へ帰省するため検査を受けた人に補助をするとありました。当村ではどうですか。お聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 昨年度もそういった就職活動等でお越しいただく学生について、PCR検査の補助を実施しまして、その結果19人32万円ほどの補助を行ったところです。

私としましては若者回帰の事業、村に若い人が戻ってくる、そういったことを支援する取組については積極的にやっていきたいと思っておりますので、今年度も引き続きできるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 今答弁で、積極的にぜひ御支援をよろしく申し上げます。

それでは、3番目にいきます。一級河川大泉川の川床整備などについてを質問いたします。

まず訂正ですが、（1）の林道橋ってありますが、その林道橋のりんが違っておりました。すみません。訂正しておわび申し上げます。南箕輪村の輪の輪道橋でした。すみません。訂正してお願いします。

それでは、大泉川の川床整備などについて質問します。直接村のことではありませんが、著しく大泉川の環境がよくないと思われれます。特に、春日街道、大泉新橋から輪道橋付近に至る下流域です。春日街道、大泉新橋上流域、輪道橋下流域につきましては、地域ボランティアや年々県による川床整備などで大分整備されています。先ほど言いました春日街道より下流域、輪道橋までは全く手つかずのようになっています。

親水河川とされていて、河川に入ることはできるようになっているのだが、ただ名目だけです。今はアカシアなど樹木が伸び放題、また支障木、ごみなど多く美観を損ねると同時に、ひとたび洪水等が起これば被害を被ると思われれます。早急に整備をされたい。村長の考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 一級河川大泉川の川床整備について、輪道橋と大泉新橋間の整備はというところでございます。県の事業のところでは決まってきた部分がありますので、御報告いたします。

大泉川は県が管理をしておりまして、伊那建設事務所が管轄しております。輪道橋から大泉新橋もそうですが、天竜川から春日街道までの範囲は特に樹木の繁茂や土砂が堆積し、防災上の危険な状態になってきています。そのため、以前から村から県へ整備の要望を挙げております。

実際の対応ですが、昨年度までは小規模であります。花窪橋付近より上流では、樹木の除去や部分的に体積土の撤去を実施していただきました。令和元年度は荒井坂橋付近から上流約200メートル、中央自動車道付近までになります。堆積土及び樹木の除去を少し広く実施していただき、鬱蒼としていた箇所がきれいに整備をされました。

御質問の箇所です。県では令和2年度の繰越事業で緊急対策交付金事業として、春日街道から下流、大泉新橋から南田橋までの約1.1キロの広範囲について、堆積土及び樹木の除去を今年度を実施することになりました。

また、同時にこちらも令和2年度の補正予算で、加速化交付金事業として春日街道から上流約400メートルについても3月までに整備する予定であります。今年度はかなり広範囲に実施されることになりましたので、村としてはありがたいと思っております。

まだ未整備の箇所については来年度以降も広範囲に実施してもらえるよう、また河川の状況により定期的に実施してもらえるよう引き続き村から県へ強く要望してまいりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 荒井坂橋から上の200メートルくらいは、一昨年整備されました。ただ1年、2年たつとすぐ草が生えてきて、どこを整備したかなというような状況になってきますので、ぜひ積極的にというか、県のほうに呼びかけていただきたいとそう思います。お世話になります。春日街道下がなんか整備されるようで、大変うれしいと思います。

もう一つですが、水力発電の設置状況であります。現在進行中の大泉所水力発電設置についてお聞きします。

県企業局では、大規模災害や豪雨災害などにより住民生活に多大な影響を及ぼす被害が発生しています。災害を教訓に生活に欠かすことのできないライフラインの確保のために、発電所の計画があるとお聞きしています。

地域での環境、活用など様々な問題があると思われるが、今現在の状況はどうですか。お聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 水力発電の進み具合について御質問をいただきました。大泉川の水力発電計画については、長野県企業局が事業主体として令和元年度から大泉所にある大泉砂防ダム付近の調査を開始し、地権者や水利組合と協議を重ね、発電所の建設について承諾をいただいたところです。

建設計画は大泉砂防ダムから水圧管により水を取り入れまして、下流約300メートル付近の発電所まで水を引き入れる構想であります。ダムの落差を利用しまして堰堤に流れ込む水を利用して発電し、最大出力350キロワット程度、年間発電電力量は215万キロワットアワー程度で、約560世帯の年間電力量を想定しております。

今後は大泉川に関係する様々な機関、全機関と協議を進めて発電設計の設計工事を発注していく予定であります。工期については約3年間を見込んでおります。村といたしましては、2050年に向けて早期に建設されるよう引き続き県企業局に協力していきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） ぜひよろしく願いいたします。

若い村長さんで、若い目線で積極的にいろいろ取り組んでいただければと思います。

以上で、私の質問は終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、3番、原源次議員の質問は終わります。

ただいまから2時10分まで休憩とします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

6番、都志今朝一議員。

6 番（都志 今朝一） 議席番号6番、都志今朝一です。私は、先に通告いたしました

6項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしく願いいたします。

まず最初に、村長におかれましては4月11日投開票が行われた南箕輪村村長選挙に対し、勇気ある行動と決断に対して敬意を表すとともに、当選のお祝いを申し上げます。

なお、今回の一般質問については質問内容が時節柄重複する質問となりますが、答弁をよろしく願いいたします。また、質問内容については一部信濃毎日より引用しております。

それでは、通告いたしました1項目めの村政運営、1期目の公約実行の施策についての1件目、子供福祉医療費自己負担金ゼロの財源の捻出はどのように行うかをお伺いいたします。

1期目出馬に向けて作成したリーフレット、加速度的に変化する現代社会へ対応し、いつまでも幸せに暮らせる村にのちに6項目の施策が掲げてあります。施策の3項目めに、子育て支援と働きやすい環境づくりを当事者目線でさらに進めますの項目でうたわれており、選挙公報の中でも1番目に子供福祉医療費自己負担金ゼロが掲げられています。

また広報南箕輪5月号、藤城村長の目指す村づくりの村長インタビューの中で、バランスの取れた住民サービスの項目、村長に就任して真っ先に取り組みたいことの中でもうたわれております。

以前、唐木村政時代にも議論になったこともありますが、実現しませんでした。上伊那の町村では既に取組を行っている町村もありますが、児童生徒も南箕輪村と比較すると少ない人数であり、負担金の額も少なく済むと思われます。以前の論議での予算の試算では、年間およそ1,600万円くらいかかるとの試算であり、今では2,000万円を超える金額になると思われます。1年間だけの問題ではないと思います。

子供福祉医療費自己負担金ゼロの財源の捻出はどのような形で行うかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 6番、都志議員の御質問にお答えをいたします。

村政運営1期目の公約、事項の施策についての中で、まずは子供福祉医療費自己負担金ゼロの財源はということでございます。この公約に取り組む姿勢や方法につきましては、午前中の三澤議員からの質問で答弁をさせていただきましたので、財源に関わる部分にクローズアップして回答をさせていただきます。

令和2年度現在、子供の福祉医療費給付で給付をしている総額は約4,557万円です。人数は2,974人、件数は2万3,652件です。コロナの影響で、令和2年度はこの件数の部分が過去と比較して大幅に少なくなっております。この件数で試算をいたしますと今後適切な数字が出てまいりませんので、過去5年を平均して計算をいたしますと、概算にして負担が自己負担金500円をゼロにした場合、概算で1年で約1,524万円の負担増となります。計算といたしましては、5年間の平均3万489件に500円を掛けた額に加えまして、国民健康保険のペナルティーがあります。これがあと50万円強ほどプラスされる形となります。ですので、実際は1,524万円プラスペナルティーの部分と御理解ください。

さて、この財源をどのように捻出するかというお話でございます。お答えするに当たって、少し過去の話をさせていただきます。南箕輪村は唐木前村長が就任をしてから、保育料の値下げを14年間の間に7回実施してまいりました。仮に引下げ前の金額を保育料1万円としますと、その14年間の間でそれが7,447円になるほど、パーセンテージにすると25%以上も保

育料を引き下げてまいりました。このことは、南箕輪村が子育てに手厚い村というロコミが広がった一つの大きな要素であると思います。

そのような中、国の政策で幼児教育、保育の無償化が実施され、3歳児以上のクラスの園児につきましては日本全国で無償となりました。そうになってまいりますと、今まで保育料の減額により評価されてまいりました南箕輪村の子育て支援サービスは、相対的に見ると低下をしている状態になります。

これまで保育料の値下げを村独自にしていたということは、独自の財源をもちろん充てていたということになります。南箕輪村はやはり子育てが手厚いということで、移住してきた方はたくさんいらっしゃいます。子育て支援サービスが相対的に低下している中で、幼児教育・保育で浮いた財源を今回の子供の福祉医療費自己負担金ゼロに充てることは、これまで広げてきた南箕輪村の子育て支援が手厚いという仕組みを守っていく、続けていく、私は最低限の取組であると思っております。

財源については以上になります。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6番（都志 今朝一） 子育て中の家庭にとっては、子供が病院などで受診する際、窓口で支払っている自己負担金の完全無料化は大変ありがたいことと思われませんが、コロナ禍の中税収が落ち込むことも考えられます。健全財政を維持してもらうことをお願いし、2件目の公共施設の計画的な建設と統廃合が、選挙の折作ったリーフレットの中に加速度的に変化していく社会への適応とデジタル化の推進の（5）にうたわれております。

学校給食センター建設、施設の更新や改修、統廃合について研究し、維持管理に関わる将来への負担を軽減すると挙げられております。村長選による南箕輪村の特集が3月23日と24日に組まれました。24日の特集では若い人口増える村、南箕輪今と未来、子育て施策優先で先送りの事業も、人口増加の先どう描くのかのタイトルがあり、村郷土館赤松荘の問題点の記事が掲載されておりました。

北殿区にある村郷土館には、資料が所狭しと並んでいる。同館は昭和46年村中学校の木造校舎を移築し開所、平成14年に改修を行っているが耐震化ができていない。郷土館の在り方は前村長の4期目の公約に移転・新築を掲げたが、実現しなかった。

また、郷土館と同様に後回しになっているのが、シルバー人材センターの事務所とも併設している施設の築45年となる南箕輪村老人福祉センター赤松荘の耐震化がされていない。現在、赤松荘の中には生活就労支援センター、まいさぼ上伊那の事務所も使用している。どちらの施設も早い時期に耐震化の必要性が感じられる。特に、村郷土館に収納されている資料が地震により破損の恐れもあり、先送りができない問題である。

今年度より建設を予定している給食センターの建設もあり、健全財政を維持しつつ先送りした事業の今後の計画はどうであるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 公共施設の計画的な建設と統廃合、その中で赤松荘と村郷土館について御質問をいただきました。

まず給食センターにつきましても、建設の段階からこれからどうしても日本全体では人口減少時代を迎えてまいりますので、40年後60年後を見据えた形での建設、将来に可能な限り

負担を残さない、今の段階でできる配慮を最大限してまいりたいと思っております。

赤松荘と村郷土館についてですが、本年3月に策定しました村公共施設個別施設計画では、赤松荘は昭和51年度建設の木造建築であり、目標使用年数の50年まであと5年となっております。そのため、村の方針といたしましては耐震化や改修は行わずに、廃止または譲渡を行い同じような機能を持つ施設に集約化をしていく方針でございます。

また、村郷土館につきましては昭和46年度建設のこちらも木造建築であり、目標使用年数の50年に既に至っております。こちらもほかの施設に機能移転し、施設の複合、集約化を進める方針でございます。

今の都志議員の質問の中でも紹介がありました、村の郷土館の建て替え記事についての新聞記事、私も拝読いたしました。掲載された際に、私はSNSにこのようなことを発信いたしました。文化財は物、多数、その背景などの解説、生の声、それがセットになって初めてなるほどなどと思う。一つ一つ短い動画でオンラインでセットで学べるようにしていくことも重要ではないでしょうか。こういったことをSNSで当日発信をさせていただいております。

少し極端な例えになりますが、今から50年後を想定した場合、文化財と触れることができる機会をアナログの郷土館だけに求めずに、今学校でもICT教育が進んでおります。そういった中で、デジタルコンテンツとして整えていくことも必要ではないかと考えております。

本当に貴重な文化財については引き続き展示をしてみたいと思っておりますし、その他についてはデジタル化をして、まずはいつでもどこでも楽しむことができるようにならないか、そういったことを今後文化財専門員の皆様のお力をお借りできないかも含めて、専門員の方と意見交換をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6番（都志 今朝一） 郷土館の収納庫もいっばいで、村民より提供されている古文書の収蔵もやめた。資料を眠らせてしまえば子供たちが村の歴史を学ぶ機会が失われると、同館の管理に携わる方も不安を抱いており、早い時期の解決を望んでいる。よい解決方法を望んで、次に3件目の熟年者支援、認知症見守り対策についてをお伺いいたします。

令和1年、1年間に認知症やその疑いで警察に届出のあった行方不明者は1万7,479人。高齢化が進み、7年連続で過去最多を更新した。県内外の自治体でも不明者の発見、保護に向け様々なルーツを導入した取組が広がっており、群馬県高崎市に住む90歳の女性の場合は時折行方が分からなくなり、一度は20キロ以上離れた場所で発見されたこともある。そんなときでも早期発見できたのは、市が無料で貸し出す衛星利用測位システムGPSの機器を身につけており、行方不明になった際、家族らが市の見守りセンターに連絡すると位置確認ができる。

千葉県松戸市では、衣服や持ち物に貼るQRコード付の見守りシールを配布している。県内では、長野市や佐久市、須坂市などでGPS機器の導入費用などに行政の補助があるほか、上田市や東筑摩郡、山形村、中野市では千葉県松戸市と同様のQRコード付見守りシールを導入している。

長野県で一番若い村でも年々高齢化が進んでいます。村も認知症見守り対策にツール導入を検討する考えがあるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 熟年者支援、認知症見守り対策はということで、ツール導入に関する御質問です。認知症の方の行方不明対策としては、介護保険制度で福祉用具のレンタルの制度がございます。要介護Ⅱ以上の方はGPSの見守り支援機器をレンタルすることができまして、1割負担月額800円程度の利用料のほかに月々800円から1,000円程度の通信料がかかります。こちらはちょっと無料ではありませんが、そういった定額で利用することができます。

基本的に、手続はケアマネジャーを通して行うことが一般的となっております。また、村独自の制度もありまして、GPS等の見守り支援機器の導入費用を補助するものがございます。補助額は5,000円となっております。これは、具体的には感知器専用の靴を購入する場合や介護保険適応外の製品を利用する際の導入費用を補助するものとなっております、昨年度は1件のみの申請がありました。

村全体で見ますと、近年このようなGPS等の見守りシステムを活用している方は2、3名おられるような状況です。ただ、感知器をかばんや靴に収納する必要があるため、適応範囲が限られます。行方不明になることを未然に防ぐことができ有効であるとお聞きしておりますので、これらの制度について住民やケアマネジャーへの周知をすることで、普及を図ってまいりたいと思います。

先にも言いましたとおり、利用者が少し少ないのかなと思います。御紹介いただいた見守りシール等の他のツールの取組につきましても、先行導入している市町村の状況を調査いたしまして、今後研究してまいりましてなるべく費用を抑えて使いやすいそういった見守りツールのほうは、村の中でも研究を進めてまいりたいと思っております。

一方で、行方不明の防止や早期発見には、ツールのほかに地域住民による温かい見守りも重要であると考えます。地域包括支援センターでは、これまでも認知症サポート講座や認知症を正しく知る講座を開催してまいりましたが、今後も今言ったGPS等の広報も含めまして、これらの実現を通じてふだんからの支えの普及にももちろん力を入れてまいりたいと思います。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 今後、村の高齢化人口も増えていき、認知症になるお年寄りも増えることが考えられます。よりよい対策をお願いし、2項目めの防災対策の1件目、糸魚川ー静岡構造線断層帯への対策についてをお伺いいたします。

政府の地震調査委員会は、3月26日全国地震動予測地図2020年度版を公表。長野県内では、糸魚川ー静岡構造線断層帯周辺で30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が依然高い状態である。南海トラフでは、全域が破壊されるマグニチュード9.1などを想定、県内19市役所所在地で今後30年以内に震度6弱に見舞われる確率では、伊那市25.2%で18年度より5.7ポイント数化が下がっている。

今の科学では、地下で起きたことを全て知ることはできないとしている。村の地域防災計画にもうたわれておりますが、調査委員会公表による数値の変更に対して、村の対策の変化はどうであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 糸魚川ー静岡構造線断層帯への対策はということで、調査委員会

公表による数値が下がった、そういった変更に対しての村の対策の変化について御質問いただきました。

長野県には複数の活断層が存在しておりまして、中でも本村において最大深度6弱以上と想定しているのは伊那谷断層帯、今議題となっております糸魚川―静岡構造線断層帯南側、木曾山脈西縁断層帯、境峠・神谷断層帯、そして南海トラフであります。中でも、伊那谷断層帯による最大震度は7を想定をしております。

また、昨年春頃の長野岐阜県境の群発地震も記憶に新しいところです。その中で、糸魚川―静岡構造線断層帯は本州を東西に分ける長大な活断層体であり、その南北では活動度、走向、変異の向き等が異なっているのが特徴となっております。

議員御指摘の政府地震調査委員会による発生確率の数値が変更があったということで、変更がありました。村としては引き続き大規模地震に備えましてさらに強い、地震に強い村づくりを進めていくこと、その方針に変化はございません。地震も含め、防災対策において万全ということはございません。公共施設の耐震化などハード面も含めて、防災訓練など防災に対する住民の意識の向上など、ハード面、ソフト面も合わせて力強い村づくりを今後も数値に惑わされず進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 災害はいつどこで起きるか分かりません。村民の皆さんの生命の安全・安心の村づくりをお願いし、2件目の5月20日に施行された改正災害対策基本法に対しての村の対策はどうであるかをお伺いいたします。

災害時に市町村が発令していた避難勧告を廃止し、避難指示一本化する災害対策基本法が20日に施行された。住民に避難を促す情報をシンプルにして逃げ遅れを減らす狙いとしており、防災情報を5段階に分類、大雨、洪水警戒レベルも改定した。梅雨前線や台風などで水害リスクが全国的に高まる時期は目前に迫っている。梅雨や台風などがもたらす今年の出水期から、避難の判断に関わる情報が大幅に変更になった。

避難情報の最も大きな変更点は、1961年に定めた避難勧告を廃止し避難指示に一本化したこと、市町村は今後これまで勧告を発令していたタイミングで指示を出す。台風接近時などに市町村や気象庁が出す様々な情報を5段階に分類し、住民が取るべき行動を分かりやすくしたのが大雨洪水警戒レベルであり、法改正に伴いこれも改定された。避難指示への一本化を好意的に受け止める自治体が多い一方、危機が迫ることを知らせる仕組みになっているか疑問が拭えないと指摘している自治体もある。

自治体により受け止め方が様々である。改正災害対策基本法の交付が5月10日であり、住民への周知が進んでいない自治体がほとんどである。村ではどのような方法で村民に周知を行うかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 改正災害対策基本法に対する改正に対する村民への周知の方法についてです。御指摘のとおり4月28日に災害対策基本法の一部を改正する法律が成立し、5月10日交付、5月20日に施行となりました。村では、5月20日の施行に合わせて村公式ウェブサイトと、あとはメールで避難情報が変更となったことを発信をしております。また6月には、組への回覧として避難情報の変更のチラシを配布いたしました。

7月号の村の広報誌に防災に関する特集ページとともに、こちら周知することとしております。さらには、各地区の自主防災組織、自主防災会を通じて住民の方に情報提供をし、警戒レベル4避難指示で危険区域にいる人は全員避難するという事など、いざというときの避難情報に対する理解が深まるよう取り組んでまいります。なお、村は県内において、とりわけ新築の戸建て率が高いという特徴があります。過去を見ても、御代田町と南箕輪村が非常に新築戸建て率が高いという特徴が出ております。

避難といいますと、避難所に行くことだけが避難ではありません。難を避ける4つの行動を明確に周知してまいりまして、ふだんから警戒レベル4避難指示が出たときに、自分たちがどう行動するかを事前に判断しておいていただけるように、そういったところにも注力して広報を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6番（都志 今朝一） 避難所の開設も新型コロナウイルス感染拡大化で、避難所の水対策も必要となります。よりよい対策をお願いし、3項目めのコロナ対策ワクチン接種についての村のワクチン接種の現状、今後の見通しはどのようであるかをお伺いいたします。この質問は各議員が多くやられておりますけれども、一応読み原稿を作っておりますので一応質問をいたします。

健康福祉課より、3月19日付で新型コロナワクチン接種についてのお知らせの入った封書が配達になりました。中はお知らせ文と3月18日に県より連絡があり、村がワクチン接種のモデル市町村になりました。4月下旬よりモデル的にワクチン接種を開始できる見通しとなりましたとの文面でした。

また5月15日付の報道によると、県内全77市町村に高齢者へのワクチン接種完了の見通しの取材を行ったところ、8市町村は2回目の終了時期が8月以降になると回答し、上伊那郡内では南箕輪村、駒ヶ根市、辰野町、飯島町の4市町村である。県及び市町村会は、コロナウイルスの接種は県民の全希望者に11月末までには接種を終える目標で一致したとの報道がありました。

現在、村のワクチン接種の現状と今後の見通しはどのようであるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村の接種の状況につきましては、本日2回ほど答弁させていただいておりますので、今後の見通しの部分でまだ説明が足りないところを御説明をさせていただきます。

6月下旬から大芝荘を使って集団接種を行うことになりました。今のところの予定ですと週3日程度、一日につき約3時間前後の時間を取って集団接種を進めてまいる予定です。そうなるまいりますと、今は週当たり400から500回程度の接種回数となっておりますが、それが800回以上に増える形になります。そういった形で接種を進めていくことで、7月末までに65歳以上の高齢者の方の接種については、全て完了する見込みとなっております。

8月以降につきましても、同様に集団接種を行っていかなくては11月までには終わらない状況です。その部分につきましても、引き続き伊那中央病院のほうに協力を仰ぎながら接種スケジュールを今たてているところでございますので、よろしくお伺いいたします。

なお、今後やはり接種対象者が働いている方の世代、学校へ通学されている方の世代となっていくと思います。また職域接種なども進んでいきますので、その部分情報収集を怠らず、なるべくといいますか必ず希望する方全員に接種がスムーズに進められるように配慮して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 新型コロナウイルス感染症の収束が見えません。行政、村民一丸となって防止対策に取り組み、一日でも早い収束に向けて努力することをお願いし、4項目めの学校防災について、村の学校防災の取組状況はどのようであるかをお伺いいたします。

宮城県石巻市立大川小学校の津波避難訴訟確定判決を機に強化された学校防災の水準を達成したのは、2月28日付で全国の市町村の45%にとどまっている。大川小学校では児童74人が犠牲となり、市や学校の事前防災の不備を認めた。仙台高裁判決が2019年10月に確定、判決などを踏まえて、文部科学省が全国の教育委員会に危機管理マニュアルの見直しを求めた。通知には、学校現場にハザードマップを超える災害の備えや複数の避難場所などを求めており、対応が難しい項目もあり県内でも達成率が27%にとどまっている。

村の取組状況はどのようであるかをお伺いし、質問といたします。

なお、この質問については3月の定例会で質問され答弁もされておりますが、現児童・生徒の生命に関わる問題であり、4月教職員の異動などにより担当職員にも変更があると思われる。復習の意味で再度の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号6番、都志今朝一議員、村の学校防災の取組についてお答えいたします。

今お話されましたように、昨年度の3月定例議会で同僚議員より御説明いただいておりますので、内容の重なりがあらうかと思えます。よろしくお伺いいたします。

お話のように、文科省では東日本大震災の津波被害に関わる大川小学校事故訴訟の判決を受け、自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について、全国の教育委員会に学校防災危機管理マニュアルの作成及び見直しについて通知を出しました。見直しのポイントについてですが、学校の立地場所が安全かどうか、それを含めて5点ほどの項目がありました。

つい先日も、ニュースで学校の立地条件が安心か安全かで全国的なパーセントが出されたかなってそんなことも覚えがありますが、村内の状況を踏まえた上で、先ほどの学校の立地状況ももちろんでございますが、教育委員会として現時点では学校防災危機管理マニュアルの大きな見直しの必要はないというふうに認識しておりますが、課題として管理職をはじめとして教職員が地域の災害等における危険箇所をどこまで把握しているか、また有事の対応について熟知できているかが課題であると考えております。これは、3月にもお答えした内容と重なります。

今、議員がお話のように年度が替わり職員の異動もあったので、管理職の異動も当然その中に入っているわけですが、管理職を中心に村の地域防災計画と重ねながら、災害時における危険個所の周知及び対応を進めていきたいというふうに考えております。

子供たちの防災教育について少し触れさせてください。

学習指導要領が変わり、現行の安全教育の目標の中に、例えば中学校では災害発生のメカニズムの基礎、災害時の助け合いの大切さの理解と災害に関連する内容が盛り込まれてきております。教科等でいえば、例えば小学校4年生社会では、地域の関係機関や人々は今後想定される災害に対し様々な備えをしていることを理解することなど、災害について教科等総合的な学習等々も含めながら教科を横断的に学習するようになっております。

また、今年度中学校の防災学習で災害を減ずる減災ナースの講演会を予定しております。

若干今の御質問と離れるかもしれないんですが、先日南箕輪小学校で避難訓練が行われました。そのとき校長先生が、黙って避難することってうんと大事なんだけど、助けを求めるときあるいは下級生とか仲間が危ない状況にあるときに声を出すことってうんと大事だよねと、そういう指導をされました。守られなければならない子供たちですが、自分の命を自分で守るとともに、自分に何ができるか、どう判断するか、これは発達段階に応じて問われてくる、ここをうんと大事にされているかなとそんなことを受け止めています。

判断につながる避難訓練、そんなことで子供にとっての大事な学びの場となっているかなと受け止めています。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） 児童生徒の安全・安心に関わる事柄です。災害に対しての対処ができることをお願いし、5項目めの学校教育についての村学校のいじめ、不登校の現状はどうであるかをお伺いいたします。

令和1年、県教育委員会による認知したいじめは、小中高や特別支援学級も含め713校を調査対象とした件数は、前年度比11%増の1万198件で過去最多であった。また、県教育委員会は令和1年度の不登校児童数は小中高で過去最多を更新、4,277人であった。調査対象は県内の国公立の小中学校と高校、計675校で調査の結果である。このようにいじめ、不登校ともに最多を更新している。

また、全国の調査では重大事態も2割増しの調査結果であった。村での現状はどのような状況であるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） いじめ、不登校についての御質問でございます。まず、いじめについてお答えいたします。

本村の小中学校のいじめと認知した数でございますが、平成30年度、元年度、2年度、3年間の推移を申し上げます。

南箕輪小学校ですが30年度から56件、708件、435件。南部小学校ですが41件、32件、54件。中学校では16件、25件、それから26件となっております。南箕輪小学校で顕著に708という数字が挙がっているのは、子供自身がいじめというふうに感じたらそれをカウントしていくという、以前もお伝えしておりますがその方法によるということでございます。

内容としまして、小学校では主に相手へのからかいが悪口、あるいはたたく、蹴る、物隠しなどです。中学校では冷やかし、からかい、それからこの間の人権講演会でも話題になってはいますが、LINEへの書き込みを含んだ悪口が主な内容でございます。仲間外し、軽くたたく等も中学校の中でも続いております。

小中学校は似た傾向があるかなというふうには受け止めておりますが、要因としてなんです

けれども、子供たちの関係において未熟という言葉を重ねていいかでありますけれども、相手の気持ちを考えることが難しかったりそういうような言動があったり、自分になかなか自信が持てない、それゆえに相手を攻撃してしまう、そんなこともあるのかなというふうに思っています。

私は、メタ認知という言葉がうんと大事でキーワードだと思っているんですが、一步離れて自分を見る、自分はどのようなことをしているというのを客観的に見る、メタ認知の育ちの弱さが難しいかな、苦しいかな、だから自立できていないのかなとそんなことを考えております。

学校では、いじめ対応として複数の教職員のチームで事実確認をしたり、あるいはいじめられている側の子供さんの心情、思いを大事に受け止め、解決のために関与した児童生徒への指導を丁寧に行います。具体的に申し上げますと、そうせざるを得なかった状況が加害という言葉以下いじめた側にもあるわけで、そこをうんと大事にしていかなきゃいけないかなというふうに思っております。いずれにしても胸に落ちる指導、課題解決型の指導を行ってきております。

未然防止の取組としてなんですが、3校の状況をかいつまんでお伝えします。時間の関係ですみません。

中学校では認め合いをキーワード、南中人権宣言それをうんと大事にしながら、今年生徒会でかなり話し合いを詰めてきていますので、学級づくりや授業づくり等に取り組んでいるということ、南箕輪小学校でもいじめぜったいしま宣言、これ3年目になりますか作成して、ちょっとすみません2年目かもしれません、3年目ですね。大事に仲よくなるをキーワードとして、やはり一人一人が本当に輝いて認め合うこと、それを大事にしています。南部小学校では、同じく生活科や総合的な学習の時間を中心に認め合う、そこを一人一人が本当に学習に主体的に取り組む、それが基本になると思います。それを別にしながら子供たちの関係性を大事にしていると。まとめますと、お互いを本当に認め合うその風土をどの学校でも培っている、そんなことを大事にしているというふうに思っています。

また、コロナ禍の関係でいじめの関係をうんと心配したんですが、現状では学校のほうからコロナ禍ゆえのいじめ云々、誹謗中傷も含めてですが特にお聞きしていない、聞いていないそんな状況でございます。すみません、早口で。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 教育長、不登校がありましたか。

教育長（清水 閣成） 大変失礼しました。

不登校ですが、先ほどと同じように平成30年度、元年度、2年度の3年間の推移ですが、南箕輪小では9人、11人、4人、南部小ではゼロ、1人、2人、中学校では19人、26人、34人となっております。中学校での不登校の人数は小学校から中学校へ進んだことを契機に、中学校への環境への対応あるいはなじむという言葉がいいでしょうか、そこへの不安感とか友達関係とか家庭環境の影響、あるいは自分自身への不安等々その要因は様々かなというふうに思っておりますが、学校でも適応支援委員会を中心として本当に一人一人への子供さんへのアプローチ、そこを大事にしているということ、それから関係機関とのつながり、SSWスクールカウンセラー等々相談室もそうですが、つながることをうんと大事にしながらということで支援を重ねてきています。

村でも支援体制、それから民間との連携、連絡も大事にしながら動いてきています。

すみません、時間の関係があると思います。以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） いじめ、不登校の児童・生徒が一人でも少なくなることに對し、よりよい対策をお願いして6項目め、時間がないのでお題だけ言います。

学校ICT活用について、一人一台の端末活用の状況はどうであるかをお伺いたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

本日も同僚議員さんからの御質問を含めてですが、今活用を始めている、始まったというそういう状況であります。実際には、電子教科書あるいは一人一台端末を授業だけではなくふだん例えば朝学活で使うとか、先生方あるいは子供たちが端末に慣れる、そこからのスタートを大事に考えているというところでもあります。

先生方も研修等でクラウド活用とかいろんなものが、県の研修あるいは支援員さんを含めた村内の情報教育の委員会等々で組まれていますので、そこを大事にしながらということは今後進めたいなというふうに思っています。

ICTは初めてっていう方もいるんですけども、基本に置きたいのはやはり授業づくり、本当に教員が教師が授業をどうつくっていくか、そこにICT機器をどう利用するかって何度も申し上げて恐縮なんですけど、ということだと思っんです。ICT機器が先にありきではないという、それから子供理解をしっかりとしていく、それに乗ったICT機器の活用ということでもあります。

以前横浜、東京のほうへ行って研修を受けたときに、ICT機器って子供たちの文房具と同じじゃないかな、だからうんと丁寧に大事であるというか、文房具として自分で操作できる、扱える、そういうツールにしていく必要があるとそんなお話もいただいています。ぜひそうなることを願って質の高い教育をつくり上げていきたい、学校と教育委員会共同でいきたいと思っています。よろしくお伺いたします。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志 今朝一） タブレットなどの端末機器が活用され、学習がより向上することを願っているところでもあります。

また、村長におかれましては南箕輪村30代目の村長に就任し、南箕輪村発展のために御尽力いただくことをお願いし、以上で私の一般質問を終わりといたします。どうもありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これで、6番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから、3時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時15分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、加藤泰久議員。

7 番（加藤 泰久） 7番、加藤泰久です。通告どおり2件について質問をいたします。

コロナウイルスにおいては全国的に蔓延し収束が見られぬ中、ワクチン接種が始まり接種の効果が待たれるところでもあります。また、東京オリンピックの開催もどうなるか不安のと

ころであります。

藤城村長におかれましては就任3か月目となりましたが、就任挨拶やコロナ対策、また新年度のスタート等、公私ともに多忙だったと御推察申し上げます。

それでは質問に入りまして、村長選挙のとき藤城村長の公約を見ると、私この村長のパンフレットの中の公約でちょっと見させていただきまして、子育て支援と働きやすい環境づくり、また熟年者や多様化する支援を求める声に丁寧に対応、村民の安全・安心を最優先に守りますとデジタル化を推進します、大芝高原の魅力をさらにアップしていきたい、新しいコミュニティの在り方を考えるとそういう公約がある中で、村内産業経済については触れられておりません。

村の財政における歳入でも、村税の占める割合は令和元年の決算によりますと33.9%と大きな比率を占めております。内訳としては個人村民税や法人村民税、固定資産税であります。村内産業も大きく関わっているところであります。

村内産業、商業、工業、建設業、農業、また村内企業の振興活性化、もうこれは村財政に大きく関わり、健全財政維持にも大きく影響してまいります。税収は、ほかの事業執行にも影響してくると思われま。

そこで、村長の村内産業への政策と方針についてお考えをお尋ねいたします。しかし、コロナ禍だけではなく、村長4年の任期の中での村内産業へ対する考えを述べていただきたいと思ひます。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 7番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

村内産業への考え方と政策はという質問でございます。確かに御指摘のとおり、村内産業に対する訴えが弱いというところは各地区の名士の方からいろいろと苦言を頂いたところでございます。本日発言をしてみたいと思ひます。

南箕輪村は、かつては農業を基幹産業として歩んでまいりました。その中で、先人の努力によりまして第二次産業に目が向けられました。その結果、上伊那は雇用者数の約3割以上、売上高の5割近く、付加価値額の5割近くが製造業となっております。現在は製造業を一つの柱とした経済構造をなしております。そのような中ですばらしい住環境が保たれておりますのは、農業関係者様のおかげです。その意味でも、農業を守っていくことは重要であると考へております。

一方で、小中規模事業者の後継者不足も問題となってきておりますし、また建設業の数が少なくなりますと災害時や除雪対応など影響が多く出てまいりますので、こちらの部分も意識して進めていかななくてはなりません。

そのような中、どのような政策を進めるかについてでございます。私は公務員経験もあります。さらに民間での企業の経験もある少し変わった経験を持っております。そういった中で感じるのは、基本的に民間の事業に関して行政が余計な提案、口を挟むべきではない、そういった考へ方を持っております。

しかしながら、幾つかの点につきましては行政が積極的に行っていくべきだと考へております。その一つが、まずは人と人、企業と企業をつなぐ、そういった取組については、行政が積極的にやっけていかなければならないことであると私は考へております。

またもう一つにつきましては、スタートアップへの支援です。企業誘致に関わること、設

備投資に対する固定資産税の減税等支援に関する事、若者や熟年者が起業するときの支援、そういった新しいことへチャレンジするときの支援については行政がしっかり行っていくべきで、強化していきたいという方針でございます。ただ、企業誘致に関しましては、村は少し誘致できる土地自体が限られてしまっているものですから、ここの部分は周辺自治体と連携をして取り組んでいく必要があります。

また、もう一つ大切な政策があると思います。それは、若者が地元に戻ってくる若者回帰への支援、これは企業の人材確保の面で非常に大切で、本当に行政が先頭に立って取り組むべき問題であると考えております。

私は、若者が一旦都市部に出て挑戦するという事は応援する立場ですが、ある統計データを見てみますと、34歳を超えるとがくと地元に戻ってくる確率が減るというデータが出ております。

そういったことも踏まえまして、PR対象を絞って34歳以下の若者が戻ってこようと思う、そういったきっかけづくりを人口が増えている南箕輪村が中心となりまして、上伊那が暮らしやすい地域であること、しっかりと働く場所があること、また幸せな生活が送れること、そういったことを先頭に立って訴えていく必要があると感じております。

また都会に若者が出てしまう、今約7割が出ていってしまうということが言われております。その中で一つ特徴的なデータがありまして、男女の比で見た場合、男性より女性のほうが転出率が高い、全国47都道府県でも上位8番目、長野県は要するに女性が出ていってしまう、そういったデータが出ております。ですので、そういったことも意識して、この上伊那で女性が輝いて働ける場所、そういったところもつくることも行政が意識をして取り組んで行くべきものであると思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 公務、民間両方で働いたという経験の中で話されておりますが、民間企業はそれぞれ会社にそれぞれの命をかけて企業は進んでおります。しかし、それだけではなかなか達成できない部分がありまして、産官共同これをぜひともやっていただいて、行政も一枚加わった中で産業振興等に進んでいっていただきたいと思うし、ただいま答弁がありましたように若者の雇用の在り方や促進、これは村内に安定的に定住者を増やすという意味においても、大変必要になってくるものじゃないかこのように考えております。

ぜひともそれぞれの組織と連携を取りながら、行政も協力をぜひともお願いしたいところでもあります。

次に、村商工会との関わりについて質問をいたしますが、村の3大イベントの経ヶ岳バーティカルや大芝まつり、イルミネーションに大きく商工会が関わり、村内業者で構成しております村商工会との関わりはどのように考えておるか質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 商工会との関わりについての御質問でございます。

南箕輪村商工会には、会員である中小企業の皆様に様々な支援施策を行っていただいております。商工会と村との関わりについては、南箕輪村ブランドの確立や福祉事業、環境整備事業の取組、今年は中止となってしまいましたが大芝高原まつりをはじめとした各種行事への参加、協力など、様々な事業で一緒に村を盛り上げていただいております。

また、商業振興事業として講習会や研修会を企画していただいたり、行政に対する要望・意見の具申、また各施策の情報の周知などを行っていただいております。コロナウイルスの関係で厳しい状況が続くと予想されるため、事業継続や経営力の向上を支援する施策の実施について引き続き連携をしていきたいと思っております。

私の希望といたしましては、やはり村への居住歴が浅いこともありまして、商工会の役員さんはもとより商工会の青年部の方、各部の方々と多く顔を合わせる場をつくっていき、抱えている課題と一緒にこの村の将来を本当に考えていく機会をたくさんつくっていくことができれば、そういったことを頭に置いて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 経済の数値や経済の動向については、商工会としても非常に敏感に金融機関と同じようにそれぞれの会員の数値がありますので、その辺で大変分かっておりますので、今後ともぜひともそういうものに関しては協力し合いながらやっていっていただきたいと。それと同時に、ただいまありましたように商工会の若手、青年部等の皆さんにおきましては、村の将来、自分たちの将来に対しての活性化ということに非常に力を入れておりますし敏感でありますので、ぜひその皆さんとの対話集会等そんなような形の中で、いろいろ村長が主張したり聞き入れたりそんなことをやっていただければうれしいと考えております。

続きまして、農業政策でのJA、まっくんファームとの関連について質問をいたします。

国の農業政策、村の基幹産業であります農業とともに大きく関わるJA、まっくんファームとの関連はどのように考えておるか質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 農業政策におけるJA、まっくんファームとの関連についての御質問をいただきました。

農業政策におけるJAや農事組合法人まっくんファームとの関わりでございますが、3つ大きなことがあると思います。1つ目は、米の価格の下落を防ぐために米の需要に見合った生産の推進でございます。これは、村の農業再生協議会を中心に取り組んでおります。2つ目は、農畜産物の高付加、価値化でございます。地域ブランド化を目指す中で、村特別栽培米風の村米だよりのより一層の普及拡大を進めていきたいと思っております。3つ目の事業といたしましては、担い手不足の対策になります。農業協同組合の農業研修インターン制度による新規就農者の育成支援や、まっくんファームとの連携をさらに図ってまいる必要があると感じております。

農業は、やはり土地を守るという文化が非常に深く結びついている産業でございます。私の父も農業従事者でございますが、自分の土地の話になると本当に、私の父だけかもしれませんがなかなか殻に閉じ籠もって意見を聞かないとかそういったこともございます。これは私の父だけかもしれませんが。そういった中で、まっくんファームに関わる人がどんどん増えていけば人と人がつながっていきますので、自然と解消していく課題も多く出てくるのではないかと感じております。

そういった意味ではまっくんファーム、JA、さらに連携を図りながら農業振興に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 今話にもありましたが、やはり農業者だけではできない部分がありまして、農産物の産地化、ブランド化、今風の村米だより等、それぞれの農作物において産地化やブランド化をすることは一番生産者にとってもありがたいことではありますが、生産者だけではなかなかなし得ない部分もあります。

そして、まっくんファームにおきましては、ただいま村内でも高齢化によるところの荒廃農地が増える中で、これを解消してくれるのがやっぱりまっくんファームにお願いしなければならぬ部分も大きくあるところでもあります。ですので、ぜひともその関係の皆様方との交流を深めて、それぞれの皆さんの持っているアイデア、また考え方や希望をぜひとも聞き取ってその中で行政でもタッグを組んでいていただきたいし、また農地ということで農業はなかなか大変、経営的にも難しい面があるわけですが、田んぼを作るということは稲を作るだけではなくて、やっぱり洪水だとか水の管理にもつながってきまして、無災害の村というような形の中にも大きく貢献しているんじゃないかとそのように考えております。

2番目の質問に移りまして、大芝高原施設について質問をいたします。

大芝高原は令和元年度にMTB場、マウンテンバイクが企画されて私も大きな期待を寄せているところでもあります。3年計画で3年目に入っておりますが、コロナによるいろいろ計画が実行できなかった部分も多数あると思っておりますが、最近私も気になりまして現場を見たりしましたが、枝が落ちていたり枝葉が伸びております。管理の状況がよく見えません。維持管理がなされていないように思われます。そこで、MTBマウンテンバイク場の維持管理はどの部署が行っているかお尋ねいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） マウンテンバイク場の維持管理に関する御質問です。

令和元年度からマウンテンバイクの事業を始めておりまして、現在大芝のマウンテンバイクのマウンテンバイク場の日々の管理は南箕輪村観光協会が担当をしております。

長野県の地域発元気づくり支援金を活用し事業を実施し、会場コースの整備を今年3年目になりますが、その支援金を使ったコース整備も維持管理のもちろん一環でございます。その部分については、観光協会が民間事業者に委託をして整備をしているというところでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） マウンテンバイク担当が村観光協会ということでございますが、村観光協会は産業課内に事務を置くというような形になっておりますが、それは観光までの一躍を担っているということですか。その辺は、どんな産業課におけるところの観光協会の立場ってというのはどういうふうになっているか、その辺はどうですか。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 加藤議員の質問にお答えします。

観光協会の位置づけですけれども、産業課内に事務局を用意しておりまして、そちらのほう主に商工観光係が事務局の係員として行っております。また、理事さんをはじめ、会員の皆様にも御協力をいただきながらやっていくところでもありますけれども、一応事務的には産業課

の商工観光係が中心となってやっているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） そういふことになりますと、観光協会の通常総会資料が令和3年度のものがありますが、マウンテンバイクの企画が3回ほどなされておりますが、コロナや台風被害によりまして参加者は少なかつたりするわけではありますが、8月の7日に行われたものには92名が参加、また10月の4日のMTBコース開放については81名、また11月の1日に行われた一般開放では47名と大勢の皆さんが参加されております。

そうした中で、私は観光協会の一員ではありますが、観光協会の参加人数132名という中でこういう協力要請やそういうものは一切なくて、この頃出た新聞また村報によるところのマウンテンバイクトレイル整備ボランティア募集というようなチラシの中には、募集に20名程度、このように参加人員を20人程度に限定して募集している。これはどういふことなんですか。お答えをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 加藤議員の御質問にお答えします。

参加人員につきましては、作業の関係とあります。また、マウンテンバイクの会場整備につきましても、民間のほうにも会場のコースをお願いしている中でそちらのほうを見ながら行う中で行っておりますので、募集人員というのもちよつと限定させていただいておりますし、今コロナ禍でありますのであんまり人数も多くといふことをちよつと懸念しまして、そのように決めさせていただきました。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） マウンテンバイクの計画された最初の当時は、ぜひ村民の皆さんの協力を得て村民のマウンテンバイクの会場にしようじゃないかといふふうに唐木村長も提案しておりましたし、これは今コロナ禍でありますのでなかなか計画どおりにはいかないといふ部分もありますけれども、民間業者には委託してどのような事業をやっているか、それをちよつとお聞きしたいと思ひます。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 加藤議員の御質問にお答えします。

マウンテンバイクの関係、マウンテンバイクの専門のところとなります。その中で、村有林の中のコースの設定ですとかガイドの関係ですとか、そういったところを主にやっただけしているような形になります。

また今後、先ほど加藤議員の中でありました3年目となります。最終的にどのような運営をしていくかといふのも最終年度となりますので、運営の関係についても、今年度どのような運営方法で行っていくかといふところも踏まえて事業を行っていくようになります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） いずれにしても、あそこにすばらしいコースができることを望むところではありますが、観光協会の役員の方々の皆さんでの話合ひの中で決定していただきたいと思います。

それで、希望するところはコロナ禍が終わった中で、あの場所が親子でマウンテンバイクに乗って、利用者の責任の上で常時一般開放されるような場所になってほしいと希望するところではあります。

次に移りまして、森の交流施設の利用状況についてお尋ねをいたします。セラピーロードと味工房の間に、森の交流……。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員、（２）の質問が飛んでいますけれど。

7 番（加藤 泰久） すみません。

元気づくり支援金の対象となったMTBプロジェクトの申請内容についてお伺いしたいと思います。

元気づくり支援金184万6,000円の支給が対象となっております。MTBプロジェクトの申請内容が分かっておりません。どのようなものであったかお知らせをお聞かせ願いたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 申請内容につきましてお答えいたします。

大芝高原の特徴である平地林を生かした初心者に優しいコースを整備し、老若男女問わず多くの方がマウンテンバイクを体験できることを事業目的としております。主な内容といたしましては、これまで2年間で、仮設トレイルの整備と一般開放を行ってまいりました。3年目の今年は整備、一般開放に加え、新たにガイドツアーを実施してまいります。総事業費は250万円、支援金は要望額は184万円となっております、この支援金を使えるのは今年が最終年度となりますので、加藤議員が望まれている一般開放について、今年度の中でそういったふうに見えるように整えていく必要があります。

ただ、冒頭おっしゃられたとおり、やはり人が入っていないとすぐ荒れていってしまいます。この地域はやはり冬は寒いですのでなかなか使われることはないのかなど。そういった中で春から秋にかけて常時開放していくに当たって、こういった整備の体制を組んでおけば通年といいますか温かい時期は常に使えるようになるのかな、そういったところも検討して、4年目以降一般開放という形で運用できるように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） ぜひとも通年開放でお願いしたいと思っておりますけど、ちょっと言い忘れましたけど先ほど現場を見た段階の中で、スタートの道路から会場に入るところに大きな側溝がありまして、そこに橋も何にもなくてあれ、これスタートのところはどういうふうに行くんだらうとってこういう整備も遅れておりますので、その辺のところをまた今年計画の中で実行して、安全に誰でもが入場できるそういう会場にしていきたいと思っております。

次に、森の交流施設について質問をいたします。セラピーロードと味工房の間に森の交流施設があります。健康と癒やしの森大芝荘の施設として、知名度も低いし利用者が少ないように感じております。その施設についての質問と提案であります。

コロナ禍であり大変だと思いますが、森の交流施設の利用と利用者の状況をお答えください。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 森の交流施設の利用状況についてお答えをいたします。

森の交流施設は平成22年度に国の交付金事業を活用して建設した施設で、供用開始から11年が経過しております。ここ数年の健康志向によりまして、村主催の運動講座の開催やウォーキングやジョギング、ストレッチ体操などのニーズが高まりまして、森の交流施設の利用者は増加傾向にありました。

そのような中、2020年度の数字でございますが、やはりコロナの影響をしっかりと受けてしまいまして、前年度比較1,749人減、6割以上減りました1,122人の利用状況でありました。本当に半分以上減ってしまったというところでございます。なお、利用者の属性ですが、基本的には村内の65歳以上の女性の方が大半を占めております。

そのような中、人気傾向にありましたので、現在はコロナ対策も併せまして会場を隣接するフォレスト大芝も利用しながら併用して、森の交流施設の運動講座につきましては開催しております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） ただいまの答弁にありましたように、森の交流施設では月に運動講座日程があり、完全予約制というような形で施設にはパンフレットがこのように置いてあります。

しかし、完全予約制ということになると、予約したときしかなかなか行けないというような状況がありまして、この間も施設に行きましたら健康コンシェルジュという方がおりまして、私も初めての名前でちょっと内容は分かりませんが、ぜひともここを多くの皆さんに交流してもらいたい、使用していただきたいと。

そうした中であそこにある運動器具、バイク方式の漕ぐのとかありましたけれども、そういうものを利用せずにもセラピーロードを利用している方の中には、健康管理のために大勢の高齢者の方も多く利用しております。その方々に、帰りに健康コンシェルジュの方と運動器具は使わなくてもいいんですので、ストレッチをしたり水分補給や雑談をする場として村民に常時開放して、大芝に健康維持のために行ける方よりどころとするようにしていただければいいかなと、そしてそこで、また一つの休憩ができたなら足湯につかったり味工房巡りをしてというような人の流れができることは望ましいと考えております。

村長も公約の中で、大芝高原の魅力をさらにアップとこのようなことをされておりますので、ぜひとも今後とも大芝の活用、村民に好かれるような施設になることを希望するところでもあります。

村長の端的な答弁で、時間もありますので私の独り言を述べさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員、今のは答弁は要らないんですか。

7 番（加藤 泰久） それは要望で結構です。

議長（百瀬 輝和） 要望でいいんですか。

7 番（加藤 泰久） はい。

議長（百瀬 輝和） 考えはっていうふうに書かれていますけど、聞かなくてよろしいということですか。

7 番（加藤 泰久） はい。ええ、要望で結構です。

議長（百瀬 輝和） はい。いいですね。じゃあ、答弁はいいですね。

7 番（加藤 泰久） たまたま今、コロナ禍においての状況でありますので、これがま

たコロナ禍が収束した中で、新たにまた質問をしてまいりたいと思います。

それでは時間を有効に使わせていただきまして、ちょっと手短に私の独り言を述べさせていただきます。

これは何度も私が言っておりますが、合併をせずに自立の村を選んでから村長がよく言っておりましたが、自助・共助・公助、この意味をよく考えて、また皆さん村民が実践して暮らしやすい村、みんな仲よい村、楽しい村づくりに、ぜひとも村民の皆さんによい村づくりに協力していただきたいとそんな独り言を述べまして、私の質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、7番、加藤泰久議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っていますが、明日10日の午前9時から一般質問を続けることといたします。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午後 3時51分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 3 年 6 月 1 0 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

1 番 丸 山 豊

2 番 山 崎 文 直

8 番 唐 澤 由 江

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	原	茂樹	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	田中	俊彦	建設水道課長	武井	厚
会計管理者	高橋	里江	教育次長	清水	勝宏
財務課長	藤澤	隆	代表監査委員	原	浩
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

会議のてんまつ

令和3年6月10日

午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

1番、丸山豊議員。

1番（丸山 豊） 改めまして、おはようございます。

議席番号1番、丸山でございます。4年ぶりのこの質問席なものですから、少しじゃない、大分緊張しておりますけれども、いろいろとルールを逸脱するような部分がありましたら、議長のほうでの確な御指示をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入る前に今回の選挙についてちょっと触れたいと思います。

議会の出身者によりますお二人の選挙が行われたわけでございますけれども、私たち議会人として携わっているものにしては、非常にうれしかったと思っております。

また選挙をすることで争点、課題とかそういうものが公になりまして、村民の皆さんには本当によかったんじゃないかなとそんなふうには思っております。これがもしなかったとすれば、村長室での事務引継があつという間に終わって無味乾燥なもので終わってしまったということであれば、本当によかったんじゃないかなとそんなふうに、最高の形になったんじゃないかなと思っております。

お二人の候補者には重なる論点がありました。コロナ禍ということもありましたけれども、目的は同じであってもやっぱり手段とか手法とかそれぞれプロセスが違うもんですから、そんなところには信を問う意味っていうのはあつたんだろうとそんなふうに思っております。村の活性化という意味では、候補者お二人にはそれぞれ感謝しなければいけないかなとそんなことを感じておりました。

私の年代というかそういう立場から見ると、村民が村のために何ができるかといったような、そんなようなケネディ大統領のお言葉が出ていたようなチラシも、見たところは非常に私たちの年代にとってはホットな話題であつたと思っております。結果は、御案内のとおり藤城新村長誕生ということでうちの村はスタートを切ったわけでございますので、リーダーとして頑張っていたきたいとそんなふうに思っております。

それでは、順を追って村政に向き合う決意と覚悟ということで、昨日は大きなところの村長の決意を聞かせていただいたわけでございますけれども、私は6項目にわたって個別の案件について村長の思うところをお話を聞けたらと思っております。中には2点ほど教育関係がありますので、教育長にもお願いいたします。

最初に、新型コロナウイルスの感染症の対応についてということでお伺いいたします。1年半以上が経過して、新型コロナウイルス感染症は我が国にとっては収束の気配が見えない

ということでございます。医療従事者の皆さんは休むいとまがないほど生活を強いられているということであれば、もう本当に感謝の言葉しかないわけでございます。

世界に目を向けてみれば、ワクチンが潤沢に用意できたところっていうのは収束の状況にありまして、経済活動が活発となっております、本当に羨ましい限りでございます。

我が国は国民性といいますか、勤勉性だとか協調性だとかそういうところがあるもんですから、何とかこの状況で収まっておりますけれども、ただ限界が来ているのではというそんなような感じもしております。自粛疲れやしびれを切らして外出、人の流れが多くなるほど我慢が効かなくなっている状態、状況というのは見られるところであります。もういいかげんに収まってほしいなと思います。

最初に、中央病院の逼迫具合ということについて伺いたします。医療面について伺いたします。

本村の発生状況は、昨年から今まで50名ほどでございます。令和3年度に入りまして、4月13名、5月17名ということで30名の方が感染されております。この2か月に集中しております。保健所管内でも連日感染者の発表がありまして、上伊那5市町村は5月21日に感染警戒レベル5となりました。現在は警戒レベル3となりましたが、伊那中央病院の一般診療に与える影響が心配されるところでございます。

レベル5に伴って、5月21日には病院長より一般診療体制の変更案内が出されております。その後6月4日には、長野日報の記事に一面で状況が落ち着いているとの報道がなされました。

そこら辺で、私は大体中央病院の状況というのはこんなもんかなというのは理解はできたところでございますけれども、うちの村は構成団体ということでもありまして、上伊那の3次救急を担う中核機関病院でもありますし、感染症の指定病院である中央病院の逼迫具合はどうかを伺います。

また同時に、通告してありましたワクチン接種率最新の状況は昨日まで何人もの方が質問され説明いただきましたので、省かせていただいて結構でございます。

次に産業面でございますが、肉づけ予算で大きな補正を応援事業として計上していただきました。生活に困っている村民や宿泊、飲食業者などの実態、状況の把握はできているかを伺います。その後、応援事業の周知の徹底あるいは迅速な支給ということは昨日の答弁まで理解できましたので、省かせていただいて結構でございます。

この実施状況が把握できたときに対策が可能となるわけでございます、20万円の根拠というのもそういうところから生まれてくるのかなと私は思っております。そして、また現状は厳しいわけですが、ワクチン接種が順調に行われ感染者数の減少やマスクを外すことができたときに、Go To Eat、Go To キャンペーンとそういうことになってまいりまして町がにぎわいを見せる、あるいは宿泊、飲食業者とかそういうところがにぎやかになってくるのもみんなこれからでございます。それに向かうために限られたことしかできませんが、新村長としての決意、そして村として新たな方策があるとすれば何かを伺います。

議会としてもさらなる提言ができるか、会議を持つ必要があるのではとそんなことも感じております。

そして災害についてでございますが、水害の発生する時期となりました。昨日も話がありましたが、避難情報が避難勧告がなくなり避難指示となりました。この変更によりまして、

コロナ禍の避難所は早い段階で相当密になる、混雑した状況が想定されます。昨日の質問とちょっと観点は違いますが、地区との連携など対応を急がねばと思うが検討されているでしょうかということを質問いたします。

やはり、新しい区長さんはみんな1年限りの区長さんでございます。大変な騒ぎや騒動になったときに、相当村の方がバックアップしなければということでございますので、お願いいたします。また確認ですが、災害弱者対応となる福祉避難所確保なども徹底されているか伺います。本当最近の情報の中でガイドラインが少し変更になったということでございますので、お願いいたします。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 1番、丸山議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

まず、最初に御質問いただきました伊那中央病院の逼迫具合でございますが、私が実際に伊那保健所長とお会いをしてヒアリングをして聞いた内容なので、少し誤差はあるかもしれませんが御了承ください。

ピークは5月24日でした。そのときには、伊那中央病院におきまして20病床あそこはありますが、そこに40人入らなくてはならない状況でした。急遽病床を増やして対応したという経緯があります。またそれでも足りずに、昭和伊南総合病院や他の圏域に14人、自宅療養18人、専用の宿泊施設こちらに7人を振り分けないと対応が追いつかない、そういった状況であるとお聞きしております。

それが6月1日になりまして、20病床に30人ということで少し緩和されまして、直近は陽性者がかなり少なくなっておりますので、新聞報道でもありますとおり逼迫具合はおおむね緩和されてきているような状況でございます。

次に御質問いただきました、生活に困っている村民の方や飲食店の実態、またこれからに向けての新村長の決意というところをお聞きをしておりますので、回答いたします。

新型コロナウイルス感染症生活支援相談窓口を昨年の秋に役場内に設置いたしました。設置以降コロナの影響を理由とした相談窓口の利用につきましては、昨年度は2件、今年度につきましては3件となっております。相談いただいた件につきましては、まいさぼ上伊那や社会福祉協議会にしっかりとおつなぎをし、就労支援や貸付け等の手続に御案内をしたところでございます。

また生活保護の状況、こちらはどうなっているか気になる点かと思いますが、この部分は伊那保健福祉事務所に確認したところ、申請の件数、こちらは増えていないというところでございます。ただし、社会福祉協議会で実施しております生活福祉資金の貸付けにつきましては、ほぼなかった状態なのが150件まで増えているというデータが上がってきております。

今後につきましては、貸付けを限度額まで受けた方が生活保護を申請するケースが増えることが想定されます。これまで以上に社会福祉協議会、まいさぼ上伊那、伊那保健福祉事務所と連携しながら生活にお困りの方の相談受付、必要な支援におつなぎできるよう配慮してまいりたいと思っております。

また、困っている飲食店について詳細まで把握はできておりませんが、先週土曜日に産業課のほうで各飲食店を回って、応援金の御案内とともに各飲食店から御意見なんかもうかが

っております。そういった状況でございます。

新村長の決意というところですが、一つめどとしては11月末、ワクチン接種が希望する方全てに打ち終わる11月末が一つのめどであるかなと考えております。それまでの間には、必要な層に応じて経済支援を行っていく必要があると感じております。

また、12月以降は接種が完了し経済活動が活発になる見込みでございます。恐らく国や県のほうでもそういった経済が活性化するような取組が動いてまいりと思っておりますが、村としても今のうちに何ができるかという部分は、担当課と考えてまいりたいと思っております。

さらに御質問いただきました、今度はコロナ禍によって密になる避難所の対応、福祉避難所を確保できているか、そういった御質問をいただいております。

やはり、コロナ禍での避難はこれまでの避難と比べまして非常に配慮することが多くなります。その点を想定して検討を進めてきております。そういったことを踏まえまして、昨年9月6日に村では防災訓練を全地区で行ってまいりましたが、そのときに各地区の自主防災組織を中心に皆さんも御覧になったと思うんですが、パーティションを使って地区の大部屋を区切ったりして具合の悪い人の部屋を別に設けたりするなど、新型コロナウイルス感染症対策に応じた避難所の設置の訓練を行っております。

やはりそうやってみますと、どの地区でも以前想定した収容人数に比べまして、大体4割から6割程度の人数しか収容できないということが分かりました。今現在、全国的に見てもワクチン接種が日本全体の2割弱である状況でございます。今後も、しばらくは感染症対策を講じた上での避難所設置を考えていく必要があります。避難所が密にならないよう、今の段階におきましては広域避難所である村民体育館、村公民館、小中学校の体育館などを早い段階で開設する、そういった対応が必要になってくると感じております。

いずれにしても、防災に関する情報につきましては各地区の自主防災会組織、そして区長会と共有をし、より一層連携して取り組んでまいりたいと思っております。

あと、福祉避難所についても御質問をいただいております。

災害時の弱者対応に関する御質問ということで、避難期間が長期化する場合などで指定避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある方につきましては、福祉避難所への避難をお願いすることになります。村では、福祉避難所としての機能を有する福祉施設等を運営する事業者と協定ですね、災害時における要援護者の受入れに関する協定これを締結しております。現在11事業者と締結をしております。

一方、避難に時間がかかったり家族の介護だけでは避難できなかつたりする方を災害時の要配慮者としたしまして、地区の自主防災組織や民生児童委員の方々とそういった地域の支援者にあらかじめ知っておいていただくために、そういった災害時の配慮者の登録を今進めております。

実際どのぐらい登録されているかと申しますと、現在100名を超える方が登録していただいております。ですので、いざというときのための情報を共有しスムーズな避難が行えるようにまいりたいと思っております。

ただし、要配慮者全てが福祉避難所に避難が必要というわけではありませんし、今100名以上と申しあげました要配慮者につきましては、手挙げ方式で行っておりますので、本当に全ての人が網羅できているというわけではございません。

ただ、プライバシーの点もありますのでその辺も憂慮して、今後福祉避難所として受け入

れる側の施設側もそういった意味では、全てのそういった方を受け入れられるほどキャパシティがあるわけでもありませんので、その部分はまだまだ課題として認識している状況でございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 中央病院のほうはあまり院内感染まで起こさなんでよかったというような報道もありましたので、本当によかったなと思っております。

ちょっと余談になりますけれども、つい先日テレビの報道で知ったところでもありますけれども、臨床の砦と言って北アルプスの麓の病院だっているから想像はついてしまうかもしれませんが、この著者はお医者さんでございまして、院内感染を起こしてしまったという、そういうお医者さんの記事っていうかドキュメンタリーになってございまして載ってございました。これを読ませていただいたとき、非常に生々しい臨場感というかそういうものがあったもんですから、本当に院内感染というものは恐ろしいもんだなというのを感じたところでございます。ちょっと紹介だけさせていただきます。

中央病院のほうは、そういうことで私のほうとしては理解いたしました。

また、応援事業につきましては、何度も村長も私たちの議会の中で一緒に要望事項とかそういうものをつくった経過もございまして、先ほど迅速にスピーディーにっていうのは村の事業だからすぐに臨時にすぐにできるということであったんですけども、議会としても責任もあつたりいたしまして、12月、1月頃から要望を取りまとめて結果的に3月の25日に村へ要望ということで、それから村の要望が今回の肉づけ予算になってくると。執行できたのはもう半年も過ぎてしまっているっていうこういう実態が、私は地元に出向いているいろんなことを知っていただきたいという、そういうことを私の言いたいところであったわけでございます。

福祉教育側の皆さんが介護の施設をどんどん回って議場でいろんなお話をさせていただいているんですけれども、何しろ現場に出させていただくということが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それと、区長さんと自主防と連携を取ってということは当たり前のことではあるんですけども、ぜひとも私も何度も避難所のところへ行きますと、区長さんとか役員の衆があたふたしちゃうんです。やっぱりそこら辺のところはどうしても行政の皆さん、役場の皆さんがちょっとした後押しをしてあげないと、ここはこうやって連絡するんだとかいうところと言ってあげないとなかなか分からないというところもありますので、そんなところは肝に銘じて地区のほうの面倒を見てあげていただきたいと、そんなふうに思っておりますのでお願いいたします。

次へいきます。2番目の行政のデジタル化への取組についてということで、昨日も同僚議員が質問されておりますが、これについては村長と教育長のほうにお伺いしたいと思います。

村長は、情報ツールの発信や行政手続のオンライン化の充実を目指しておられます。このことは誠に結構でありまして、私も大賛成であります。人口減少、少子高齢化により地方の疲弊が進んでおりますので、地方を存続させることを鑑みればデジタル社会の転換というのは当然であります。デジタル庁の9月発足も決まりましたし、骨太の方針、これは今年の骨太の方針にあるようにDX計画はぜひ進めていただきたいと思っております。

ただ、これからが質問になるわけですが、私たちの年代、団塊の世代はまだアナログ人間も多くいるわけですので、高齢化社会のデジタル弱者に対してどう取り組むかをお伺いいたします。

これからの10年、あるいは5年でさま変わりすると思いますが、携帯電話を持たない人はメールもできないわけですので、村長のこのチラシの中にも、第1番目の2丁目に載っておりますので1番、2番のところへ情報ツール、オンライン化、これはぜひ進めていただくのは結構なんですけど、ぜひともアナログ人間を取り残さないようにしていただきたいというのが、これが質問でございます。どう取り組むかをお願いいたします。

2番目といたしまして、国は数年前からGIGA構想を打ち出しております。ICT教育に取り組んでおります。本村も国補助を受けながら、一人一台のパソコンが使えるようになりました。いつかはこんな時代がくるとは思っていましたけど、新型コロナウイルスの影響を受け急速に進んだものと思っております。そして、子供たちが将来どんな職業に就くにしても必要なツールであることから、使える人材として成長されることを願いたいものです。しっかりした指導をお願いしたいと思っております。

最初に子供、保護者の関心度はどうかを伺います。また心配になるのが使い勝手、活用や運用などでございます。どうなのかでございます。以前同僚議員これは村長だったと思いますが、12月の議会で質問しておりますが、新年度を迎えてどんな様子や状況なのか、2名の支援員を今回は予定されておりますが、次の課題等について教育長にお伺いいたします。

1名引き続いてということで3名の支援員で対応されるということでございますので、次の課題を言いますので、そんなところでお願いいたします。持ち帰りの状況、それから家庭での環境、ネット制限、それと子供間、学校間の格差についてコメントがありましたらお願いいたします。

ただ、コロナ対応もありまして本格的にはまだまだのようでございますので、こんなふうに進めたいという、そういうことでお願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政のデジタル化への取組についてです。高齢化社会のデジタル弱者に対する取組について御質問いただきました。

行政手続のデジタル化が進められている今、デジタル技術を使いこなせる人と使いこなせない人、そういったデジタル格差というものが今後拡大していくことが、それを解消していくこと、それが大切な課題となっております。

内閣府の世論調査によりますと、70歳以上の方の約6割がスマートフォンなどの情報機器を利用していないという状況が出ております。そんな中、国では令和3年度、今年度から5か年で国民運動として、家族を含めた若い世代が熟年者に教えることや相談できる場の提供を進めていくという方針を示しています。

例えば、これまで接点の少なかった一つの家族の話なんですけど、孫がおじいちゃんおばあちゃんにSNSの使い方を教えてあげると、そういったところはよく聞く話です。私も、今南原6組にありますが、大体今25世帯ほどありますが、そのうちの3世帯の方にはいろいろこういった機器の使い方を聞かれて適宜お答えをしている、そういったこともございます。

やはりこの南箕輪村は、都市部と違って人と人とのつながりがしっかりしています。そういったところで組の中、本当に御近所でそういった教え合うという仕組みも構築できたらいいのかなと。どうしたらできるかということなんです、やはりそういったときに若い人が一言、例えば草刈りとか側溝さらいをしたときに、ちょっと何かあったら聞いてもいいですよみたいなことを一言言っていただくと、熟年者の方も私に聞いていただくよりも聞きやすいのかなと思います。

そういったところを今後進めていきたいなという思いがあります。しっかりとこの部分はまずは仕組みをして一回いかないといけません、そういった意向を考えております。お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号1番、丸山豊議員、デジタル化に関して学校の関係、教育の関係についてお答えします。

子供たちの様子なんです、ICT機器の活用によりかなり授業に集中する姿がということで、学級が落ち着いたりそんな様子が見られております。保護者のICT教育の関心度についてですが、まだ使用が始まった状況の中で保護者の声が集約をしていますが、先日教育委員会事務局にICTを早く進めていただきたいというそういう男性の方ですが連絡をいただいたりとか、あるいは授業で使っている様子なんです、ちょっと今授業参観がなかなかままならないんですけれども、活用している姿、様子を保護者の方が見られたり、あるいは学級だよりでこんなふうに使っていますということで、御家庭にお知らせしているクラスもございます。

また、タブレット端末を自宅に持ち帰ったことについてですけども、御家庭のWi-Fiの環境等あるいは故障したときの対応、親御さんが不在のときに何かあった場合等々の課題がこれから出てくるかなというふうに思っております。

コロナ禍も含めて、出席停止あるいは長期の休みのときに家で利用できるのはありがたいという声や、朝の会の様子、授業に限らずなんです、学校の様子を家庭に創意的に配信していただきたい、担任とのつながりということ、あるいは仲間とのつながりになると思うんですけど、そういう状況を整えていただきたいという要望もございます。

それから家庭への持ち帰りについては、関心が高いと受け止めております。

今の持ち帰りについてなんです、先に持ち帰るよということより、まず学校の中で先生方がクラスの中あるいは校内あるいは学習の中でオンライン授業でのスキルアップ、それから授業の充実、それからそれを御家庭で家庭へ持ち帰ったときにつなげていくというそのところを今描いているところであります。フィルタリングソフトの導入あるいはルールづくり等と準備、これは御家庭のお力も頂かなきゃいけないというふうに思っているところでございますが、準備しているところでございます。

それから端末の活用についてですが、今先ほど議員がおっしゃったとおりに、支援員さんのお二人を今後お力を頂く予定でおります。端末の操作あるいは授業づくりについてということで、ハード面、ソフト面でのお力を頂くことを描いております。直接教室にも入っていただいとかなんか動きたいなと思っております。今まで以上に多くの授業場面での支援、そこを期待しているところでございます。

私は思うんですけれども、昨日も申し上げましたがやはり授業づくりをしっかりやっ

く、それから、じゃあ紙がなくなるかというとなかなかそうではないという、紙とそれからICT、原山教育長はハイブリッドという言葉が使われていますけども、あるいは萩生田文科大臣も両方をうまく使っていく、それからアナログ云々という見方もあるんですけども、紙っていうのはやはり紙ベースっていうのはうんと大事にしたい、そこら辺を研修を重ねながら子供たちへの環境づくり、授業づくりにということで大事に意識していきたいなとそんなことを思っております。

あとやはり情報モラルのところ、本当に御家庭の意識の向上、そこが大事かなというふうに思っております。自治体によって、正直言って南箕輪とほかの自治体とどうって言った場合に温度差があるかな、取組の状況の違いは正直言ってあるかなと思っておりますが、しっかり頑張ってきている状況があります。

それから御家庭の経済状況による格差、Wi-Fiの環境等も含めながら、そこはモバイルルーターとかいろんな状況をアンケートを通してながら環境についての差がないように、そういう配慮は必要かなというふうに思っております。今後の課題でございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） デジタル弱者については、ぜひ何とかしていただきたいと身近なところからということも分かりますけれども、ぜひメールで流したとかホームページに掲載してあるとか、どうしてもそういう言葉ですぐ返されてしまうところが、非常にやっぱり聞いた本人とか聞いたお年寄りにとってはちょっと困るといいますか、怒りはしないと思うんですけども、何だそれだけかとかいうようなそういうような印象をちょっと持つというような、私も同い年の人とはよくそういう話をしますけれども、やっぱりできない人はそれなりの不満っていうのはあるわけなんでございますが、これも5年か6年、10年のうちには大分変わるかなということで思っておりますので、ぜひそんなところも頭の中に入れておいていただきたいなと、行政のほうにはお願いしたいと思っております。

それとICT教育のほうなんですけども、私、この題材にしたのは、実は4月24日に信濃毎日新聞がデジタル化対応苦戦の教育現場っていうこういう特集というんですか、選挙関係と一緒に絡んでいたと思いますけれども、ここにあったもんですからこれはちょっと聞いてみなきゃいけないかなということを実は感じたところでございます。

これは、何か飯田市の教育委員会の中のことになるんですけども、やっぱり自宅に持ち帰って、禁じられていたにもかかわらず児童生徒が深夜に私用で使ってトラブルを起こしたというようなこういうようなこともありまして、保護者への協力要請も不十分な面があったというようなこんなようなことがあったもんですから、これをちょっと題材にしてみました。

格差のことについて、まだお話をちょっとこれからだろうとは思いますが、松本の教育委員会の関係者の方がちょっとそんなことも、やはり松本市になってくると財力というかそういう体力もありますから、支援員11人ということでプラスアルファもあるということで、みんな全て自治体の裁量でこなしていくということになるもんですから、そこら辺のところでは差がつかないような努力を行政のほうにはお願いしたいと、そんなふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

次、3番目にいきます。広域連携についてということでお願いたします。

広域連合や一部事務組合は、スケールメリットを生かし市町村の枠を超えたごみ処理、消

防や観光など共同で取り組む地域の一体的な発展に向けて取り組んでおります。本村は県下一若い村であります。着実に高齢化は進んでいますし、いずれ人口の減少は訪れます。

コロナ禍に際し、昨年度は一人10万円の支給など国の持ち出しは非常に多かったわけですが、今年度以降は自治体が厳しい財政運営が求められると思います。本村も当初予算の財政力指数の推計値が0.59から0.57を示しております。DXの取組など、業務拡大の中で行政のスリム化、効率化、財政の計画的な執行運営を考えれば、広域的な連携という活用ってというのは重要だと思っております。村長は就任したばかりのまだ新鮮な状態の中で、広域行政についていかがお考えでしょうか。お願いいたします。

例えば、今回コロナ禍という非常事態に際し、小規模町村ではできないが、広域連携ならこんなことができるのではというようなことで御回答いただければ、御答弁いただければありがたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 広域行政についての考え方、あとは新鮮なところで何か具体的な策をという御質問をいただきました。

上伊那地域はやはり、事務事業の共同電算処理やごみの処理広域化など、住民の利便性の向上及び市町村業務の効率化を、広域連携によりかなり進んでできているところであると私は感じております。また今後、少子高齢化が進む中で小規模町村、南箕輪村も入りますが、それは独自に業務を行っていくことは効率的ではありませんので、広域連携をこれからより図っていくことが何より大切だと考えております。

何をやっていくか、今後も若者回帰を含む移住・定住対策、雇用対策、医療体制の強化、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通等を見据えた広域観光の推進などが挙げられますが、上伊那8地方公共団体がそれぞれの特徴に応じたそれぞれ得意とするところで、今後は役割分担をして進めていくべきと私は思っております。

新鮮なアイデアというところで、コロナ禍で今やはり都市部に人が転出してしまいうところを少し抑えが効いていますし、かつ都市部に出た人がこっちに戻ってきたいというところも、かなりこれから増えてまいると思っております。

そういった中で、やはり私は最初に議員になったときの質問で申し上げたんですが、やはり、まずは上伊那の8地方公共団体が共同で職員の採用募集をする、こっちに本当に都会に出ていると田舎っていうのは仕事がないというのが本当に定着していますので、何か私も今就任の挨拶で民間企業を回ると、本当に人が足りないというのをたくさんお聞きします。そういったこちらには働く場所はたくさんあるんだというところを伝えていくためにも、まずはその8自治体が共同で職員を募集する、そうしますと村ですとやはり事務職が1人とか2人しか取れませんが、8自治体合同でやればそれが2ケタ、下手したら3ケタになってまいります。そういった大きなマスがあると、じゃあちょっと挑戦してみようかな、戻ってみようかなとそういった気持ちも生まれてくると思います。それがもし駄目でも、そこからちゃんと民間のところにつないであげれば、じゃあ民間のほうも受けてみようかなとか、そういったふうにつながってまいると思っています。就職は公務員まだまだ人気でございます。そういったところは広域連携でこれからやってまいるように私のほうは働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 私は、たまたま広域行政にいくらか携わっているということもありまして、たまたま一つの事業について先ほども申しましたように、ごみ処理だとか消防だとかそういうものについては本当に一体的にやらないと、今よりもロスが多くなってしまうというのは、それはもろに感じているところでございます。

今村長が言われたような職員の募集を、それぞれ個々の問題になってくるので非常にハードルが高いような感じもいたしますけれども、少ししっかりそういうことがよければ、8市町村でコンセンサスというものそういうものが得られるんだっただらば、そういうことを進めただけならそれはそれなりに結構じゃないかなと、そんなことを今話を聞いていて思いました。

私は今回コロナであったもんですから、他市町村の辰野町が諏訪の日赤だとか、今回村長が中央病院のほうに応援をお願いしたとかそういうこともあったもんですから、コロナに対してうちの自治体だけでやるのではなくて、箕輪町あるいは中央病院の構成団体である伊那市でも、だから3自治体で一緒になって取り組んでやるとか、こんなことができたらもっとスムーズにいったのかななんて、今スムーズに来ているとは思いますが、最初のようなゴタゴタというよりも広域連携を生かすことができたのかなということは感じたところでございます。よろしく願いいたします。

次に、移住・定住対策についてということで村長もお得意の分野になるかと思いますが、村長は地域おこし協力隊で2年の活動がありました。とりわけ移住・定住対策ということで、活躍されていたことは御案内のとおりでございます。村はこの対策に取り組まなくても人口が増加していたこともあり、積極的でなかったわけでございますが、将来を見据えたときに重要な施策として遅ればせながら取り組んできたところでもあります。

現在、上伊那、長野県、全国ほぼ全てが、東京の一極集中是正に向けて取り組み始めております。魅力ある上伊那、南箕輪村の将来展望を描くとき、移住・定住の前段として、定住でもなくてまた交流でもなくて関係人口の増加を目指しているが、どう取り組むかを伺います。

広域連携として村長のコメントを見てこれも報道から拾ったことなんですけども、上伊那の暮らしやすさを全国に伝えたいとか、あるいはフラッグフットボールを主催されているということで、この大会で関係人口に結びつけたいというのは当初からの移住・定住の材料でもありました。

また、村では6次産業化を進めた経緯がありまして提言書がございます。こういう提言書があるわけでございますが、今でも続いている田んぼ体験隊、観光農園などを生かした交流事業をさらに充実されることができればと考えるが、いかがでしょうか。お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 移住・定住対策について、関係人口増加の取組についての考え方はというところで御質問いただいております。

私は移住・定住を担当しておりましたが、かなり難しい分野の仕事であったと感じております。最初採用されたときは、藤城君、2040年にこの村は人口が減るからそれを防いでほしいという、本当にとっても難しい難題を突きつけられたというのを今でも覚えております。

そんな中、国では総務省を中心に関係人口という言葉が急にぼっと出てまいりまして、今までは観光というところが一つステップアップをして、そういった地方と関わりを持つことでいずれは人口、移住につながるみたいなそういった概念でございました。ただ、今なかなかコロナ禍の中で関係人口と申しましてはこちらに来ていただくこともできませんし、なかなかここを全く関係のない人たちにやっていくというのはかなり難しい状況なのかなとは捉えています。

そういった中、やはりこの村から出て行ってしまった、上伊那から都市部に挑戦した若者が戻ってくる、そういったところのほうが既につながりがあるので、私としてはそっちのほうに貢献できるような事業、それを移住・定住対策としては進めていくべきというところではございます。

現在村といたしまして、村が今どういったところでリソースがあるかというところなんですけど、やはり私が思うのは、若い村でありますしそういった中でVC長野トライデンツさんとか経ヶ岳バーティカルリミット、村を聖地にしたいと考えております私がやっているフラッグフットボール、あとはスポーツ施設が非常に大芝高原は充実しているということで、そういったスポーツに関するコンテンツは、この村の規模からしてみるとかなり恵まれているのかなと考えております。

スポーツといたしますと、躍動感とか活力とかそういった若い村という部分ともかなり親和性がありますので、ここの部分はVC長野トライデンツとの連携を中心にさらに強化をすることで、移住・定住対策または関係人口の増加、そういったところに少しリソースを集中して投下して進めてまいりたいなと思っております。

また、先ほど御紹介いただきました私の就任挨拶で申し上げましたが、本当にこの上伊那地域は、災害や雪が少なく働く場所もそれなりにあって食べ物が何よりおいしいです。こんな暮らしやすい地域はなかなか見つからないと思います。

そういった中で、南箕輪村は人口が増えております。今後、さらに恐らく必ずだと思っておりますけど、どんどん人口が減少していく中で増えている村があるというところで、注目が高まっていくと思います。そういった中で、南箕輪村としては村のよさをPRするんじゃなくて上伊那のよさをPRする、そういったところは意識を統一して進めていくべきであると思っております。

そういった中、都市部から見ますと、こういった田舎の魅力はやはり景観でございます。この景観を守っているのが農業施策でございます。そういったつながりのある田んぼ探検隊、観光農園などを生かした交流事業の充実につきましても、村は先ほど御紹介いただきました平成27年の6次産業化の提言を受けまして、味工房の充実や農産物のブランド化、食育などに取り組んできた経緯がございます。

ただ、昨年度はコロナの関係で田んぼ探検隊は休止の状態です。農業体験や観光農園といったことを通じ、村の気候風土で取り入れていたことはとても有意義なことだと思っておりますので、ここの部分も決してスポーツに投下するからやらないということではなくて、一緒に今までやってきたものは生かしつつ取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 移住・定住は本当に難しいという話は、ちょうど村長が地域おこ

し協力隊に入ったときに、私たちの議会のところで3人の方が紹介されて懇談もしたときもありました。あのときに議員皆さんがおっしゃっていたのは、ほかの二人の方とはちょっと違って最も一番取り組みにくいというか、本当に難しい移住・定住のことなんだなというのは私自身も認識していたところでございます。こんなことできるのかななんて思ったりしたところでございます。

だから、全員協議会のときでもちょっと今でも記憶にあるんですけど、K P Iっていうの、移住・定住何人っていうのはつukらないのかっていう言ったら、村長はそんなものできるわけがないってそんなことをお隣の席で言っていた記憶は思い出したところなんですけれども、ぜひ今のよい面を生かしていただいて、関係人口の増加から交流人口、それから移住・定住に結びついていけるような努力をお願いしたいと思います。

次にいきます。5番目の地区公民館で村長との雑談ということでお伺いいたします。

当選された直後の報道であったと思いますが、公務を地区公民館で実施したいという記事がありました。それで所信でも発言がありました。これは、前村長時代も懇談会と称して職員とともに懇談会を開催していた経過がございます。目的は同じかどうか分かりませんが、行政と地域の距離を近づけたい、人と人の距離を近づけたい、村民の声に耳を傾けたいなどと発言されたみのお新聞の報道もありました。地域の皆さんと腹を割った有意義な懇談、対話をしたいということであるのかなと理解しました。

職員帯同なのか、開催主体は地区あるいは行政なのか、行政であるならば地区役員の出席があるのか、テーマはあるかなどの目的をお聞かせください。

新しい村長であるからこそ意思疎通を図るため、地区の皆さんとの対話は大事なことであります。我が地区のお年寄りも期待しているという好意的なコメントを出しております。お願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 地区公民館での取組についての御質問です。

先ほど、現場に出ていってほしいという声も頂きました。そういった理念に基づいた事業になっております。実際に地区公民館を拠点とし私、村長自信が各地区に足を運びまして、地域の課題や協働の村づくりなど基本的に自由なテーマで対話を重ねる事業、仮称とはなりますが村長雑談と今呼んでおります。

この村長雑談については選挙時の私の公約としてではなく、協働のむらづくりや区や組への未加入者増加傾向問題、これをどうやって解決していくんですかというのを具体的に求められたときに、お答えした内容がメディアの方にクローズアップしていただいて現在に至っており、私としても少し驚いているところです。

ただ、実施に向けまして前向きな意見を多く頂戴しておりますので、過去に開催されていた地区懇談会のような形ではなく、もっと気軽にふらっと話せる、そういった形を想定しております。ただ、私も一人の政治家でありますので、政治活動と捉えられてしまう恐れがあります。そういったところを全てクリアにしてから、まずは地区公民館をお借りする形になりますので、現在区長会のほうでも御意見をいただいているところでございます。

しっかりとそういった仕組みを整えてからやってまいりたいと思いますし、やはり政治活動ではなく村事業として私はやっていきたいという思いがありますので、そういった場合、必要最低限の職員を帯同させる必要も出てまいります。ただ、この村役場は少数精鋭で業務

を進めております。可能な限り負担を考慮しながら進めてまいりたいというところでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 多分現場へ出向いていただく、公民館へ行って懇談会をやる様々な質問を受けるだろうと思いますし、また開催時期について時間、昼間だとか夜だとかそれによって働いている人はなかなか昼間だったら出られないとかいうそういうこともあるかと思いますが、現場へ出向いている人とお話をするということはまた大事なことでありますので、ぜひともまだ検討中ということもあるようでございますので、いい方向で進めていただければとそんなふうに思うところでございます。

次に、最後の質問に移ります。総合教育会議の開催についてということでお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長、教育長の一本化や総合教育会議の設置が決まっております。教育委員会ホームページを見ますと、この会議が一年以上にわたって開催されていないようですが、何か理由があったのかお聞きします。この間、学校給食センターの建設計画、新型コロナウイルス対応、ICT教育導入など様々な教育委員会を取り巻く大きな事柄がありました。村長や教育長は常に連携を取られていることは十分私は理解しておりますが、開催されていないということは、村長が教育委員の皆さんと多様な意見交換、議論がなかったということになるかと思います。

また、教育大綱も総合計画が後期となったことからも見直し時期にあらうと考えます。ここは教育長のお考えをお願いします。こども館とかICT教育の記述が必要になってきているのかなとも思っています。総合教育会議の開催については、新村長のお考えもお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。時間の関係がございますので、要点的にお伝えします。

昨年度ですが、総合教育会議はコロナ禍の関係でしていませんというか、できない状況がございました。一昨年度、会場を南部小で総合教育会議を行いまして、ICT機器の推進、それから給食室関係ですと南部小の給食室を待たないのところがあってまず先にやろうと。それから給食センター、そういう方向性が総合教育会議で固まっております。

また、御存じのように総合教育会議は子供たちの安心・安全についてもということで、食物アレルギーガイドラインをそこで確認、しっかり定めたとかそんな経緯がございます。一昨年度の方角性が動いてきて現在に至っている、そんな御理解をいただけたらと思います。

昨年度ですが、村長さんと教育委員会は非常に連携を当然大事なので密にしてきたつもりでございます。現在もそうでございますが、今後も総合教育会議を開きたい、早急にということできるだけ早くというふうに思っていますが、いずれにしろ村長とのいわゆる意思の疎通はしっかりやっていきたい、そんなことを思っています。

それから、教育大綱の関係なんですけれども、おっしゃるように第5次の後期の計画が固まりましたので、今教育委員会でも話題にしながらというところであります。また、総合教育会議で話題にしながら協議を深めてまいりたい、そんなことを思っております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 私の公約の中でも、教育委員会所管の部分は多くございますので、総合教育会議については開催していく意向ということでお願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） ぜひ決められていることでありますので、内容がないようでしたらしくなくても結構ですけれども、教育委員会教育総合会議の議題になるものはたくさんあると思います。特に村長においては、体育の教科担任制云々についてのチラシもございました。私も非常に興味があるものと思っております。ぜひよい会議にしていいただければと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（百瀬 輝和） これで、1番丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから、10時まで休憩とします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 10時00分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番、山崎文直議員。

2 番（山崎 文直） こんにちは。2番、山崎文直です。

私は今回、藤城村長に一般質問2点について質問をしたいと思っております。僅か2点でありますけれども、それも同僚議員の質問とダブっているようなところがございまして、できれば少し掘り下げたような答弁をいただければ大変うれしかないかなというふうに思っています。

私は、藤城村長にもらったこのはがきを毎日台所の御飯を食べるテーブルのところに飾っております。なぜかという、うちの母親もどういう人だねというもんですから、この人だって言って毎日見てもらうっていうので、新鮮な中で頑張っていたきたいなというふうに思います。その中にもあります若さ、スピード、実行力というタイトルがうたわれているわけです。非常にこの若さというところに期待をしているところであります。

約20年ほど前に、私は横浜から村に移住をした人の話を聞いたことがございます。当時はまだ横浜のところで自分の住んでいた宅地が地上げのところで、毎日不動産業者が来て話をされているのもうなかなか嫌気が差して、たまたま日曜日にドライブがてら信州のほうへ向かってきた。たまたまこの中央道の南のほうへ向かってきた。辰野から南に来たときに、すぐ開けた二つのアルプスのところに広いところを見て、信州というイメージの中から山の中というようなイメージが一変しまして非常に感動して、感動しているうちにたまたま伊那インターで降りて、たまたま走っていたら村内の住宅の分譲地の桃太郎旗が目映りまして、思わず当時その方は45歳だったようですけれども、そのときにもう僕はこれから南箕輪に住みたいということですぐ土地を契約していたという話を聞きました。

藤城村長も都会出身ですけれども、私たちは生まれも育ちもこの南箕輪にいまして毎日の景色を当然のように思っていますけれども、そういう点では、やっぱりこういう都会から来たりするとその新鮮な環境なのかなというのを改めて思い出したところです。

やっぱり我々としては、この景観なりを守りながら、地域の人たちが暮らしやすい施策を

皆で実行していくことが大切だろうなということでもあります。そういう点でも、若さのある藤城村長のこれからのリーダーシップに期待をしているところですので、よろしく願いをしたいと思います。

ということで1点目の質問でありますけども、新村長の行政姿勢ということでもあります。5月13日の臨時議会で村長の基本姿勢が示されました。その発言の中でも非常に期待が高いところでもあります。

その中で1番目ですけども、前村長のときからもずっと一般質問してきているわけですが、一般質問は村の事務等について議員が村に対してその方針なりを確認する意味でも重要な機会でもあります。

そういうときに、前村長の時代は主として村長が自ら答弁に立った回数が数多くあったわけがあります。それはそれで直接執行の責任者である村長の答弁を聞くということには、安心感というか直接聞けるわけですからそういうのにこれもいいことだなというふうに思ってきたわけですが、ほかの自治体の状況を新聞等で見たり聞いたりしているところでは、大きな自治体に行きますと、最初から各部長とか課長とかいう方が答弁に立っているという場合もあります。それはそれで、理事者との綿密な打合せの下に答弁に立つことだろうというふうには思いますけども、どちらがいいかというわけではありませんけども、新村長になって村長も挨拶のたびに若い立場の村長ということで、これからの一般質問なりそういうところの対応の仕方としては、村長はこれからどんなようなスタイルで答弁されるのかなというのには興味あるわけがあります。

私自身としては、管理職の人たちが答弁に立つのもまたいいことだなというものです。当然その間にはすり合わせ等が生じることだというふうに思いますから、そういう意味でも、管理職の皆さんもまた責任を持って答弁に立つということもいいことだろうなというふうにも思いますので、そういう機会が増えるのかどうか。

昨日も、村長がまず答弁に立って詳細については課長が答弁に立つという形もありましたけども、今後もそんなような形でいかれるかどうかというところをまずお聞きをしたいなというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2番、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

管理職の答弁に関する質問でございます。新村長の行政姿勢について問われております。

現状を整理いたしますと、一般質問の相手先は長である村長または教育長に対して行っているところでございます。そうなりますと、原則質問に対する答弁は村長、教育長が行うべきものであると私は考えております。

しかしながら、多岐にわたる行政課題の詳細な内容やその数字などについて、村長の私自身が全てを把握して正確に答弁を行うことは、経験が浅いというところもあり現実として難しいことも事実です。昨日は、まっくんバスの件につきましては本当に長年担当している課長がおりましたので、答弁をお願いしたというところもございました。

そういった背景を受けまして、村長は答弁を管理職に委任できることになっております。ただし、管理職の答弁はあくまでも村長答弁を補完するものであり、村長の政治責任まで代行できるものではございません。一問一答形式で行われております当村議会の一般質問につきましては、政策議論を深めたり問題点を浮き彫りにしたり、そういったところで非常に重

要な機会であると私は捉えております。ですので、私の基本姿勢といたしましては、可能な限り答弁につきましては私、村長自身が行ってまいりたいというところでございます。

ただ、今後重箱の隅をつつくようなこと、あとは予算の件で特別委員会でも十分対応できるようなこと、そういった質問が多くなっていくようであれば管理職の答弁が中心となっていくことも考えられますが、現状そのようなことはない質の高い質問をいただいております。そういったふうに考えております。

一般質問の在り方については、議会の議員の皆さんの中でも様々な思いがあるのかと思います。別途議会の相違として例えば管理職の答弁をお願いしますとか、そういった議会の相違として意見を挙げていただければ、こちらもしっかりと議論をして回答してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 議員としては、この一般質問の機会というのは非常に議員活動の中でも最重要の件といたしますか機会であります。できるだけ理事者側からよい答弁を引き出すためにも、我々も勉強したり訓練をしたり調査をしたりしなければならぬという部分で、今後とも村長が可能な限り村長自身が答弁をされる、場合によってはまた管理職の皆さんの詳細について答弁されるというようなことでもありますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思えます。

2つ目の課題であります。これも先ほどの同僚議員の質問とダブるような部分もあります。

村長の挨拶にもありますし公約の中にもありました、地区公民館を拠点にして村民の皆さんの意見を聞く機会を設けていきたいという発言がありました。わいわいがやがやと語り合うというような方針も発言されております。その点をお聞きしますと、やはり若い村長の皆さんのイメージだなというふうにも思えますし、この村へ来ての経験のまだ浅いという部分で、いろんな村の人たちの意見を聴いたりする姿勢は非常にすばらしいものがあるなというふうに思えます。

それで先ほどもありましたが、以前村で行っていましたが地区懇談会とは多少スタイルは違うというような話もありましたが、前は2年に1回くらいありまして公民館を回っていくところもありましたが、ここのところなぜかというか開催されていなかった、コロナの関係もあつたりするだろうというふうに思えます。

この地区懇談会も振り返ってみると、なかなか出てくるのはそのときの区の役員の皆さんを中心として、一般の村民の方が来て意見を述べるという機会は非常に少なかったかなというふうに思えます。そういう意味では、それから少しこのスタイルを変えていく考えがあるのかなといいますが、外へ出ていろんな話を聞くというのは非常にやっぱりなかなかこれと言うはやすしですが、人が集まる部分については大変な部分があるのかなと思います。

阿部県知事も、各地方振興局に出て1日知事室というのをやるというようなことですが、ここのところ何か聞かれないなという部分もあります。そういうので、いろんな実際にやると難しい部分もあると思えますけれども、この辺について藤城村長の再度どんなイメージでやっていきたいかなという答弁をお聞きしたいなというふうに思えます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 先ほどもお答えいたしました。地区公民館を活用した取組につ

いて引き続き御質問をいただきました。

まず、過去行われておりました地区懇談会、こちらの代わりとして行うものではありませんので、今後、各区の要望に応じてまたこちらから働きかけることで、地区懇談会についてはこれとは別に開催をしていく、そういったちょっとすみ分けのところは整理をさせていただきます。

また、やはり議員の質問の中でもありましたが、こういった地区懇談会の形で開催いたしますと、やはり集まってきた中で人が集まるとなかなか発言しにくくなる、そういったところもあります。私もあまり人前でしゃべるのが得意ではありませんので、皆さんがおしゃべりになったときに、会に参加して一言もしゃべらずに帰る、そういったことも多くございます。

そういった中、今具体的にまだこれは決定ではないんですけど考えているのは、例えば土曜日の午後1時から7時くらいまで、本当に6時間という短いような長いような時間ですが、そこに私がおまして本当に伝えたいことがある人が来ていただいて、でも本当にそれが終わったらすぐ帰る形でもいいですし、相談がうまく続けばずっといてもいいですし、ちょっとやってみないと分からない部分があります。

議員御指摘のとおりなかなかやり方が難しいんじゃないか、私もそう思っております。マネジメントの部分はかなり大変になると思います。特に人気が出ればうれしいんですけど、人が来れば来るほど全員とお話ができないという状態も想定されます。ただ、やらないと分かりませんので、まずはしっかりとした仕組みをつくってやってみるということは、ここは大事だと思います。

決して、やったことで失うものは何も私はないと思います。それぞれの村民の方と顔を合わせる機会が増えるということは本当に行政としてやっていくべきことだと、村長としてやっていくべきことだと思っておりますので、この部分は難しいというのは分かっておりますが、まずはやってみてそれからいろいろと仕組みを整えていく、そういったことも大切であると思っております。ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2番（山崎 文直） まずはやってみるということですので、それについては大賛成でございます。どんな形にも完成されたものではありませんので、いろいろやってみてそれから改善をして、みんなとも皆さんからの意見を聴く機会をどうやって設けていくかっていう点では取組をまずやってみて、それに基づいてまた形を変えていくというようなことができ、村の人たちとの交流がどんどん進んでいくような形で挑戦をされていただければなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

質問の2項目めであります。これも同僚議員からの質問もありますし、前にもこの趣旨の質問がありましてまたこれもダブるような部分がありますが、この件につきましても今回また私も村民の方からの声がありましたし、ちょうどこの6月の議会の少し前でしたので、そういう点でもう一回この問題についても取り上げてみようかなというふうな形になったわけです。

村で平成20年から実施をしています福祉入浴券の配布制度、私の親もこの配布をいただいております。もちろん自分一人では行けませんので、私や親戚の者が大芝の湯に行きまして事前

に家族風呂を予約をして利用してくるということで、私なりに利用はさせてもらっています。ありがたいことでもありますけれども、そういう意味で高齢者や障がい者の皆さんの福祉の向上ということである制度でありますけれども、この制度についてはよい制度なわけでもありますけれども、高齢の方や何かにつきましては自分自身で交通手段がなかなか持てない部分で、大芝の湯に行くっていうことそのものが非常に困難だと、さらにこの間、新型感染症の形でお湯へ行くということが怖いということで余計に行く機会が少なくなり、5枚頂いたけれども使いきれなかったというような部分で、その人たちもせっかく頂いたんですけどももったいないけれども行けないんだよねということで、何か違う方法で、制度の趣旨は分かるんですけども、何かほかのものに切替えができればありがたいなという声がございました。

そういう点で、昨日の話でもさらに制度の内容について検討をされていくってというような答弁がありましたけれども、そういう考え、再度確認の意味でもお答えをいただければありがたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 福祉入浴券の配布制度について御質問いただいております。利用状況、利用がしにくい、ほかのサービスへの切替えを考えてはというところがございます。

福祉入浴券につきましては、大芝の湯での入浴を楽しんでいただくために平成20年に要綱を定めまして、村内にお住まいの70歳以上の方、障がい者の方を対象に一人につき年間5枚を交付しております。

利用状況について御質問いただいております。通告書のほうでお答えいたします。

令和2年度は3,245名の方に5枚ずつお送りしておりますので、全てで1万6,225枚を村から住民の皆様へ交付をしております。そのうち7,221枚が利用されています。パーセンテージに直しますと、利用率は44.5%となっております。ただ、昨年はコロナの影響を受けましてかなり利用率は減っております。令和元年度を見ますと利用率は58%でございました。

利用がしにくいという意見を多く頂いております。そういった中、要介護認定者や重度の障がいをお持ちの方などは、昨年度から御家族でも利用できるように取扱いを変更いたしました。そういった変更を行った結果、利用できないのと断られる方が以前は送ってこないでくれという方が80人ほどいらっしゃったんですが、それが昨年度には22人に減ったというところがございます。

昨日も答弁いたしました。家族風呂に使えるようにしてほしい、売店や味工房で使えるようにしてほしいという声がございます。ですが、今まで福祉入浴券交付事業という形で要綱を整備してきた背景もありますし、今年度は既に送付をしておりますので、来年度に向けて制度内容について他のサービスに切り替えることも含めて検討してまいりたいと思います。

やはり、いろいろとこの入浴券事業はいろんな方から、私も地元の方からあまり好意的でない意見を受けるんですが、やはり毎年自分が使わないものが送られてくる、本当に無駄だと感じると思うんです。やはりそういった使う使わないじゃなくて、無駄な税金が使われているというそういったところにも危惧されている方いらっしゃいますので、そういったことがないように工夫をして、この福祉入浴券配布制度につきましては来年度以降改訂を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） そうですね、使わなければそれまでの話なんですけども、内容が分からない人にとっては税金が無駄に使われているっていうふうに思われるということになると、せっかくのいい福祉の制度が勘違いも含めて違った意味で取られるというのは、やるほうにとっても非常に残念な部分もあると思いますので、これについてはまた形を変える、改善をするなりでよい方向にもっていただきたいと思います。

以上であります。

短い時間でありましたけれども、初の藤城村長の若さあふれる答弁を聞きまして非常に安心をしたところであります。ぜひこれからも頑張ってくださいなというふうに思います。

これで、私の今回の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これで、2番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから、10時40分まで休憩とします。

休憩 午前 10時25分

再開 午前 10時40分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、唐澤由江議員。

8 番（唐澤 由江） 8番、唐澤由江です。

私は2年のブランクがありますが、村長選挙の同日の議員補欠選挙で当選しました3期目の唐澤です。図書館で、ある方にこのままの村政でよいのですかと議員選挙を促す声をかけていただきました。令和2年度の活動報告で後援会の解散届を出そうとしていた矢先、声をかけてくださったのは今の会長です。こうして33回目の一般質問をさせていただきます。初心に返って感謝の心で努めます。

さて、新型コロナワクチン接種についてです。昨日の同僚議員からの質問で村長からの回答をいただきましたので、回答については割愛させていただきます。

私の質問内容についてですが、村はコールセンターで5つの電話回線を使用したといいます。殺到しつながら住民は混乱し、またつながったときには問診項目など多くのことを聞かれたといいます。高齢者はネット予約は難しいと思います。集団接種の拡充を速やかにすべきと考えるが、その接種方法や年代順は。また新型コロナ感染症情報の公開についてコンプライアンスの問題が考えられるが、感染回復後の患者の心身のケア、サポートのために感染状況や氏名の公表を県に要請する考えはということで、2番についてはできないという話でありました。

コロナの感染患者については、孤立、孤独、そしていろんな問題が考えられますが、悪化して介護状態になるという人もおりますので、本当は質問していただきたいなと思います。

私も保健師をやっておりますので、みのわ新聞の箕輪町の個別と集団接種の併用を早くに決め、事前の意向調査の早期実施で65歳以上1回の終了が53.3%7,678人中4,095人、2回目は1,587人20.7%という接種率が高いこと、また今後は車椅子の必要性や同伴者への対応などをしていき、また予約の方法としてネットを中心に電話や窓口予約も取り入れたということだそうです。

今後、村長が中央病院からナースとドクターを打ち手や従事者として動員をお願いしたこと、広々とした大芝荘にて集団接種をして速やかに終え、なおかつ国からの交付金も

頂くとのことで大いに期待しております。

また、私も民間で2年のブランクを埋めるべく、医療従事者として5月11日、6月1日に既に接種を受けました。余談ですが、駒ヶ根市は国保の特定健診をせず開業医に任せております。その調査のため、友達と二人で宿直室へ電話をこちらからかけ、700人の状況把握をいたしました。住民がかけるのではなく、こちらが工夫してかけるという手法もあります。国保連の保健師のOB会ということで、3日でやるのを1日で終えました。

村長の記者会見で、大芝高原まつり中止はつらいが全ての接種を終えた後、来年こそまつりを楽しんでほしいとのコメントが印象的でした。

次に、開業医の支援と訪問医療体制の強化についてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員、1、2は答弁は要らないんですか。

8 番（唐澤 由江） 要らないってさっき言いました。

議長（百瀬 輝和） 要らない。

すみません、立って読んでいただいていた方がいいですか。

8 番（唐澤 由江） はい。

3番、医療と介護の福祉の連携は重要と思われませんが、医療機関もワクチン接種を担いながらの診療で思うに任せないと思われれます。訪問医療体制の強化を図り、退院後のケアなど在宅での生活を保障するにはどうしていくのか、村長のお考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 8番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

医師不足や訪問医療体制の強化について御質問をいただいております。県が公表しております長野県の保健医療の現状によりますと、平成26年における人口10万人当たりの医師及び看護師の数につきましては、上伊那は医師が136人、看護師が784人となっております。医師は木曾地域に次いで少なく、また看護師は上伊那が最も少ないというデータが公表されております。

村におきましても、第5次総合計画後期基本計画におきまして、村内においても開業医が少ないとうたっております。また訪問診療の件数が少なく、訪問看護ステーションも村内には存在しない状況です。大きな課題として認識をしております。

現在、村内で在宅生活をされている要介護要支援認定者のうち、訪問診療を受けている方は概算で約23名、パーセンテージにすると7%となっております。この部分はほかの地方公共団体のデータがないので比較は難しいのですが、恐らく低い数字であると村は捉えております。また、訪問診療の実態としては、隣の箕輪町や伊那市の医療機関や訪問看護ステーションから訪問に来ていただいている、そんな状況が続いております。

開業医へ向けての支援策なんですけど、周辺の地方公共団体を見ても、伊那市、箕輪町、飯島町では医療機関開業への支援制度を実は既につくっております。病院の建設費用や医療機器購入費を1,500万円から2,000万円補助する、そういった支援制度が既に動いております。それによって医師の方が開業したというお話もお聞きをしております。

村においては、現状はそういった支援制度はありません。助産所整備支援事業として備品購入費を10万円補助するものはありますが、医師の部分につきましては今のところはございません。ですので、そういった南箕輪村の開業医支援事業補助金交付要綱の制定に向けて、準備は進めているところです。ただこの部分につきましては、既に開業されている病院の

医師の方としっかりと意思疎通、コミュニケーションを取った上で動かしていく、そういった丁寧な動きが必要なのかなと感じております。

また、現在伊那地域定住自立圏共生ビジョンの枠組みの中で御存じかとは思いますが、伊那市では電子カルテや移動診療車による遠隔医療が実験的にですが先行導入をされております。村の導入についても伊那市と連携を取りながら有効性を見て、今後検討してまいりたいと思っております。

そういった中、昨年度医療と介護の連携に関する課題解決を目指して、関係機関の代表の皆様と話合いの場を設けました。今年度は、その話合いの場を在宅医療介護連携推進協議会として正式に立ち上げまして、連携上の課題を一つ一つ解決していくことで在宅医療、この部分を課題と感じております。推進させてまいりたいと思っております。

唐澤議員におかれましては、医療関係者へのつながりの面でお力をお借りできればと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 心強い討論をお聞きしまして、お答えをお聞きしまして本当に素晴らしいなと思いました。

続いてこども館の関係なんですが、社会福祉士の配置強化とこども館の機構改革で何がどう変わるかという質問ですが、子供を取り巻く環境はいじめや貧困、虐待など多くの課題があり、こども館の機構改革をするという子育て支援教育支援相談室は、ネウボラの精神の専門職が配置されております。

非正規であっても保健師、教員、言語聴覚士など様々な問題を丁寧に取り組まれている専門職がおります。スタッフを充実させて、より連携を取りながら早急なケアやリハビリが重要と思われまます。その構想について、社会福祉士の起用の目的と効果は何かお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 社会福祉士の配置強化と機構改革の分、御質問をいただきました。

現在、村に寄せられる福祉の相談につきましては、村の事務職が対応しているのが基本的には現状でございます。そういった中、福祉に対する相談もこういった多様性の社会にありまして、本当に様々になってまいりました。

そういった中、看護師、栄養士、そういった専門職の形で社会福祉士という専門職が今、注目を受けております。社会福祉士の仕事は相談に応じて必要な助言や利用可能な制度、サービスの紹介をはじめサービスの利用調整や関係者間の連絡など、相談者を支えてその抱える課題を解決すること、これが主な仕事になっております。

村役場におきましてもそういった背景を受けまして、現在社会福祉士の資格を持っている職員が3名おります。ただ、3名全員がもともと事務職で仕事をしながら資格を取得しております。その御努力には大変関心をしているところです。

そういったこれからどんどんどんどんさらに高齢化が進むにつれ、福祉の部分の相談も増えてまいります。そういった社会福祉士につきまして、今後は新規の採用職員、大学でも資格を取得している新規の採用職員や会計年度の職員についても今枠がありませんので、その部分もつくっていくことで社会福祉士の配置を強化しまして、村民からの相談をまずは社会福祉士が一元的に受け、そういった体制をつくり上げることで住民福祉の向上につなげて

まいりたいと思っております。

また、こども館に関する機構改革についても御質問いただきました。5月の臨時議会の私の冒頭挨拶で、こども館の活用については令和6年度を目標に進めてまいりますというところをピックアップしていただきました。

現在は、村役場の子供に関わる体制につきましては、子育て支援課、教育委員会、健康福祉課とそれぞれ分散している状況で、連携して子供に関する事業が取りにくい状況がございます。そういった中、機構改革を進めて子供に関する相談業務や行政業務、そういったことを一点に集中させることで、子供、子育てに関する親御さんの心理的な負担をできるだけ解消することや、それこそ切れ目のない子育て支援、唐木前村長のときからの動きですが南箕輪村版ネウボラを実現に向けて一步ステップアップさせる、ワンランクアップさせる、そういったことが機構改革によってできるのではないかと感じております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） すばらしい案だなと感心しております。期待しております。

5番に移ります。大芝高原の将来ビジョンの策定は。村の後期総合計画4の3に大芝高原の整備と活用があるが、皆に愛され癒やしとなる大芝高原の魅力アップをどうしていくのかということ、コロナ禍にあつて大芝の活用として自然豊かな地で密を避ける心理を強め、テレワークや遠隔地同士の商談を容易にするITの進化も地方に向かう背中を押すのでは、大芝荘もテレワークへ貸し出すということもあるのかなとも思います。

2年前、大芝の湯のふれあいプラザへ1か月通いました。やむにやまれぬ足のフレイルのため、それこそ癒やしの森を満喫しました。水中ウォーキング約1時間を休みの日以外ほぼ毎日通ったわけですが、窓ガラス越しに見える林間の様子が最高です。その後、病院勤務により1万歩以上は歩き、足の痛みは治りました。それでコロナにより通うこともなくなりました。お願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原についての御質問をいただきました。

大芝高原につきましては、本当にこの村1万5,750人そういった規模で考えますと、非常にいろいろなものが詰まった豊かなスポット、村民の癒やしスポットであると思います。恐らく、今南箕輪村の事業につきましてはほぼほぼそういったもの全て大芝高原に投下できる、そういった一点集中できるそういった状況が、ああいったすばらしい大芝高原をつくり上げていると思います。

ただ同時に、ありとあらゆるものが大芝高原に複合する形で入っておりまして、計画を立ててやっていかないとなかなか大芝の魅力というものを味わいづらくなっていくところも現実でございます。

現在大芝高原には、味工房、大芝の湯、セラピーロード、スポーツ施設など多くの施設がありまして、憩いの面、観光の面、スポーツの面、防災の面など本当にいろいろな面を持ち合わせております。第5次総合計画後期基本計画の中の具現化を図りながら、現在の状況を踏まえた上で大芝高原はこれからどうしていくかについては、村民の方々でもいろんな思いがあるのかなと思っております。

そういった中、まずはこちらから将来ビジョンを今後は示していきますが、例えば各世代

から意見を集められるように、子供たちにコンテスト形式で大芝高原に欲しい遊具だとかアトラクションなんかを自由に求めたり、中学生、高校生には作文のような形でこういった利用方法がいいんじゃないですかとか、そういったところも今年度イベントが多く中止によっておりますので企画を進めてまいりたいと思っております。

また、もちろん大人の方に向けても様々な御意見を伺いながら将来ビジョンを策定し、その中でお示しをしていきたいと思っております。

基本的には、村報を使って幾つかのビジョンを示して、それについてそれを適宜御意見をいただく形、かなり丁寧にこの大芝高原、皆様の愛されるスポットですのでみんなでつくり上げるような形を可能な限りつくってまいりたいと思います。村報だけじゃなくて、実際のこういった集まる場の設定も必要であると思っております。

そういったことを進めていくに当たりまして、今村役場としては大芝高原、教育委員会、建設水道課、産業課と担当部署が分かれておりまして、なかなか一元的に管理できない状況がございます。そういったことも踏まえまして、この大芝高原の将来ビジョン策定に当たっては新たに課長級の特命担当室長のポストをつくりまして、その業務に当たらせる予定でございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。大芝高原が、みんなが行きたくなくなるような場所にしていていただきたいと思います。

6番、大芝荘の経営悪化の対策はということで、本来であれば一般質問でこの問題を聞くことではありませんが、南みのわ新聞6月8日に大芝荘営業停止にという記事が載りました。コロナ禍で経営状況が厳しく、南箕輪村開発公社は大芝高原の宿泊、交流してきた大芝荘及び併設のレストラン、パル大芝を14日から来年3月末まで営業休止する、2022年度以降の営業などについては、公社内の再建委員会で今年冬までに検討していくと記事に書かれている。

こうなってしまう営業してきた責任はどうか、残った職員がモチベーションを上げられるようしっかり対策を取ってほしいものだと思います。そうは言っても、大芝荘は忘年会や新年会など住民の思い出が強い場所です。このままにしていくのはどうかと、税金を投入しても存続させるのかということも出てくる意見もあるかもしれない。住民の皆さんが大芝荘を断ち切れるかどうか、試しに募金箱を大芝の湯、味工房などに置いてみてはどうか。また、クラウドファンディングで集金されるという話もあるのではないかと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝荘の経営悪化に対する御質問をいただきました。

大芝荘の経営状況につきましては、今議会において報告第3号「一般財団法人南箕輪村開発公社の経営状況につきまして」として行政報告をさせていただいたところでございます。

私は、5月18日の評議委員会で開発公社の理事に選任をされ、現在は理事長という立場でございます。経営状況の数字を初めて確認できたのが5月7日でございます。2020年度の売上げが約3,600万円に対して、仕入れを入れた経常経費が1億円に達しており、年間6,400万円余の赤字というところが出ております。そういったものを判断いたしまして、経営方針の転換が必要であると、就任後間もない状況ではありましたが速やかに判断をさせていただきました。

経営悪化の対策といたしまして、大きな赤字を生んでいる大芝荘事業、宿泊の部分です。そこは速やかに休止いたしまして、反対に村から指定管理をしている大芝の湯、味工房は強化をする方針を打ち出しました。大芝の湯については入湯税、味工房についてはジェラートを中心としたふるさと納税の部分で、公社の部分に表れない村税への直接収入の部分がありましたので、その部分を配慮した形となっております。

今後、公社が立ち行かなくなりますと、村としても非常に先が見えない状況になっております。ですので、6月4日に再建委員会を立ち上げまして、将来に向けた取組を開始いたしました。また、令和2年度の実績に基づいた現実的な令和3年度の予算計画を今改めて整えているところです。

大芝荘はワクチン接種の集団接種の会場に利用するなど、今年度の損失抑制を可能な限り努めるとともに、開発公社が今後再建できるように、令和4年度からの事業計画を責任を持って定めてまいりたいと思っております。

また、今働いている方につきましては丁寧な対応が必要だと思っております。今週日曜日から私が直接理事長の立場で面談をして理解を求めまして、皆さんの士気を高めて令和4年度以降公社が新しい形で生まれ変わって、大芝高原は本当にさらに南箕輪村の人全員に愛されるようなそういった施設となるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。村長の英断に本当に感心しているところです。

次に、7番に移ります。大芝高原の整備と活用について。後期総合計画4の3の1、1番、松くい虫の非常に多い樹種転換で単一でなく多様な樹種が必要と思うがという質問ですが、担当の係長にお話を聞きました。松くい虫は本当に大芝のアカマツはここ2～3年100本ほど伐採しているといい、今に樹種転換しないとアカマツが危ない、丸坊主になってしまう危機にあるという。

小学校の総合学習で小学6年が大芝高原の松くい虫のことを知り、募金箱をコンビニに置いてもらい十数万円貯まったという、そのお金でどんなものを植えるかと相談し、子供たちが今年3月20日に卒業式を過ぎても、どんぐりがいいということでどんぐりを植えたという、紅葉にするかどうかとかいろいろ話し合ったそうです。

中学1年になった子供たちが学校林のお世話をします。また、大芝林を訪れてどのくらい大きくなったかなと感心し、どんぐりの成長を楽しみにしていることでしょうか。お願いします。

議長（百瀬 輝和） ②は。

8 番（唐澤 由江） ②ね、はい。

②について遊具の関係ですが、大型遊具の整備や公園の整備計画の具体性についてをお伺いします。

大芝高原の中を歩いてみました。アスレチックの遊具は段違いステップ、網登り、バランスロープ、一本つり棒、丸太つり橋、タイヤくぐり、平均台などだ。ジャングルジムのところに来ると、親子で一緒に遊んでいた。鉄棒、ターザンロープなどカラフルではあったが表記はなし、若干古いのかなと思いました。ずっとこのままで問題なく安全に使えるか疑問に

思いました。

味工房は火曜の朝市で人はまばらでありました。タマネギと白菜を買い、身近な問題で公園がないという声があります。私の職場は30代のママさんナースが多く、この広々とした森の中で子供が自由になれる場所です。学校の庭は、ブランコや鉄棒がなくなっているといいます。もし園庭で遊ばせるには、当番制で子供を見ていなくてはなりません。新たに公園と言っても土地の問題、維持管理費など考えると村でも二の足を踏むと思います。

大芝高原は森の中で子供が自由になれる場所です。どんな計画かお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原の整備と活用に関する松くい虫の対策の部分、あとは遊具の部分について御質問をいただきました。この2点共に、先ほどお答えした大芝高原のまずは将来ビジョンの策定、その部分を先に進めてからの取組となりますことを御了承ください。

松くい虫の状況ですが、大芝高原では平成18年から薬剤樹幹注入によって松くい虫被害からアカマツを守るために、今大芝高原全体1万3,000本のアカマツがありますが、そのうちの2割の2,300本のアカマツに対して樹幹注入を行ってきた背景があります。ただそういった中ですが、議員御指摘のとおり年、今100本以上のアカマツが松枯れ等の被害を受けてしまっております。

樹幹注入につきましては、一回打って数年たつてまた1回打ってで、また今度3サイクル目を迎えることになりまして、そういったことになりましてアカマツが薬による生理的負担や、アカマツを守りますとその下のヒノキとかそういった別の木々が育ちませんので、そういったことを相対的に配慮いたしまして、樹幹注入は昨年度から行っておりません。

松枯れの被害にあった木への対策ですが、今は発見次第早急に倒してございまして、県や専門機関等と連携をいたしまして被害拡大防止に取り組んでいるところです。

そういった中で、議員からは樹種転換ではなく多様な樹種が必要であるかというところで通告で御質問をいただいております。信州大学の学生が、セラピーロードを楽しんでいらっしゃる方無作為294人にアンケート調査を行っております。

その中においてこんな質問がありました。あなたは将来大芝村有林はどういった形になってほしいですかというアンケート調査でした。そういったときには、60.9%の方が現状のような森がいいと、36.4%が今より多様な樹種がある森がいいと回答しております。ですので、3割以上の方が議員に御質問いただいた多様な樹種もいいんじゃないかという答えをいただいております。

今後、樹種転換を進めるに当たりましては、村の木でありますアカマツをはじめ広葉樹、針葉樹等も含めた、村民に愛される50年後の大芝高原の真の姿の想定した形を進めてまいりたいと思いますので、ここの部分も冒頭申しました大芝高原の将来ビジョンの中で、一つ枠をつくりまして示してまいりたいと思っております。

また、遊具について御質問いただきました。

大芝高原のこれまでの遊具につきましては、公園施設長寿命化計画に基づきまして老朽化や現在の基準に合わない遊具の撤去や更新を行いつつ、新たに複合遊具や公園に少なかった低年齢向けの遊具の新規整備を、近年は国の社会資本整備総合交付金を活用するなどして行ってきた背景がございます。申し上げました複合遊具につきましては、今大芝湖の西の広場、

多目的広場の付近、あとはアスレチック等、公園内いろいろなところに点在しているような状況でございます。

その中で、大型の遊具を新規に整備するとなりますと、もちろん多額の費用がかかってまいります。先ほど紹介した子供たちのコンテストの中にもありますが、そういった中で大型遊具、こういった遊具が欲しいよという要望はかなり上がってくると私は思っているんですが、そういったものを見据えて、大芝高原の将来ビジョンの中に組み込んでいきたいと思っております。

ですので、こういったものにつきましては、基金も積んでおいて対応することも必要なんではないかなと思っております。私の任期は4年になりますが、実現については任期の後半を今のところは考えているところです。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

2番のふるさと納税で村を守る。後期総合計画7の4の4の関連ですが、ここ5年間の実績を見ると目覚ましいものがあり、ふるさと納税が身近なものとなってきました。5年前に比べずっと多額になってきました。

私も宮崎県都城市の返礼品を頂きました。そしたら、市長さんから礼状がきました。日本一の肉と焼酎で500億円になりましたというような内容でした。そんなことで、新たな種類、アスパラとかスイートコーンとかほかになれば、巣籠もり需要になるようなものを拡大していったはいかがかなと。そのツールの活用は、やはり地域おこし協力隊の方が住民を指導して、また多くの兼業農家が作っていますので、ただふるさと納税の票も村をアピールする動画や作っているところの写真、中央アルプス、南アルプスの山々など田園風景でPRしていったはどうでしょうか。

農家も村も守られているふるさと納税返礼品を充実させましょう。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 失礼いたしました。

ふるさと納税で村を守るというところ、通告いただいたまずは5年間の実績の推移と経過についてからお答えをいたします。

5年間の実績であります、平成28年1月からふるさと納税サイトを利用することになったことで伸びてまいりました。平成28年度には約2,200件、3,060万円となっております。それが平成29年度には約1万1,500件、1億3,500万円を超えるまで実績が伸びております。その後も現在まで順調に推移をしております、昨年度は1万4,500件、1億5,200万円あまりの実績となっており、経費を差し引いた村の実収入は7,200万円あまりとなっております。

先ほど御紹介いただいた宮崎県の500億には到底及ばないのですが、村としては伸びてきているというところでございます。

実際何が伸びているかと申しますと、以前は風の村米だより、お米と味工房のジェラートが主力の返礼品でしたが、最近ではリンゴ、梨といった果物が一番出ている返礼品となっております。御質問の中で、アスパラ、スイートコーンなど村特産の農産品を加えたらどうかという御提言をいただいております。

確かに村の農産品が返礼品に加わりますと、ふるさと納税を通じて村特産農産物の知名度

が上がったり、もちろん寄附金額の増収も見込めてまいります。農家にとりましても、小売りを通さずに直接出荷できますので手取りが増えてまいります。大きなメリットがあると考えております。

村としましても村内の小売店、例えばあじ〜なで旬の時期の農産物を箱詰めして地方発送する形態での販売を、こちらは既に行っております。そういった商品を登録してもらえれば、返礼品にすることは可能な状況です。ただ、農産物は出荷できる期間や数量が限られておりますので、事前に受け付ける数を決めて予約を受けて出荷時期に発送するというのが返礼品の扱いになっておりますので、天候等で例えば全然取れなかったとかそういったことが起きたときのリスクが伴うというところでございます。

また同時に、農産物は非常に傷みやすいところとジェラートとかに比べれば日持ちもいたしません。品質のばらつきもあります。ほかの加工品や工業製品と比べてそういったものはクレームが多くなることもありますので、その辺の部分を実際に出荷される事業者の方、農家の方と理解していただいた上で慎重に進める必要があると考えております。

そういった中、意欲がある農家がもしあれば、返礼品の登録や出荷までの流れをつくることをサポートしてまいること、そういったふるさと納税に加えていただくことは可能ではないかと考えております。そういったサポートに、議員御指摘のとおり農業担当の地域おこし協力隊の方は優秀な方がそろっておりますので、そういったところで協業できるというところは考えられると思っておりますので、まずは意向を伺うところから始めてまいりたいと思っております。

今度新しい直売所もできるとお聞きしておりますので、今地域おこし協力隊、元地域おこし協力隊の方もいますが、そういった農家の方々とのつながりが深い者がおりますので、そういったところからふるさと納税に出店してみませんかというところをつなげてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 前向きにふるさと納税額が伸びるようによろしくお願ひします。

3番です。最後の質問になります。大胆な若者らしい村政運営は。コロナ禍2年目で生活と環境は疲弊しています。コロナで移住・定住者の増加が考えられるが、空き家となっている家屋の有効活用、プラットフォーム化はどうか。現在の空き家バンク登録制度とその実態は。空き家件数、空き家バンク登録数活用実績の現状は。ということで、前村長の子育て支援策で村の人口増があります。大芝高原の癒やしの森など、多くの魅力で移住・定住が増加されるのではないかと思います。

両親が亡くなり子供が住まない家が本当に多くて、そういった空き家をよく見受けます。登録した空き家は係長からお聞きするとかなり売行きよく、バンクの効率はよいとお聞きしました。空き家になったバンクに登録するには、まず片づけなくてはなりません。片づけられずそのまま家具が放置され、庭が草だらけで支障木が道へはみ出しても誰も伐採しない、合理的な方法はないか、空き家バンクへさらに登録をする方を増やし、リフォームして元手をかけなければならない。売れなければリスクを負うことになる、そのような問題をリノベーションし有効活用されてはどうでしょうか。

私も昨年妹を亡くしまして相続登記をしましたが、やっぱりバンクに登録するには至らず

不動産にお任せしました。いろいろな問題が空き家にはいっぱいあると思いますので、よろしくをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大胆な若者らしい村政運営はというところで、今回は空き家にクローズアップをして御質問をいただいております。

私がこちらに移住してまいって最初に感じたことは、そのときは5人家族だったんですがやはりファミリーで暮らせる、そういった物件が非常に少ないなというのは感じていたところです。最近はアパート等新築のものが増えてまいりましたが、まだまだネットで検索いたしますとちは子供が小さいですのでドタバタいたします。そういった中ではアパート等は嫌がられますので一軒家を探すんですが、なかなか一軒家の部分は本当に出ていて数件というところがございますので、需要のほうはかなりあるのかなというところがございます。

通告によりまずまずは制度の実態、実績について先に答弁をさせていただきます。

村では、平成29年度から空き家バンク制度を実施しています。現在村で把握している空き家は108件となっております。そのうち8件を伊那市箕輪町と伊那地域定住自立圏事業で構築したウェブサイト伊那地域空き家バンクで公開をしています。

今まで実績ですが、空き家バンクは平成29年度からスタートいたしまして、25件の村内の空き家が売買や賃貸により解消されてきたという実績がございます。

議員から御質問いただきました空き家の有効活用、プラットフォーム化につきましては、令和元年度より伊那市地域定住自立圏事業として空き家の相談会を夏と冬の年2回開催しております。空き家所有者の売買、賃貸借、片づけ、リフォーム、解体、相続等に関することが一度に相談できる場として、空き家の有効活用のためのプラットフォームとして考えております。今後も、空き家に関して心配なことやお困りごとに御利用いただけるよう周知を徹底いたしまして、空き家の利活用につなげていきたいと思っております。

また、今年からエネルギーな地域づくり推進課に地域おこし協力隊が入ってまいりました。私より10以上若いフレッシュな隊員が入ってまいりましたので、彼を中心とした形で空き家の利活用に向けた相談業務等も精力的に行っていきたいと思っております。

今回、題目に大胆な若者らしいというところを頂いておりますので、私といたしましては、実現に向けてはなかなか乗り越えていかなきゃいけないハードルはたくさんあるんですが、今現在、村はほかの地方公共団体に比べますと空き家が非常に少ない状況でございます。そういった中、空き家のゼロを目指すような形でこれから例えば空き家に関する管理条例をつくったり、あとは空き地の部分、空き地の部分でも草が生え茂っていて各区の管理が困っている、そういったこともお聞きしておりますので、空き家、空き地の適正管理の条例なんかも引き続き研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 心強い答弁をありがとうございました。

これで、私の質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、8番、唐澤由江議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

明日11日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。
事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕
議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午前11時23分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 3 年 6 月 1 1 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 1 号～第 8 号 | 討論～採決 |
| 第 2 | 議案第 9 号 | 提案～採決 |
| 第 3 | 議案第 10 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 5 | 継続調査事項 | |

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	原	茂樹	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	田中	俊彦	建設水道課長	武井	厚
会計管理者	高橋	里江	教育次長	清水	勝宏
財務課長	藤澤	隆	代表監査委員	原	浩
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

会議のてんまつ

令和3年6月11日 午後3時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） こんにちは。

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、追加議案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告します。

追加議案2件が提出されておりますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案2件を本日の会議日程とします。

日程第1、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案の上程を行います。

議案第9号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」
について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国の新型コロナウイルスワクチンの接種体制に関する補助金が追加された
ことに伴い、所要の補正をお願いするものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ748
万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億1,749万9,000円とするものであり
ます。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、
御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、村内の65歳以上の方約3,900人のうち、既にワクチン接
種を予約されている方、また医療機関で接種予定の方以外の約600人の方のワクチン接種を、
7月末までに終了するために必要な経費を補正するものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明いたしますので、予算書の7ページをお願いいた

します。

まず、歳出からでございます。4款衛生費、1項1目予防費、0413新型コロナワクチン接種事業748万8,000円でございます。これは01節報酬23万3,000円、6月から7月で不足いたします1名分の会計年度任用職員の報酬でございます。7節報償費389万6,000円、これは医師、看護師それから薬剤師、休日を含めまして2か月分の中の10日分の報償費となるものでございます。8節旅費6,000円は、任用職員の通勤費でございます。10節需用費でございます。32万円、これは医療用のガウンですとか救急蘇生ケース、消毒液ほかの消耗品でございます。11節役務費100万6,000円でございますが、接種に関わる医療従事者の方の保険料延べ124人分の保険料でございます。それから、12節委託料91万7,000円でございます。接種会場が大芝荘となりますので、村開発公社に支払います10日分の会場設営費の委託料でございます。14節工事請負費でございます。75万円、これにつきましては施設内のじゅうたんの設置、それから実際の接種会場となります広間、これは、この広間と広間の間の廊下の段差解消のためのスロープの工事、こういった費用でございます。それから17節の備品購入費につきましては、パーティション22基分の備品購入費でございます。

6ページにお戻りいただきまして、歳入の16款国庫支出金の2項4目衛生費国庫補助金でございます。748万8,000円全額、今申しましたワクチン接種事業に全て補助金を充当するものでございます。

おめくりいただきまして8ページ、9ページにつきましては、先ほど申しました会計年度任用職員2か月の給与費明細書になりますので、別途またお目通しをお願いしたいと思います。

以上、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

議 長（百瀬 輝和） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第9号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第10号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

田中地域づくり推進課長の退席を求めます。

〔田中 俊彦地域づくり推進課長 退席〕

議 長（百瀬 輝和） 職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第10号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めることについて」提案理由を申し上げます。

原茂樹副村長が令和3年6月30日をもって任期満了となることから、新副村長の選任について、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案書を御覧ください。

住所、南箕輪村9538番地2、氏名、田中俊彦、生年月日、昭和38年3月11日、満58歳。経歴につきましては添付資料を御覧ください。よろしくお願ひいたします。

議長（百瀬 輝和） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第10号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

議案第10号は、同意することに決定されました。

田中地域づくり推進課長の着席を求めます。

〔田中 俊彦地域づくり推進課長 着席〕

議長（百瀬 輝和） ただいま、南箕輪村副村長の選任について、全員賛成で同意することに決定しましたので、田中地域づくり推進課長の挨拶を求めます。

田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） ただいまは議会の皆様全員の御信任を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。同時に、非常に身の引き締まる思いであり、恐縮に存じます。

大変微力ではございますが、藤城村長を補佐し職員の皆様と手と手を取り合って、第5次総合計画後期基本計画等の具現化を図ることにより、住民の皆様に住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思っただけのよう、住民の皆様お一人お一人が誇れる南箕輪村になるよう全力を尽くす所存でございますので、改めまして議会の皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 日程第4、請願・陳情を採決します。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 総務経済常任委員会に付託されました陳情6号、7号について、村議会会議規則第91条第1項の定めにより審査の結果を報告します。

審査は、5月31日午後1時半より第一会議室で行いました。審査に当たっては陳情者、上伊那民主商工会滝沢様より説明を受けました。

第6号「消費税率5%の引き下げを求める陳情書」。

内容は、消費税が導入され33年、税率3%で導入されたが、2019年10月には10%と複数税率の実施が行われ、消費税は社会保障財源のためだとされてきましたが社会保障は悪くなるばかりで負担はどんどん重なり、一方で大企業を優遇する税制や所得税、住民税で高所得者を中心としたものだ。中小企業社支援のため、消費税率5%への引下げを実施することのこと。

出された意見としては、陳情としては賛成だかやはり引下げは無理。また、平等の増税だと思う。日本は海外に比べて低い。10%くらいは必要。システム上5%に下げてもその結果は明らかでない。消費税は地方の各自治体に下りてきている。誇張して書かれている。賛成できないというものです。

また、陳情7号「消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入中止を求める陳情書」について説明がありました。インボイスで適格請求書等と呼ばれる伝票を基に、2023年から請求書請求や領収書を基に消費税の納税額を計算する仕組みとのこと。生産者向上に逆行、免税事業者約500万社に対する取引排除や不当な値上げ、圧力等が生じる懸念、中小企業はコロナ対応に追われ、インボイス制度の準備に取りかかれる状況にない。多くの団体が反対しているとのことでありました。

趣旨採択すべきとの意見があったため、まず会議規則の例外であることにより趣旨採択すべきの採択をしました。

採択すべきもの少数で、趣旨採択はなくなりました。

採択すべきの反対意見、1,000万円以下の人たちは納めていない、私たちは消費税を納めている。1,000万円以下の人の親受け負担はどうなのか疑問。なじみがないがインボイスの登録になる480万社、その160万社くらいがお客さんからもらった消費税でいまだ5,000万円から1,000万円免税した影響額3,800万円が未納となっている。

賛成意見、1,000万円以下の経営なのでインボイス制度は採択すべきだ。

したがって、反対意見3、賛成意見1。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第91条の規定により報告いたします。

陳情第6号「消費税率5%の引き下げを求める陳情書」不採択。

陳情第7号「消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入中止を求める陳情書」不採択。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 委員長報告に対する陳情第6号「消費税率5%への引き下げを求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議長（百瀬 輝和） 陳情第6号の討論を行います。

原案に賛成の討論はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 賛成討論を行います。

消費税、1年半以上に続く世界的なコロナ禍の中で、多くの国で住民生活を支えるために消費税減税をしています。一方で我が国では、社会保障の充実といいながらこの間医療費窓口負担200万円以上、75歳以上の方が2割負担、それから医療現場が逼迫している中で病院の再編、縮小を進めるという、今やるべきは感染拡大防止対策と国民の生活を支える施策が必要だということで、消費税減税の引下げに賛成をいたします。

議長（百瀬 輝和） 原案に反対の討論はありませんか。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 1番、丸山です。

消費税のことでありますので非常にナーバスな問題で、あとインボイスについても同じような本当なかなか難しい問題だったわけでございますけれども、2点について理由がありまして、私としては今回は反対討論ということでさせていただきます。

陳情に書かれてありますように、2019年というのは一昨年です。10%複数税率にしたばかりであるということが一つの原因というか理由であります。混乱要因にもなるんじゃないかというそういうことであります。

2つ目につきましては、こういうコロナ禍であって今経済対策を打ち出されている最中であって、ただでさえ今税収減になっているというそんなような状況であります。ちょっと計算していただいても、1%2.7兆円くらいで計算すると約13兆円くらいにはなるわけでございますが、これはちょうど昨年10万円の支給があったと記憶があると思うんですけれども、その金額に匹敵するぐらいの金額であると、これがもし実は消費に使われていたら大分様子も変わっていたんだろうなと思うんですけれども、結局はほとんど銀行だか貯蓄のほうに回ってしまったというのはこの実情でございます。

税収減に代わるものとして考えられるのは、もうほとんど国でやっているような国債のほうへ依存しなきゃしょうがないんじゃないかということになるわけでございます。しかし、財政期日を守らなきゃいけないというそういうようなこともありまして、ここ2点について私は反対するわけでございますが、経済学者はこの消費税率というのはいろんなところでいろんな議論が行われていて、やはりどれが正しいかというのは結局分からないわけでございますけれども、一時的にゼロ%にしろっていうこういう学者もおりますし、陳情書のように5%という方もおります。

また、政府というか財務省が基本スタンスをもって主体的にやっぱりやっているものから、国のほうは財務省の方針に従って、この一昨年の消費税率を今のまんま今維持していくってことは話しているわけでございます。

私は、個人的には正直言って、もう二十数年デフレが続いているこの状態っていうのはやはり何とかしていかなきゃいけないんじゃないかということで、20年ぐらい前から消費税は上げないようにしたほうがいいっていう、そういう自分なりの考え方をもっていただけです。そういう経済学者さんもたくさんおられたということで、ただもし仮にやってきたということであって、今までが全然デフレが消費税を上げてきても解消しなかったということに一つ

原因があるわけでございますけれども、今回一昨年のことを思い出していただければ分かるように、私は正直言って踏み絵を踏まされたような格好になってしまった複数税率、軽減税率を導入したことによって消費税率を上げるような格好になってしまったものですから、賛成もしたところでございますけれども、今の状態は冒頭に申し上げた2点について、とても賛成できる状態じゃないということで反対という立場で答弁させていただきました。

また、この上伊那民主商工会は毎回のように出していただいている、それなりの御努力を認めるところでございますけれども、やっぱり陳情の趣旨にありますように一番上から7行目くらい、8行目くらいなのかな、これは私とほとんど同じような考え方なんですけど、抜本的な拡充とともにその後の緊急の経済対策として消費税減税と過重な事務負担を強いる複数税率の税率の即時廃止が求められますというところから下についてはちょっと賛成できる状態じゃないということ、民主商工会のほかうちの商工会はどういうスタンスを取っているのかなというのは、本当に委員会の中でも一度は聞いていただきたかったというのは私の気持ちでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第6号を採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立少数です。

陳情第6号は、不採択とすることに決定しました。

委員長報告に対する陳情第7号「消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入中止を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 今委員長報告していただいた中で、1,000万円以下の業者でも納税しているっていう、納めているからというようなところの説明がちょっとよく分からなかったの、そのところをちょっと教えていただきたいなと思います。

議長（百瀬 輝和） 唐澤委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 納税している1,000万円以下の人たちは納めていないけれども、私たちは消費税を納めているというふうに言ったんですが。そういう、分かりますか、いいですか。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 私たちは消費税を納めているっていうのは、委員さんたちがということになるわけですか。消費者として納めているというふうに言われているわけですか。そこをちょっとお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 唐澤委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 一人の人がそういうふうに言いました。自分たちは消費税を納めていると。納めていない人がいるのに、納めているとそういうふうに言った意見

です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤委員長、もう少し分かりやすく言っていただいてもいいですか。総務経済常任委員長（唐澤 由江） はい。

採択すべきの意見として、1,000万円以下の人たちは納めていない。私たちは消費税を納めているから不採択すべきという意見が出ました。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、分かりましたか。3回目。

三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 3回目です。

今、言われました意見は、1,000万円以下は免税されているということはそのとおりだと思いますが、私たちは納めているというのは、消費者は消費税を納めているわけではありません。消費税がついたものを買っているということだけであって、納税者は業者ですので営業している人が納税しているというのは納税、消費税の仕組みなので、そのところを間違えた議論をしてはおかしいなと思いましたので質問しました。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第7号の討論を行います。

原案に賛成の討論はありませんか。

9番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） このインボイス制度です。とっても分かりにくいというふうに思います。

消費税10%増税を議論するとき一緒にこの導入が検討されて、実際にも2023年10月から実施に向けて準備しているということでもあります。

民商さんのほうからは丁寧な一つ一つの事例についての中止のものを頂いてあるので、皆さん目を通してはと思いますけれども、現状でも本当にこのコロナ禍の中で中小零細の皆さんは様々な経営の困難を抱えています。自分が働いた分は出さなくても納税しなければならないということの中で、必死に納めているというのがそういう現状があるというふうに思います。

この制度が導入されれば本当に複雑な制度で、結局こういうことにきちんと対応できない場合には多くの増税をされるという懸念がありますし、農業者の皆さんもこの村に大勢いますが同じような心配をされております。

そういう中で、これ以上やっぱり今の経営不振で閉めていく状態が続くことがあったら、この日本の経済を支えている中小企業、零細企業が本当に立ちいくのかという心配もされます。コロナ禍の中でこういうものを導入していくべきではないというふうに思いますので、この陳情には賛成します。

議長（百瀬 輝和） 原案に反対の討論はありませんか。

1番、丸山議員。

1 番（丸山 豊） 1番、丸山です。

非常に難しいインボイスの陳情であります。2年前くらいだったと思います。私も全然インボイスって初めて聞いた委員会に出させていただいて、5人議員がいたわけなんですけれ

ども、そのときは不採択で決まりましたが、そのときに初めてインボイスというのを聞いたわけでございます。でも説明を聞いている中で、やっぱり得をするといういい方おかしいんですけど、消費税を免除されているという方がいること自体に、ちょっと私はそこら辺から違和感を持ち始めたというのが正直なところでございます。

今回こういう陳情書を見させていただきまして、上のほうというか国側の法律改正によってこのインボイスの制度を決めてきたわけなんですけど、意見書の中段のところから下のほうになってくるわけなんですけど、このまま本格実施となれば無数の混乱と悲劇が噴出することは明らかであり、地域経済が大打撃を受けること間違いありませんという、確かにこういうことになってくれば本当に一大事でございます、ふつうの状態じゃないわけでございます。だから、本当にもっと大騒ぎしてもいいんじゃないかなというような気がするわけなんですけども、そこら辺少し冷静になって考えてみなきゃいけないかなということでありました。

なかなか読んでいくと下のほうに、下から2行目あたりに過度な納税負担と実務負担を増大させることは本末転倒だと書いてあるんですけども、確かに実務負担が増大させることはもう誠にそのとおりであって、いろんな少し文献というか資料を読んでみましても事務作業が増えるということは、私はちょっと商売をやっているとかそういうあれじゃないもんですから分かりませんが、これは事務作業が増えるというのは大変なことであるということは誰もがおっしゃっておりました。

やっぱり問題になるのは、この中にもありますように免税業者っていうのが取引から淘汰されそうだという事は、先ほど紹介していただいたインボイス制度実施中止についてこの資料の中にも書かれております。だから、そういう面からいえば確かにそういう影響を受けてしまうなというところは、誠にそのとおりでございます。

しかし、このインボイスを導入する目的からちょっと考えてみれば、やっぱり納税する意識っていうのは誰もが持たなきゃいけないし、免税されている分において少し得をされている方ももしかしたらいるのではというふうな認識も私はちょっと持ってしまったということと、それからインボイスの目的である正確に把握、それから取引の透明性を高めていくこと、それから不正やミスを防ぐという公平性の確保がきちんとできるということであるもんですから、総合的に考えれば、やはりこのインボイスはもう導入していくべきじゃないかなというふうには私としては考えたところでございます。

中小業者の皆さんも、インボイスを使うことによって仕入れ税額の控除を受けることもできるようになりますし、正直言って下請の一人親方になって、やっぱり問題になってくるのは実施インボイス制度、先ほどのこの中にも書かれております。下請がもらえなくなるというような話も確かにそういうような格好になりますので、そこら辺のところは徐々に自分たちもインボイスの制度に入っていくような、そういうような取組を一人親方の方も含めてやっていなきゃいけないんじゃないかなというふうな、今は私の思ったところでございます。

また、これは2023年10月から始まるということになっておりますから、これが廃止スケジュールっていうのが決まっております、完全廃止になるのが29年の10月1日から完全廃止というふうに出ております。その間に80%の控除、50%の控除っていうこういうスケジュールが決まっておりますので、そこら辺のところはちゃんと計画を立ててこういう制度を導入していくと、そういうふうにするのが妥当じゃないかなというふうには考えました。

したがいまして、私はこの導入中止には反対ということで答弁とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

7番、加藤議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤です。これは賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

結局、これは売上げが1,000万円以下の方が免税業者ということで、一番影響を受ける関係であります。しかし、その皆さんの免税事業者であっても、登録番号が欲しい方は申請すればそれなりのものを頂けると。なぜ1,000万円以下の方が免税業者になるかということに関しては、零細事業者や小中企業者が経営に対しての優遇是正施策とそうように考えておりますので、賛成という立場でございます。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論を終わります。

討論なしと認めます。

陳情第7号を採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立少数です。

陳情第7号は、不採択とすることに決定しました。

日程第5、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、6月末をもって副村長を退任されます原副村長から挨拶をお願いします。

副村長（原 茂樹） 議長からお許しを頂きましたので、貴重な時間を頂戴いたしまして御挨拶をさせていただきます。

副村長がこの演台でお話させていただく機会というのはほとんどありませんので、とても光栄に思うところでございます。ちょっと演台から見ますと、また眺めもいつもと違って見えるところでございます。

さておきまして、6月30日に任期満了をもちまして副村長を退任いたします。平成25年第2回定例会で議会の御同意をいただきまして、同年7月から2期8年副村長の職を務めさせていただきます。在任中大過なく職務を終えられますもの、議員の皆様、関係機関の皆様、

村長はじめ職員の皆さん、そして村民の皆様方の御理解、御協力のおかげと厚く御礼申し上げます。

この8年を顧みますと、人口増対策と地方創生に追われる毎日でございました。そして最後の1年は、新型コロナウイルス感染症対策に苦心をする日々となりました。前唐木村長は、長野県町村会の役員などの仕事で多忙を極めておりましたが、副村長として十分なサポートができたとは言い難く、またこの春藤城村長へと交代をされスムーズな移行に努めてきたつもりではございますが、これまた力不足で大変申し訳なく思っております。

本定例会、先ほど新たな副村長の選任につきまして同意がございました。私から申し上げるのも変ですけども、田中さんは情報分野の経験もありまして新しい時代にふさわしい方だと思います。活躍を御期待申し上げます。

転入が多く人口が増え続ける南箕輪村でございます。村民の歌の歌詞の中に、ここに育ちし誇りありとありますが、藤城村長を筆頭にここに暮らす皆さんの大半は、村で生まれ育った方ではないかというふうに思います。作詞をされました加藤明治先生には叱られてしまいますが、皆様方のお力で村民みんながここに暮らせし誇りありと変えて歌えるような、そんな村づくりを進めていっていただきたいというふうにお願いをいたします。

さて、職員から数えますと40年近く勤めさせていただきました。下水道事業の最初の段階に携わらせていただいたことなど思い出は本当に多いわけでございますけれども、課長時代から担当をさせていただきました南原住宅団地内の焼却灰処理を在任中に完了することができましたことが、一番うれしいことでございます。退任後は菜園ライフを楽しみながら、村民の一人としてできる限り村や地域のお役に立てるようお手伝いできればと思っております。

結びに、皆様方のこれまでのお力添えに重ねて感謝を申し上げ、一日も早いコロナ感染症の収束、そしてその後の南箕輪村がますます発展しますことと皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げまして退任の挨拶とさせていただきます。

長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） 村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

6月定例会、12日間の会期大変お疲れさまでした。また、全議案原案どおりお認めをいただきありがとうございます。議案審議や一般質問でいただきました様々な御意見や御提言は、今後の村の村政にしっかりと生かしてまいります。

さて、上伊那の感染警戒レベルが会期中に5から3に引き下げられましたが、飲食店を中心とした経済への打撃が懸念されるところです。県の協力金を漏れのないよう申請いただくとともに、村独自の飲食店支援についても丁寧な説明を進めてまいります。

これから梅雨を迎えます。集中豪雨やゲリラ豪雨による災害がないことを願うとともに、災害対応には万全を期してまいります。

さて、令和2年度の決算状況をまとめる時期となってまいりました。次年度は学校給食センター建設という大きな事業が控えておりますので、基金の積み増しなど財源の確保に努めるとともに、各事業の着実な推進に努めてまいります。

そしてワクチン接種につきましては、今月下旬より大芝荘で集団接種が始まります。これから約半年、11月末まで続く長丁場となり、先生はもとより全く新しい業務が乗っかってく

る形となりますので、役場のスタッフの負担も相当なものであります。議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、ただいま御挨拶をいただきましたが、6月末をもって原副村長が退任をされます。2期8年間村政発展のために多大な御尽力をいただきました。村長に就任してから2か月半の短い期間でありましたが、協力隊時代、議員時代と大変お世話になっており感謝しているところでございます。

南箕輪村が今これだけ注目される村でありますのは、唐木前村長を支えた原副村長の手腕があつてこそでございました。長い間本当にお疲れさまでした。退任後も様々なお立場で、村政の発展のためにお力添えをお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。12日間ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これをもちまして、令和3年第2回南箕輪村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

閉会 午後3時48分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員